

御杖村地域防災計画

令和7年3月改訂

御杖村防災会議

御杖村地域防災計画：目次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的及び構成	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の基本方針	1
第3	計画の運用	2
第4	計画の修正	2
第5	計画の構成	2
第2節	防災機関などの役割	3
第1	関係機関の処理すべき事務または業務の大綱	3
第2	住民及び事業者の責務	7
第3節	御杖村の自然的・社会的条件	9
第1	位置・面積	9
第2	地勢・地質	10
第3	気 象	11
第4	人 口	11
第4節	災害の想定	13
第1	風水害の想定	13
第2	地震災害の想定	13
第5節	災害特性と課題	20
第1	自然的条件からみた風水害特性と課題	20
第2	自然的条件からみた地震災害特性と課題	20
第3	社会的条件からみた災害特性と課題	20
第6節	本村の防災ビジョン	23
第1	防災対策の基本目標	23
第2	防災施策の大綱	24
第2章	災害予防計画	27
第1節	避難行動計画	27
第1	避難の定義	27
第2	避難路の選定基準	27
第3	指定緊急避難場所の選定	27
第4	指定緊急避難場所及び避難路の整備	28
第5	指定緊急避難場所の公表	29
第6	避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築	29
第7	住民への情報伝達手段の確保	29
第8	住民への周知及び啓発	30
第9	防災上重要な施設における計画	31
第10	住民自らが取り組むべきこと	31
第11	自宅療養者等の避難	31
第2節	避難生活計画	33
第1	指定避難所の指定	33
第2	福祉避難所の確保	34
第3	多様な施設の利用	34
第4	指定避難所の整備	35
第5	避難所の運営	36
第6	在宅被災者等への支援体制の整備	38
第7	住民自らが取り組むべきこと	38
第8	避難誘導体制の整備	38

第9	不特定多数が利用する施設.....	40
第3節	災害広報体制の整備.....	41
第1	住民への広報手段の周知.....	41
第2	災害時の広聴体制.....	41
第3	災害広報・広聴責任者の選任.....	41
第4	緊急地震速報の活用.....	42
第5	安否確認及び支援情報等の提供体制の整備.....	42
第4節	帰宅困難者支援体制の整備.....	43
第1	普及啓発.....	43
第2	情報提供の体制づくり.....	43
第3	事業所等における対策.....	43
第4	観光客等への支援対策.....	43
第5節	要配慮者の安全確保計画.....	44
第1	避難行動要支援者名簿の整備.....	44
第2	個別避難計画の作成.....	46
第3	避難支援体制の整備.....	46
第4	避難所における対策.....	46
第5	情報伝達手段の整備.....	47
第6	防災訓練、教育の実施.....	47
第7	要配慮者等向け生活用品・食料等の準備.....	48
第8	社会福祉施設における対策.....	48
第9	防災知識の普及方法.....	48
第6節	住宅応急対策準備計画.....	49
第1	応急仮設住宅の供給体制.....	49
第2	応急仮設住宅の設置.....	49
第3	公営住宅の空き家状況の把握.....	49
第7節	防災教育計画.....	50
第1	学校等における防災教育.....	50
第2	住民に対する防災知識の普及.....	51
第3	村職員に対する防災教育.....	52
第4	防災上重要な施設の管理者等の防災教育.....	52
第5	災害教訓の伝承.....	53
第8節	防災訓練計画.....	54
第1	防災総合訓練.....	54
第2	個別訓練.....	54
第9節	自主防災組織の育成に関する計画.....	56
第1	地域住民などの自主防災組織.....	56
第2	自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等.....	57
第3	自主防災組織の育成強化対策.....	57
第4	防災士の確保と育成.....	58
第5	地区防災計画の策定.....	58
第10節	事業所等の防災の促進に関する計画.....	59
第1	事業所等の役割.....	59
第2	御杖村の役割.....	60
第3	事業所などの自主防災体制.....	60
第11節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画.....	61
第1	消防団の役割.....	61
第12節	ボランティア活動支援環境整備計画.....	63
第1	災害時におけるボランティア活動支援体制の整備.....	63
第2	災害時活動への迅速な対応.....	63
第13節	建築物等災害予防計画.....	64
第1	村有建築物の耐震性の確保.....	64
第2	一般建築物等の耐震診断・改修の促進.....	64

第3	コンピュータの安全対策.....	64
第4	家具等転倒防止対策.....	64
第5	応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備.....	64
第6	その他.....	65
第14節	災害に強い道づくり.....	66
第1	道路等の防災点検調査.....	66
第2	道路の改良・整備.....	66
第3	橋梁の改良・整備.....	66
第4	連絡体制の整備.....	66
第5	危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保.....	66
第6	道路利用者等に対する防災知識の普及.....	66
第15節	緊急輸送道路の整備計画.....	67
第1	緊急輸送道路の整備.....	67
第2	緊急通行車両の確認.....	67
第16節	公共施設等災害予防計画.....	68
第1	道路、橋梁、交通安全施設.....	68
第2	河川管理施設.....	68
第3	公園、緑地.....	68
第17節	ライフライン施設の災害予防計画.....	69
第1	水道施設（住民生活課）.....	69
第2	電気施設（総務課）.....	69
第3	電話通信設備等（総務課）.....	70
第18節	危険物施設等災害予防計画.....	71
第1	危険物の種類、数量把握.....	71
第2	立入り検査の実施.....	71
第3	安全性の向上.....	71
第4	自主防災体制整備の推進.....	71
第19節	地盤災害予防計画.....	72
第1	土砂災害防止対策.....	72
第2	宅地災害予防対策.....	73
第20節	火災関係予防計画.....	75
第1	火災予防計画.....	75
第2	林野火災予防計画.....	76
第3	救急・救助体制の整備.....	77
第21節	第6次地震防災緊急事業五箇年計画.....	78
第22節	防災体制の整備計画.....	79
第1	職員の体制.....	79
第2	防災拠点等の確保・充実.....	79
第3	応急復旧体制・資機材の整備等.....	79
第4	防災関係機関等相互の連携体制.....	79
第5	大規模地震発生時における庁舎の機能継続.....	80
第6	大規模停電対策.....	80
第23節	防災用資機材整備計画.....	81
第1	消防用資機材の整備.....	81
第2	水利施設の整備.....	81
第3	水防用資機材の整備.....	81
第4	救出・救護用資機材の整備.....	81
第5	コミュニティ単位の防災用資機材の整備.....	81
第24節	航空防災体制の整備計画.....	82
第1	消防防災ヘリコプター受入体制の整備.....	82
第2	災害活動用緊急ヘリポートの整備.....	82
第25節	通信体制の整備計画.....	84
第1	防災情報提供システム.....	84

第2	消防無線施設.....	84
第3	電話通信設備.....	84
第4	ケーブルテレビ設備（こまどりケーブル株式会社）.....	85
第5	放送施設.....	86
第6	その他の通信施設.....	86
第7	非常通信体制の充実強化.....	86
第8	孤立集落への通信.....	86
第26節	孤立集落対策.....	87
第1	御杖村、住民・自主防災組織の役割分担.....	87
第27節	応援協力体制の整備計画.....	88
第1	防災関係機関の相互応援体制の整備.....	88
第2	応援受入体制の整備.....	88
第28節	保健医療計画.....	89
第1	初動医療救護体制の整備.....	89
第2	医薬品等の確保供給体制の整備.....	89
第3	要配慮者に対する医療救護体制の整備.....	89
第4	後方医療体制の整備.....	89
第5	広域搬送拠点の整備.....	90
第6	災害医療に関する普及啓発.....	90
第29節	防疫予防計画.....	91
第1	防疫実施組織の設置.....	91
第2	防疫用資機材等の整備.....	91
第3	職員の訓練.....	91
第30節	火葬場等の確保計画.....	92
第31節	廃棄物処理計画.....	93
第1	相互支援体制の構築.....	93
第2	廃棄物処理体制の整備.....	93
第3	廃棄物仮置き場等の整備.....	93
第32節	食料、生活必需品の確保計画.....	94
第1	御杖村、住民の役割分担.....	94
第2	物資の調達体制の整備.....	94
第3	報 告.....	95
第4	物資の備蓄.....	95
第5	物資集配地の整備.....	96
第33節	文化財災害予防計画.....	97
第1	所有者・管理者への指導・助言.....	97
第2	文化財の防災思想の普及.....	97
第3	関係機関との連絡・協力体制の確立.....	97
第34節	風水害予防計画.....	98
第1	水害への備え.....	98
第2	風害予防.....	99
第35節	雪害予防計画.....	100
第1	実施区分.....	100
第2	除雪機械等の確保.....	100
第3	凍結防止材の確保.....	100
第4	除雪体制の整備.....	100
第36節	総合的な土砂災害防止対策.....	101
第1	警戒避難体制の整備.....	101
第2	住民への周知内容.....	101
第3	要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援.....	102
第3章	災害応急対策計画.....	105

第1節	避難行動計画.....	105
第1	避難指示等の発令.....	105
第2	警戒区域の設定.....	109
第3	広域避難.....	110
第4	避難の指示等の周知.....	111
第5	指定緊急避難場所への避難.....	112
第2節	避難生活計画.....	113
第1	指定避難所開設の事前準備.....	113
第2	指定避難所の設置.....	113
第3	県への報告.....	115
第4	避難誘導.....	115
第5	避難所の運営.....	116
第6	要配慮者の避難対策.....	118
第7	在宅被災者等への支援.....	119
第8	車中泊者への対応.....	120
第9	広域一時滞在.....	120
第3節	帰宅困難者対策.....	121
第1	発災直後の対応.....	121
第2	帰宅困難者への情報提供.....	121
第4節	要配慮者の支援計画.....	122
第1	実施体制.....	122
第2	要配慮者への支援.....	122
第3	災害情報等の周知.....	123
第4	避難誘導.....	123
第5	安否確認及び被災状況の報告.....	123
第6	被災した要配慮者対策.....	124
第7	食料、生活必需品供給.....	124
第8	応急仮設住宅.....	125
第9	留意事項.....	125
第5節	住宅災害応急対策.....	126
第1	実施体制.....	126
第2	対象者.....	126
第3	応急仮設住宅の確保.....	126
第4	住宅の応急修理.....	127
第5	公営住宅の特例使用.....	127
第6	関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介.....	127
第6節	活動体制計画.....	128
第1	風水害等応急対策活動体制.....	128
第2	地震災害応急対策活動体制.....	129
第3	動員計画.....	130
第4	活動組織の体制と掌握事務.....	132
第7節	災害情報の収集・伝達計画.....	138
第1	気象情報及び地震情報の伝達.....	138
第2	情報の種類.....	138
第3	災害情報の伝達.....	146
第4	災害情報の調査・報告計画.....	153
第5	総務課から県防災統括室への報告.....	154
第6	報告系統.....	155
第7	報告を行うことができない場合.....	155
第8	村事業担当課等から県事業担当課への報告.....	155
第9	被災者の安否情報.....	155
第8節	被害状況の調査・報告計画.....	157
第1	実施体制.....	157
第2	被害状況の調査.....	158

第3	県に対する被害状況報告の基準	158
第4	国（消防庁）に対する被害状況報告の基準	158
第5	報告系統	158
第9節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	161
第1	実施体制	161
第2	ヘリコプター派遣要請の要件	161
第3	ヘリコプターの派遣要請先	161
第4	ヘリコプターの受入体制の整備	162
第5	ヘリコプターの受入準備	162
第6	離着陸不能の条件	162
第10節	通信運用計画	163
第1	実施体制	163
第2	通信手段の確保	163
第3	災害時の通信連絡	163
第4	有線通信が途絶した場合の措置	163
第11節	災害広報計画	164
第1	実施体制	164
第2	広報活動	164
第12節	受援体制の整備	166
第1	実施体制	166
第2	自衛隊への災害派遣要請	166
第3	緊急消防援助隊の応援要請	169
第4	広域航空消防の応援要請	171
第5	他の行政機関等への応援の要請	171
第6	その他防災関係機関への応援の要請	173
第13節	公共施設等の応急復旧計画	174
第1	初動応急対策	174
第2	実施体制	174
第3	情報の収集・連絡	174
第4	応急復旧	174
第5	山地災害応急対策	174
第14節	ライフライン関係施設災害応急対策	175
第1	水道施設（住民生活課）	175
第2	電気施設（総務課）	175
第3	電気通信設備等（総務課）	176
第4	ガス供給対策（総務課）	176
第15節	危険物等施設災害応急対策	177
第1	実施体制	177
第2	災害発生時の措置	177
第3	危険物施設の管理者等に対する推進	177
第16節	地盤災害応急対策	178
第1	実施体制	178
第2	土砂災害応急対策	178
第3	被災宅地の危険度判定	178
第4	山地災害応急対策	178
第17節	消火活動計画	179
第1	実施体制	179
第2	出火防止・初期消火	179
第3	消防団の活動	179
第4	相互応援協力	180
第5	林野火災応急対策	181
第18節	救急救助活動	183
第1	救急活動	183

第2	救助活動.....	183
第3	各関係機関の相互協力.....	183
第19節	医療救護計画.....	184
第1	実施体制.....	184
第2	医療情報の収集活動.....	184
第3	初期医療体制.....	184
第4	医薬品等の供給.....	184
第20節	緊急輸送計画.....	185
第1	実施体制.....	185
第2	緊急輸送の範囲.....	185
第3	輸送力の確保.....	185
第4	緊急輸送体制の確立.....	186
第21節	災害警備、交通規制計画.....	187
第1	実施体制.....	187
第2	交通支障箇所の調査.....	187
第3	被災地及びその周辺における交通規制.....	187
第22節	食料、生活必需品の供給計画.....	188
第1	食料供給計画.....	188
第2	生活必需品供給計画.....	190
第3	救援物資対応計画.....	191
第23節	給水計画.....	193
第1	実施体制.....	193
第2	給水対象者と給水量.....	193
第3	飲料水等の確保.....	193
第4	給水方法.....	193
第5	給水応援.....	194
第6	応急復旧の方法.....	194
第24節	防疫、保健衛生計画.....	195
第1	実施体制.....	195
第2	防疫、保健衛生活動.....	195
第3	防疫用資機材・薬剤の調達.....	196
第4	入浴サービス.....	196
第5	家庭動物の収容対策.....	196
第25節	遺体の火葬等計画.....	197
第1	実施体制.....	197
第2	遺体の捜索.....	197
第3	遺体の収容.....	197
第4	遺体の処理及び火葬等の実施.....	197
第26節	廃棄物の処理及び清掃計画.....	198
第1	がれきの処理.....	198
第2	生活ごみの処理.....	199
第3	し尿処理.....	199
第4	廃棄物処理施設の復旧.....	200
第27節	ボランティア活動支援計画.....	201
第1	実施体制.....	201
第2	災害ボランティアの受入体制.....	201
第3	災害ボランティアの確保.....	201
第28節	災害救助法等による救助計画.....	203
第1	災害救助法の適用基準.....	203
第2	滅失世帯の算定基準.....	203
第3	災害救助法の適用手続.....	203
第4	応急救助の実施.....	204
第5	書類の整備・保管.....	204

第6 災害救助法が適用されない場合の措置.....	204
第29節 労務計画.....	205
第1 実施体制.....	205
第2 作業要員の雇用及び応援要請.....	205
第3 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請.....	206
第30節 文教対策計画.....	207
第1 実施体制.....	207
第2 被害情報の収集.....	207
第3 児童・生徒等の安全確保.....	207
第4 応急教育の実施.....	208
第5 児童・生徒等に対する援助.....	208
第6 学校給食.....	208
第7 被災者の救護活動への連携・協力.....	209
第31節 文化財災害応急対策.....	210
第1 実施体制.....	210
第2 被害状況の把握.....	210
第3 応急措置.....	210
第4 支援要請.....	211
第32節 風水害応急対策.....	212
第1 実施体制.....	212
第2 大地震発生時における水防活動.....	212
第3 水防情報の受信.....	212
第4 警戒・広報活動の実施.....	212
第5 被害状況等の調査・報告.....	213
第6 応急工作の実施等.....	213
第7 風水害時の避難指示等の発令判断基準.....	213
第33節 二次災害の防止対策.....	215
第1 実施体制.....	215
第2 土砂災害応急対策.....	215
第3 被災建築物の応急危険度判定.....	215
第4 被災宅地の危険度判定.....	215
第34節 雪害応急対策.....	216
第1 実施体制.....	216
第2 情報収集・連絡体制の強化.....	216
第3 道路交通の確保.....	216
第35節 林野火災応急対策.....	217
第1 火災の発見・通報.....	217
第2 消火・救出活動.....	217
第3 避難・誘導.....	217
第4 広域応援等の要請.....	218
第5 鎮火後の措置.....	218
第36節 原子力災害応急対策.....	219
第1 村の活動体制.....	219
第2 県による情報の収集及び連絡.....	219
第3 災害時の広報・相談活動の実施.....	219
第4 避難者の受入れ.....	219
第37節 放射性物質保管施設災害応急対策.....	220
第4章 災害復旧・復興計画.....	221
第1節 公共施設の災害復旧.....	221
第1 実施責任者.....	221
第2 災害復旧事業計画.....	221

第2節	被災者の生活の確保.....	222
第1	被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成.....	222
第2	被災者生活再建支援法.....	224
第3	生活相談.....	226
第4	女性や性的マイノリティのための相談.....	226
第5	雇用対策.....	226
第6	税・使用料等の徴収猶予及び減免.....	227
第7	援助資金の貸付等.....	227
第8	公営住宅の建設.....	228
第9	郵政事業の特別措置.....	228
第3節	被災中小企業の振興.....	230
第4節	農林業者への融資.....	231
第1	農業災害に対する融資制度.....	231
第2	林業災害に対する融資制度.....	231
第5節	義援金の取扱いに関する計画.....	232
第1	実施体制.....	232
第2	義援金の募集・受付.....	232
第3	義援物資の募集、受付.....	233
第6節	義援金品の配分.....	234
第1	義援金品の受付.....	234
第2	義援金品の保管.....	234
第3	義援金品の配分・交付.....	234
第7節	激甚災害の指定に関する計画.....	235
第1	激甚災害に関する調査.....	235
第2	激甚災害指定の迅速化.....	235
第3	激甚災害に関する財政援助措置.....	235
第8節	災害復旧・復興計画.....	237
第1	災害復興アクションモデル.....	237
第2	復興計画の策定.....	238
第3	復興対策体制の整備.....	238
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	241
第1節	総 則.....	241
第1	推進計画の目的.....	241
第2	基本的な考え方.....	241
第3	防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	241
第2節	南海トラフ地震臨時情報.....	242
第1	地震の時間差発生による災害の拡大防止.....	242
第2	南海トラフ地震臨時情報の発表.....	242
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項.....	244
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項.....	244
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	245
第1	奈良県地震防災緊急事業五箇年計画.....	245
第2	その他.....	245
第4節	防災訓練計画等.....	246
第1	防災訓練計画.....	246
第2	公共施設における防災対策の充実.....	246
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画.....	247
第1	村職員に対する防災知識の普及.....	247
第2	住民に対する防災知識の普及.....	247

第3	学校教育.....	248
第6節	地域防災力の向上に関する計画.....	249
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上.....	249
第2	事業所等の災害対応能力の向上.....	249
第7節	広域かつ甚大な被害への備え.....	250
第1	広域防災体制の確立.....	250
第2	建築物等の耐震診断、耐震改修の促進.....	251
第3	長周期地震動対策.....	251
第4	斜面崩壊、液状化対策.....	251
第5	時間差発生による災害の拡大防止.....	251
第6	相談窓口の設置.....	252
第7	帰宅困難者対策.....	252

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び御杖村防災会議条例（昭和37年条例第182号）の規定に基づき、御杖村の地域に係る災害対策に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務または業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る。

また、住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、住民の安全と安心を確保するため、「公助」として、防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施していく必要がある。併せて住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要であり、特に、気候変動の影響等により新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

本計画は、災害対策基本法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家族、地域、企業、団体など社会の様々な主体が連携し、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取組を推進するとともに、村及び県による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るための指針として定める。

また、その推進にあたり、災害種や地域の実情に応じた重点課題を考慮し、本計画に必要事項を掲げるとともに、関係機関などの連携の強化を図る。

1 防災対策の基本方針

防災対策の基本方針は、御杖村の防災行政を進めるうえで考慮すべき地域条件や災害の特性を踏まえ、防災対策の基本目標及び骨格的な施策の大綱を明らかにしたものである。このうち防災施策の大綱は、災害予防計画の前提となるべきものであり、今後の具体的な防災対策が進められるように、その方向性を明確化するものである。

計画の推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- (3) 村、県、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- (7) 関係法令の遵守
- (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- (9) 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立

2 計画の策定

村は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、効果的かつ具体的な防災活動を実施するために御杖村地域防災計画を策定する。

第3 計画の運用

各防災関係機関は、この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画を策定し、その具体的推進に努める。

本計画に関連する各種防災関連のマニュアルは、緊急度の高いものから順次策定を進める。また、それぞれのマニュアル策定後は、定期的に訓練を実施し、問題点などを検証し、必要に応じマニュアルの修正を加え、より実践的なマニュアルづくりを進める。

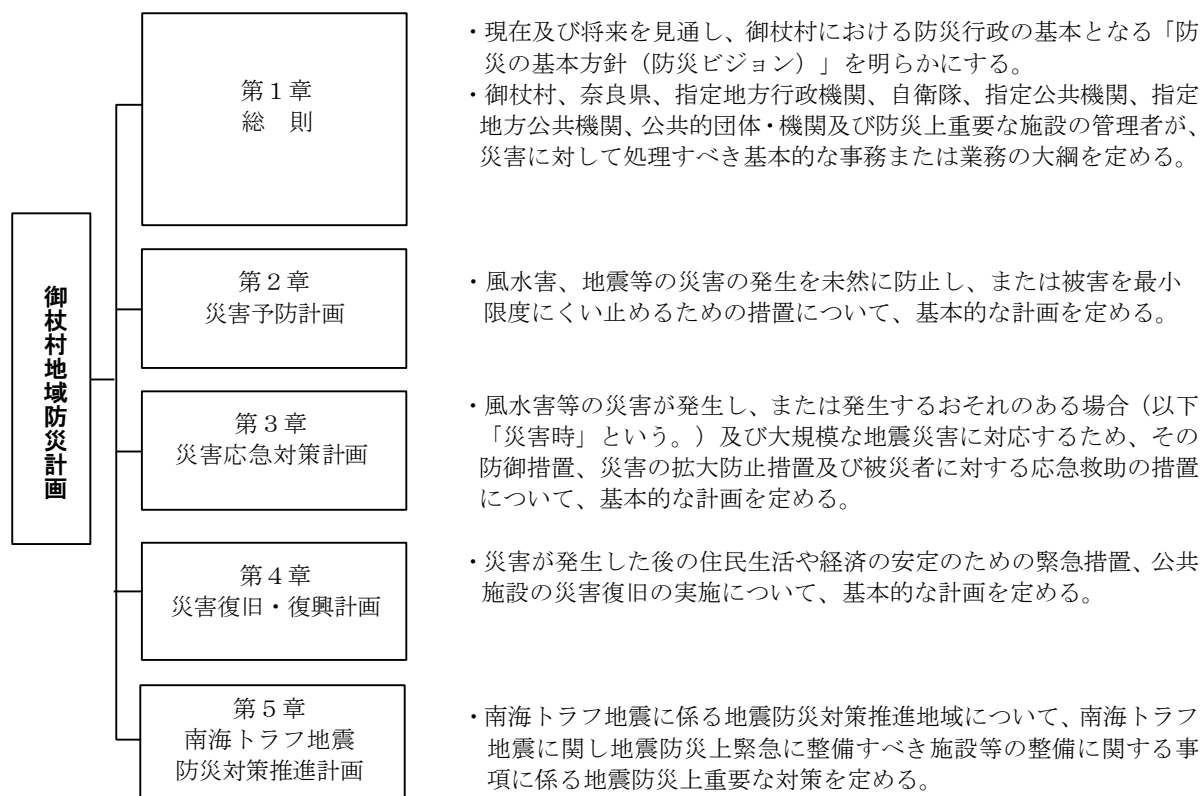
第4 計画の修正

村は、この計画を災害対策基本法第42条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、各防災関係機関は、関係のある事項について計画修正案を村防災会議（窓口：総務課）に提出する。

第5 計画の構成

この計画は、過去に発生した災害の状況及び本村の地域特性より想定される災害に対する基礎に、防災対策の基本方針及び災害に対処するための基本的な計画を定めたものであり、「第1章 総則」「第2章 災害予防計画」「第3章 応急対策計画」「第4章 災害復旧・復興計画」「第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画」により構成される計画とする。



第2節 防災機関などの役割

御杖村、奈良県、奈良県広域消防組合、桜井警察署、御杖村の区域を管轄、もしくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関及び防災上重要な施設の管理者などは、概ね次の事務または業務を処理する。

第1 関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

1 御杖村

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
御 杖 村	1. 防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 住民による自主防災組織等の育成 5. 防災用資機材の整備 6. 防災訓練・避難訓練の実施 7. 防災活動・通信体制の整備 8. 消防力・消防水利等の整備 9. 救急・救助体制の整備 10. 危険物施設等の災害予防 11. 公共建築物・公共施設の防災性の向上 12. 防災構造の強化 13. 上水道の確保体制の整備 14. 避難計画の作成及び避難所等の整備 15. ボランティア活動支援の環境の整備 16. 要配慮者の安全確保体制の整備 17. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 18. 防疫予防体制の整備 19. 廃棄物処理体制の整備 20. 火葬場等の確保体制の整備 21. その他	1. 災害応急対策に関する事務または業務の総合調整 2. 災害対策本部に関する事務 3. 災害対策要員の動員 4. 早期災害情報・被害状況等の収集伝達及び報告 5. ヘリコプターの受入準備 6. 災害広報 7. 消防、救急・救助、水防等の応急措置 8. 被災者の救出・救難・救助等 9. ボランティアの活動支援 10. 要配慮者の処遇 11. 避難の指示 12. 避難所の設置・運営 13. 災害時における交通・輸送の確保 14. 食料、飲料水、生活必需品の供給 15. 危険物施設等の応急対策 16. 防疫等応急保健衛生対策 17. 遺体の搜索、火葬等 18. 廃棄物の処理及び清掃 19. 災害時における文教対策 20. 復旧資材の確保 21. 被災施設の応急対策 22. 義援金の募集活動の支援 23. その他	1. 災害復旧に関する業務または業務の総合調整 2. 被害調査の実施 3. 被災施設の復旧 4. 義援金の配分の支援 5. 被災者の生活支援 6. その他

2 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
奈 良 県	1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策または復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保 8. 緊急物資の調達・供給 9. 災害を受けた児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施
奈良県警察本部 【桜井警察署】	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体見分または検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿地方整備局	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制整備に関すること 4. 指定河川の洪水及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること 3. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施	1. 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
奈良地方気象台	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 3. 防災気象知識の普及	1. 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 2. 特に必要があると認める場合の防災支援情報の提供	

4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第4施設団	1. 災害派遣の計画及び準備 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 遭難者等の捜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路または水路の啓開 7. 応急医療、救護、防疫 8. 人員及び物資の緊急輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与または譲与 11. 危険物の保安及び除去等	1. 災害復旧対策の支援

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
日本郵便(株) (御杖郵便局)		1. 災害時における郵政業務運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策	1. 被災郵政業務施設の普及復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1. 医療救護班、赤十字社飛行隊の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 義援金品の募集並びに分配の斡旋 3. 労力奉仕班の編成及び派遣の斡旋 4. 血液製剤の確保及び供給	1. 義援金の配分の連絡調整
西日本電信電話(株) (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	1. 被災電気通信設備の復旧
関西電力送配電(株) (高田配電営業所)	1. 電力施設の保全と整備 2. 気象観測についての協力	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	1. 被災電力施設の復旧
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
日本通運(株) (奈良支店)		1. 災害時における緊急陸上輸送の協力	1. 復旧資材の輸送
こまどり ケーブル(株)	1. ケーブルテレビ施設の保全	1. ケーブルテレビ施設の応急対策	1. 被災ケーブルテレビ施設の災害復旧

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
奈良交通(株) (榛原営業所)	1. 輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の協力 2. 輸送施設等の災害応急対策	1. 被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送 等	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	1. 被災放送施設の復旧
(社)奈良県 トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	

7 消防関係機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
奈良県 広域消防組合	1. 災害の警備及び警戒の防御 2. 火災予防及び取締り	1. 消・水防、その他の応急措置 2. 被災者の救難、救助	
御杖村消防団	1. 災害の警備及び警戒の防御 2. 火災予防	1. 消・水防、その他の応急措置 2. 被災者の救難、救助	

8 公共的団体・その他関係機関及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
御杖村 社会福祉協議会	1. 要配慮者の把握 2. 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 3. ボランティアの活動環境の整備	1. 要配慮者対策 2. ボランティアの受入れ	1. 被災者に対する村支援への協力
奈良県 農業協同組合 (みつえ支店) 御杖村森林組合	1. 共同利用施設の整備と防災管理	1. 共同利用施設の災害応急対策 2. 農林業生産資機材及び農林家生活資材の確保斡旋 3. 県、村が行う被害状況調査及びその応急対策についての協力 4. 農産物・林産物の被害応急対策の指導	1. 被災共同利用施設の復旧 2. 被災組合員に対する融資または斡旋
奈良県 建設業協会 (宇陀支部)		1. 災害時における障害物の除去等の応急措置 2. 災害時における公共施設等の応急対策に対する協力	
宇陀商工会 御杖支所		1. 物価安定についての協力 2. 救助用物資、復旧資材の確保、協力斡旋	1. 商工業者への融資斡旋実施 2. 災害時における中央資金源の導入
御杖村区長会 自治会(常会)	1. 防災訓練	1. 各種情報の連絡 2. 避難者の支援 3. その他応急措置の協力	
医療機関	1. 避難施設の整備 2. 避難訓練	1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産救護	
奈良県医師会 宇陀地区医師会		1. 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産救護	
金融機関			1. 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 2. 預貯金の中途解約、払出事務の簡素化など特例措置
危険物施設 などの管理者	1. 安全管理の徹底 2. 防護施設の整備	1. 関係機関への被害状況及び応急対策の実施状況の報告	

第2 住民及び事業者の責務

事業所は、地域における常会などと緊密な連携をとり、防災活動の推進に協力することが求められる。

1 住民の果たすべき役割

住民は、災害による被害を軽減するため、火災などの二次的災害の防止に努め、地域住民による自主防災組織などの組織的な防災体制の確立を図る。

(1) 平時から実施する事項

- ア 風水害をはじめ一般防災に関する知識の吸収
- イ 地域固有の災害危険性の理解と認識
- ウ 火気使用器具などの安全点検と火災予防措置
- エ 避難場所、避難路、避難所などの確認
- オ 飲料水、食料、生活必需品などの備蓄（非常用持ち出し最低3日分、推奨1週間分）
- カ 各種防災訓練への参加（初期消火、救出、避難など）

(2) 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 出火防止措置及び初期消火
- ウ 近隣の声かけ合いと適切な避難
- エ 組織的な応急復旧活動への参加と協力

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、各地域（大字）における自治会（常会）を含めた自主防災組織のもとで、地域住民が協力し合い組織的に行動することが効果的である。

地域の実状に即した住民の組織力を強化し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

(1) 平時から実施する事項

- ア 自主防災組織の指導者（リーダー）の養成と組織的活動の活性化
- イ 地域内における危険箇所の点検や防災関連施策の確認
- ウ 各種防災訓練の実施（初期消火、救出、避難など）
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 風水害等の防災に関する知識の普及・啓発
- カ 防災計画書の作成

(2) 災害発生時に実施が必要となる事項

- ア 適切な情報の収集及び伝達と地域住民に対する広報活動
- イ 初期消火及び延焼防止
- ウ 適切な避難誘導と避難所運営体制の確立
- エ 負傷者や要配慮者の救出・救護
- オ 飲料水、食料等の救援物資の仕分及び炊き出しの支援・協力
- カ 被災地の保全と防犯活動

3 事業者の果たすべき役割

村内の事業所は、消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に対応した計画的な防災体制の充実を図ることにより、従業員、利用者などの安全を確保、地域の防災活動への積極的な協力に努める。

- (1) 平時から実施する事項
 - ア 防災責任者の育成
 - イ 建築物の不燃化など防災性強化の促進
 - ウ 施設、設備の安全管理
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 従業員に対する防災に関する知識の普及
 - カ 自衛防災組織の結成と防災計画の作成
 - キ 防災用資機材の備蓄及び管理
 - ク 飲料水、食料、生活必需品などの備蓄
 - ケ 広告、外装材などの落下防止
- (2) 災害発生時に実施が必要となる事項
 - ア 正確な情報の収集及び伝達
 - イ 初期消火の実施
 - ウ 従業員、利用者などの避難誘導
 - エ 応急救助・救護
 - オ ボランティア活動への支援

第3節 御杖村の自然的・社会的条件

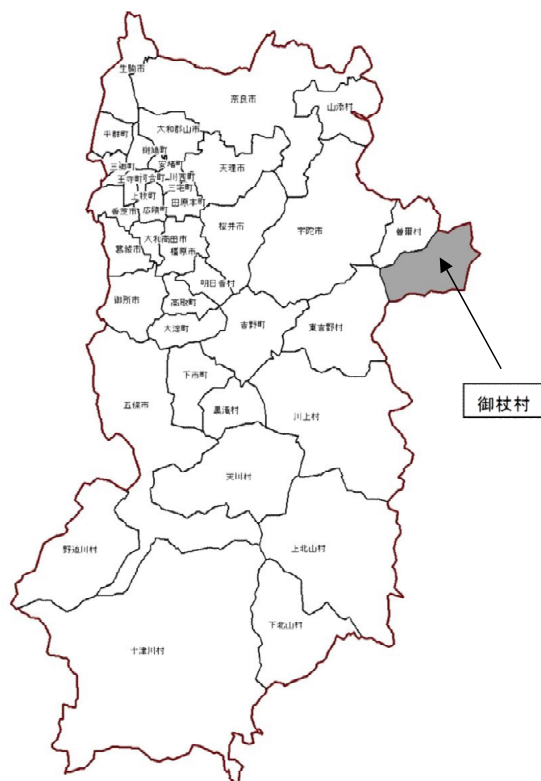
第1 位置・面積

本村は、奈良県の最東部の東経136度10分、北緯34度29分に位置している。

隣接市村は、西北部は曽爾村、西部は東吉野村、東北部から東部は三重県津市、南部は三重県松阪市である。

村域面積は、東西13.7km、南北9.8kmで、総面積は79.58km²である。

■奈良県地図



資料 隣接市村との位置関係がわかる地図

第2 地勢・地質

1 地 形

本村は室生火山岩よりなる宇陀山地の南縁部にあたり、曾爾村とともに奥宇陀山麓地に位置づけられる。

村の地形は、中部以南の高見山地からなる南部山地、桃俣川、青蓮寺川、菅野川、神末川によって形成された谷底平野からなる中央低地、そして北部の室生火山群からなる北部山地の3地形区に分かれる。

(1) 南部山地

南部山地は、村の南部の大部分を占める高見山地からなり、南端の県境が最も高く、海拔約1,000m前後で東西に連なっている。北へは緩斜するが、南の櫛田川溪谷に面しては急緩している。

この南端の山嶺から北側は、数条に分かれた小山脈が平行して中央部に延びている。

(2) 中央低地

村の中央部を、西部から東部にかけて、高見山地の分水嶺を源とする桃俣川、青蓮寺川、菅野川、神末川がほぼ平行し北方に流下している。下流には河岸にそれぞれ細長い平地を形成し、集落が立地するとともに、水田にも利用されている。

(3) 北部山地

北部山地は、室生火山群の最南部が御杖村の北部まで延びたもので、曾爾村との境界には亀山、古光山がそびえている。

亀山の西側山麓斜面は、室生火山岩類からなる崖錐が広く分布するが、表層部には、黒ぼく土壌が厚く発達し、ススキの見事な草原として室生赤目青山国定公園の代表的景観の一つとなっている。

(資料編1-1「地形分類図」参照)

2 地 質

村の南西部を中央構造線が走っているが、その北側を東西に連なる地帯には領家複合岩類が分布している。

中央低地には、片麻岩類が基盤として現れる。特に、菅野川一帯の河谷に広く分布している。

南部は、主として片麻岩、花崗岩よりなり、中央構造線に近づくにつれ、圧砕の程度が強い圧砕岩（ミロナイト）が分布する。

東端の高見山は流紋岩の岩頸で、浸食に抗して独立峯となっている。

山地内には、30°前後の傾斜を示す花崗岩、片麻岩地域で、小規模な崩壊が多数発生している斜面もある。

御杖村にみられる中新統の地層は、山麓部にみられる室生層群・山粕層群であり、特に、亀山の南方・東側斜面の上部において、上位に室生火山岩層をのせ、下位は領家複合岩からなる山粕層群の砂岩・泥岩層が露出している。

完新統～更新統の地層としては、礫がち堆積物・崖錐性堆積物がある。礫がち堆積物は、そのほとんどが谷底堆積物として現れる。

3 地盤条件

本村の地盤条件は、次の4種類に区分される。

■御杖村の地盤条件区分基準

地盤のランク		地形条件	地質条件
A	第1種 良 い	山地、山頂・山腹緩傾斜地	火山性岩類、深成岩類、 白亜紀以前の固結堆積物
B	第2種 やや良い	丘陵地・台地	深成岩類（主に花崗岩）、 鮮新世～更新世の半固結堆積物
C	第3種 普 通	沖積錐・崖錐、土石 流堆、山麓緩傾斜地	更新世～完新世の半固結堆積物 （碎屑物及び崖錐）
D1	第3種 やや悪い	谷底平野	完新世の未固結堆積物（礫がら堆積物）

注1 地盤区分は、建築基準法に基づく建設省告示第1074号(昭和27年)を参考に設定

Aランク：山地区域に該当し、村域の大部分を占め、森林として利用されている。

Bランク：深成岩類からなる丘陵地及び鮮新世～更新世の半固結堆積物からなる台地で、山麓部と谷底平野の間にみられる。

Cランク：沖積錐・崖錐、土石流堆、山麓緩傾斜地の区域であり、集落の集積もみられる。

Dランク：谷底平野の区域で、川や道路沿いに多くみられ、集落等の集積も大きい。

ただし、二万五千分の一の地形・地質図からみた地盤条件であり、地盤条件としては「最も悪い」人工改変地（盛土地、埋土地など）の規模の大きなものはみられないため、このランクは除いている。

第3 気 象

村は、奈良中央の東部を占める宇陀山地の最東部である奥宇陀地方に位置する山がちの地域であって、気候は概ね内陸性気候の特性を呈している。

気温は、奈良盆地に比べて年平均約2度低く、ことに冬季は低くなり、較差が著しい。

また、年間平均降水量は、高見・大台山系の影響を受け1,780mmで、奈良盆地の1,290mmに比べて年500mm多い。冬季には積雪も多い。

月別降水量は、10月の台風期に多く、ついで7～8月の梅雨期と続いている。台風期には、大雨のため洪水の害を受けたことがしばしばあった。なお、積雪の期間は12月から3月までを中心とし、3月に雪が深く、霜の期間は10月から2月までにわたる。

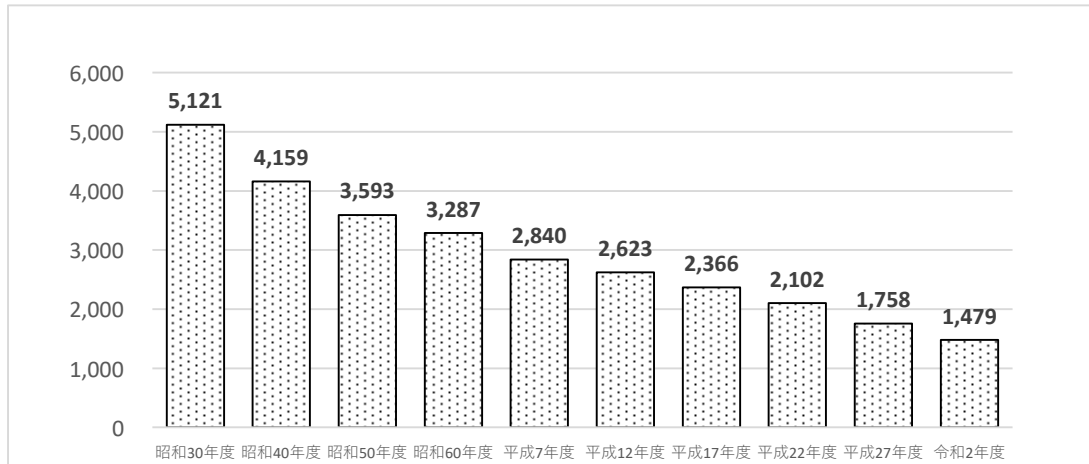
第4 人 口

御杖村の人口推移を国勢調査でみると、昭和30年には5,121人であったが、昭和40年には4,159人と年平均100人のペースで減少した。年々減少のペースも落ちているが、令和2年国勢調査による人口は1,479人と昭和30年の人口の約29%で3割を下回っている。

また、少子高齢化は著しく、令和2年には、高齢者人口比が60.5%に達している。

■御杖村の人口の推移

(単位：人)



【資料 国勢調査】

第4節 災害の想定

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象、または大規模な火事、もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

この計画の作成にあたって、本村における地勢、地形・地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中度状況等の社会的条件及び災害履歴を勘案して災害を想定し、これを前提とする。この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。

第1 風水害の想定

1 風水害災害履歴

本村は年間降水量が比較的多く、これまで台風や低気圧に伴う大雨や強風で、しばしば風水害が起きている。過去の経験から、1時間あたり雨量30mm～40mmが、3時間以上続くと河川が容量を超え、災害のおそれが生じる。戦後災害では特に、1959(昭和34)年9月の伊勢湾台風と1961(昭和36)年9月の第2室戸台風による被害が大きく、災害救助法が適用された。また、平成23年9月の台風12号は人的被害がなかったものの、総雨量が1,200mmを超え、村内各地で大規模な土砂崩れが多発した。

(資料編1-3「過去の風水害等」参照)

2 風水害の想定規模

こうした被災の教訓から本計画においては、村に戦後最大級の被害をもたらした伊勢湾台風(昭和34年)、第2室戸台風(昭和36年)そして観測史上最大雨量を記録した台風12号(平成23年)級の災害を想定する。

3 土砂災害ハザードマップ

風水害で本村の災害想定では、土砂災害が最も考えられるため、土砂災害警戒区域(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)を示した「御杖村土砂災害ハザードマップ」を作成し、住民に周知している。

これを見てもわかるとおり、本村の集落・居住地のほぼ全域にわたって警戒すべき区域が広がっている。

第2 地震災害の想定

1 地震災害履歴

「新編日本被害地震総覧・増補改訂版」(宇佐美龍夫著、東京大学出版会、1996年)を基に、本村及び周辺地域に被害を及ぼしたと思われる地震、あるいは防災上考慮すべき大規模地震を以下に示す。この中で、震度分布図があり村においても震度5弱以上を示したと推定される地震は、資料編1-4「過去の地震災害」のN0.34 1586年の地震、N0.35 1596年の伏見桃山地震、N0.38 1662年の大溝地震、N0.42 1707年の宝永地震、N0.49 1819年の地震、N0.51 1854年の伊賀上野地震、N0.52 1854年の安政東海地震、N0.53 1854年の安政南海地震、N0.60 1944年の東南海地震、N0.62 1946年の南海地震の10件となっている。このほかにも、その規模・位置から村にも大きな影響を与えたと推定される地震が、過去にいくつか見られる。

さらに、20世紀だけをみれば、奈良県ではN0.59 1936年の河内・大和地震、N0.60 1944年の東南海

海地震、N0. 62 1946年の南海地震、N0. 63 1948年の地震、N0. 65 1952年の吉野地震の5件で死傷者を出している。

(資料編1-4「過去の地震災害」参照)

2 想定地震の設定

平成16年に発表された「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」及び国の地震調査委員会（地震調査研究推進本部）が公表した長期評価から、村の地震災害は次のように想定されている。

近畿地方に大きな影響を与えた地震は、生駒断層帯や木津川断層帯等内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」に区分されている。

(1) 内陸型地震の想定

内陸型地震は、奈良県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布を踏まえ、8つの起震断層を設定している。

内陸型地震のうち、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯、④木津川断層帯については、国の地震調査委員会から長期評価が公表されており、平成24年1月1日現在の今後30年間の発生確率は①と②が「ほぼ0～5%」、③「ほぼ0～0.1%」、④「ほぼ0%」となっている。

■内陸型地震の想定マグニチュード（「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」抜粋）

対象地震	断層長さ(km)	想定マグニチュード
① 奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
② 中央構造線断層帯	74	8.0
③ 生駒断層帯	38	7.5
④ 木津川断層帯	31	7.3
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	20	7.0
⑥ 大和川断層帯	22	7.1
⑦ 千股断層	22	7.1
⑧ 名張断層	18	6.9

(2) 海溝型地震の想定

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースを想定している。

海溝型地震のうち、②東南海地震、③南海地震については、国の地震調査委員会から長期評価が公表されており、平成24年1月1日を基準日とした今後30年間の発生確率は②が「70%」、③が「60%」となっている。

■海溝型地震の想定マグニチュード（「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」抜粋）

対象地震	想定マグニチュード
① 東南海・南海地震同時発生	8.6
② 東南海地震	8.2
③ 南海地震	8.6
④ 東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

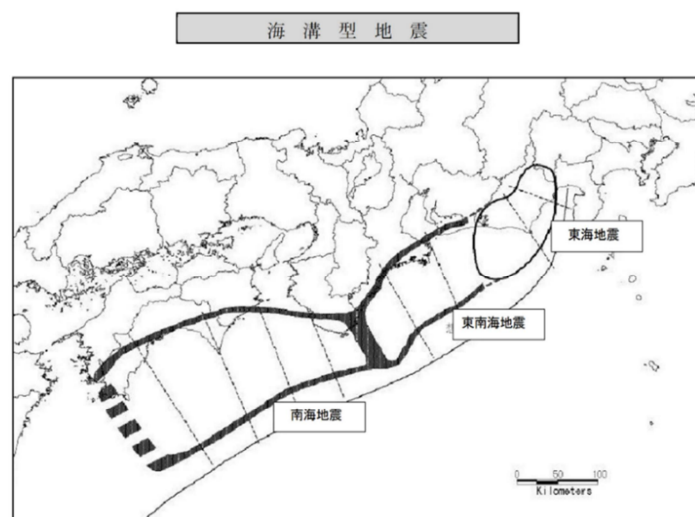
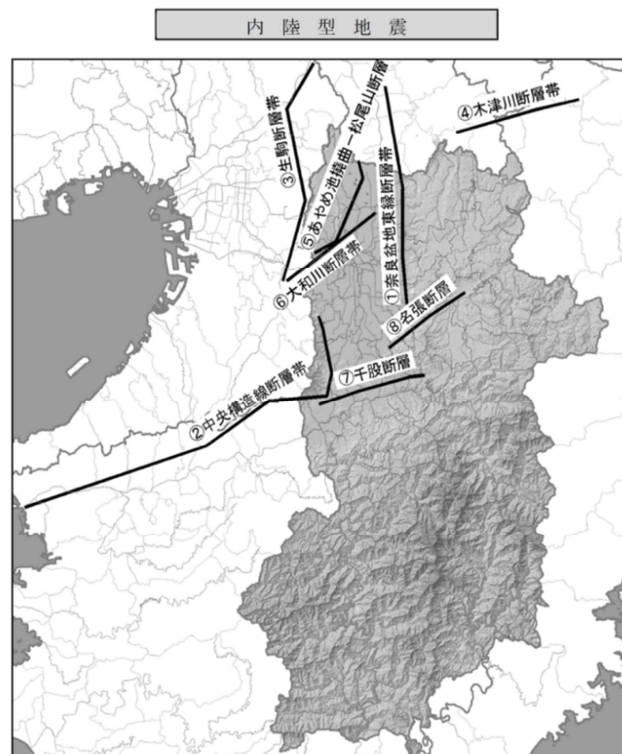
＜参考＞

「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（平成24年8月、中央防災会議）」における想定と奈良県の想定を比較し、以下に示す。

奈良県による被害想定を大幅に上回る予測がされているが、本村においても、なんらかの影響はある。

区 分	中央防災会議(H24)	第2次奈良県地震被害想定調査(H16)	
地震名称	南海トラフの巨大地震	東南海・南海地震 同時発生	中央構造線断層帯
県内最大震度	6 強	6 弱 (大半は5 弱、5 強)	7
住家前回棟数	約7,500～47,000棟	約1,300棟	約98,100棟
死者数(※)	約100～1,700人	4 人	約4,300人

(※) 県内死者数の内訳（建物倒壊、急傾斜地崩壊、火災による。）



3 地震動・液状化危険度推定

第2次奈良県地震被害想定調査報告書によれば、村の最大計測震度は、内陸型では奈良盆地東縁断層帯で震度6強、海溝型では、東南海・南海地震、東南海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震による地震で震度5強、また、液状化はないと推計されている。

■地震動（内陸型）

	地震動震度別面積比率(%)					
	震度 4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
① 奈良盆地東縁断層帯	0.0	0.0	0.0	97.7	2.3	0.0
② 中央構造線断層帯	0.0	0.0	4.5	95.5	0.0	0.0
③ 生駒断層帯	0.0	0.0	72.4	27.6	0.0	0.0
④ 木津川断層帯	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
⑥ 大和川断層帯	0.0	0.0	77.8	22.2	0.0	0.0
⑦ 千股断層	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
⑧ 名張断層	0.0	0.0	0.0	99.9	0.1	0.0

■液状化（内陸型）

	P L 値別面積比率(%)				
	PL値=0	0超5以下	5超 10以下	10超 15以下	15超
① 奈良盆地東縁断層帯	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
② 中央構造線断層帯	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
③ 生駒断層帯	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④ 木津川断層帯	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑥ 大和川断層帯	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑦ 千股断層	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑧ 名張断層	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■地震動（海溝型）

	地震動震度別面積比率(%)					
	震度 4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
① 東南海・南海地震	0.0	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0
② 東南海地震	0.0	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0
③ 南海地震	95.8	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0
④ 東海・東南海地震	0.0	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0
⑤ 東海・東南海・南海地震	0.0	88.0	12.0	0.0	0.0	0.0

■液状化（海溝型）

	P L 値別面積比率(%)				
	PL値=0	0超5以下	5超 10以下	10超 15以下	15超
① 東南海・南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
② 東南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
③ 南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
④ 東海・東南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑤ 東海・東南海・南海地震	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

4 被害想定

村では、奈良盆地東縁断層帯による地震が発生した場合に、建物被害や人的被害等が発生すると想定されている。

海溝型の地震での被害はないと推計されている。

(1) 建物被害の推計

建物被害は、地震動のみならず液状化によっても生じるが、奈良盆地東縁断層帯による地震が全壊94棟で最も被害が多く、次いで木津川断層帯、名張断層による地震の74棟と推計されている。また、半壊棟数が最も多いのは、奈良盆地東縁断層帯による地震の303棟と推計されている。

■建物被害

		全 壊	半 壊	全壊+半壊棟数
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	94	303	397
	② 中央構造線断層帯	48	149	197
	③ 生駒断層帯	22	51	73
	④ 木津川断層帯	74	298	372
	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	4	7	11
	⑥ 大和川断層帯	18	37	55
	⑦ 千股断層	59	217	276
	⑧ 名張断層	74	268	342

(2) 出火危険度の推定

出火時刻は、出火率が最大となる冬季の18時発生で、風速10m/sのケースを想定しており、その結果奈良盆地東縁断層帯、木津川断層帯、名張断層による地震の被害が1件と、出火率は僅かと推計されている。

■火災被害

		炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	1	0	0
	② 中央構造線断層帯	0	0	0
	③ 生駒断層帯	0	0	0
	④ 木津川断層帯	1	0	0
	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	0	0	0
	⑥ 大和川断層帯	0	0	0
	⑦ 千股断層	0	0	0
	⑧ 名張断層	1	0	0

(3) 人的被害の推計

人的被害（死者数）は、建物倒壊による圧死者が推計されているが、推計結果は時間帯によって大きく変化する。今回は、多くの人が家にいる朝5時発生のケースの人的被害が推計されている。負傷者は、重傷者（手術等入院治療を必要とする人）と軽傷者（入院は必要としないが医師の治療を必要とする人）とされており、負傷者数の推計は、過去地震から得られた建物の全・半壊棟数と負傷者の関係の実績より推計し、死者数の7倍として推計されている。

その結果、奈良盆地東縁断層帯による地震で、死傷者数は6人、負傷者数20人と予想されている。

■人的被害

		死 者	負傷者	死者+負傷者
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	6	20	26
	② 中央構造線断層帯	4	7	11
	③ 生駒断層帯	2	2	4
	④ 木津川断層帯	5	17	22
	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	0	0	0
	⑥ 大和川断層帯	2	2	4
	⑦ 千股断層	5	12	17
	⑧ 名張断層	5	16	21

(4) 避難者数の推計

避難者は、住家の全壊及び半壊の世帯から生じると想定している。これに加えて、数日後、ライフラインの支障や備蓄食糧の欠乏等の理由から避難者は増加すると見込まれる。奈良盆地東縁断層帯による地震での避難人口は、直後に297人、1週間後に316人と推定され、人口の約17%が避難所での生活が予想されている。

■避難者数

		避難人口（避難所） 直 後	避難人口（避難所） 1週間後
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	297	316
	② 中央構造線断層帯	171	186
	③ 生駒断層帯	72	80
	④ 木津川断層帯	261	281
	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	11	13
	⑥ 大和川断層帯	53	60
	⑦ 千股断層	222	237
	⑧ 名張断層	262	279

※人口は2015年国勢調査人口の1,758人

(5) ライフライン

水道被害は、奈良盆地東縁断層帯による地震で163世帯と推計される。電力被害では、多くの地震で、全世帯に電力被害が出ると予想される。

■ライフライン被害

		断水世帯数 (直後)	電力被害	電話・通信被害
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	169	748	26
	② 中央構造線断層帯	72	748	—
	③ 生駒断層帯	30	459	—
	④ 木津川断層帯	127	748	—
	⑤ あやめ池撓曲—松尾山断層	6	83	—
	⑥ 大和川断層帯	26	375	—
	⑦ 千股断層	95	748	—
	⑧ 名張断層	127	748	—

※世帯数は2015年住民基本台帳の748世帯

5 必要物資量の算定

大規模な地震災害が発生した場合、家屋の損壊やインフラの停止などにより、避難所で生活を送る被災者の生活に必要な物資量が推計されている。

避難所1か所の設置と必要物資量は、奈良盆地東縁断層帯による地震で食糧、飲料水は1,069食分（想定避難者数 297人×1.2×3食）が必要になると推計されている。

備蓄等による自立的な確保と、外部からの速やかな調達が課題となる。

■ 1日当たりの飲食・必要物資

		食糧（食）	飲料水（リットル）	生活必需品 （毛布、肌着）
内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	1,069	1,069	356
	② 中央構造線断層帯	615	615	205
	③ 生駒断層帯	258	258	86
	④ 木津川断層帯	939	939	313
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	39	39	13
	⑥ 大和川断層帯	190	190	64
	⑦ 千股断層	799	799	266
	⑧ 名張断層	943	943	314

6 瓦礫発生量の算定

建物の崩れた瓦礫により、人的被害、道路の寸断による孤立が予想される。
奈良盆地東縁断層帯による地震で、22,469 t もの瓦礫の発生が推計されている。

■ 瓦礫発生量

(t)

内 陸 型	① 奈良盆地東縁断層帯	22,469
	② 中央構造線断層帯	10,004
	③ 生駒断層帯	3,608
	④ 木津川断層帯	20,154
	⑤ あやめ池撓曲－松尾山断層	494
	⑥ 大和川断層帯	2,682
	⑦ 千股断層	14,548
	⑧ 名張断層	18,619

第5節 災害特性と課題

第1 自然的条件からみた風水害特性と課題

1 災害素因—狭い谷底平野への集落・幹線道路の集中

本村では、地形上から河川に沿った狭い谷底平野に、集落や幹線道路が集中しているが、これらの谷底平野は浸水の危険性がある区域に該当する。かつて台風に伴い、流域の一部が浸水した履歴がある。しかも、集落や幹線道路に迫る山麓斜面には、土砂災害警戒区域など、崩壊の危険性があるところが多い。

2 防災上の課題

自然的条件からみた風水害の防災上の課題は、次のようなことがあげられる。

- (1) 集中豪雨・大雨時における河川の氾濫を防止する。
- (2) 土砂災害警戒区域など、地形的に崩壊の危険がある所の予防対策の強化を図る。

第2 自然的条件からみた地震災害特性と課題

1 災害素因—大規模地震による山地崩壊の危険性

本村の場合、集落が立地する谷底平野は地盤条件的にはやや悪いランクに該当する。奈良県が行った「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」(平成16年)では、奈良盆地東縁断層帯による地震動震度別面積比率は震度6弱が97.7%とほぼ村の全域にわたるため、地震動に伴う崩壊の危険性には十分留意する必要がある。

2 防災上の課題

自然的条件からみた地震災害の防災上の課題は、村の集落の地盤条件から、山地崩壊の危険性もあるため、詳細な検討のもとにその対策を立てる必要がある。

また、建物の崩れた瓦礫により、人的被害、道路の寸断による孤立が予想されるため、対策を講じておく。

第3 社会的条件からみた災害特性と課題

1 人口の分布と流動

本村の高齢者(65歳以上)は総人口の約58%(令和6年1月1日現在 住民基本台帳)と多く、また、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も総世帯の50%を超える。また、15歳未満の年少人口と65歳以上の老年人口を合わせると、人口の過半数(約62%)を占める。

また、昼間は通勤で村外に流出する男性が多く、地元に残る男性は夜間の半分まで減少する。昼間は主婦と年少者、高齢者が大半を占めて昼間と夜間の状況が異なる。

このような人口構成と人口流動から、防災上の課題としては次のような事項があげられる。

(1) 要配慮者対策の強化

いつ、いかなる災害時にも要配慮者に対する有効な対策がとれるように、各地域(大字)などにおける人口特性や世帯の状況を把握し、行政、地域住民及び事業所等による防災体制づくりが必要である。

また、風水害に対し要配慮者利用施設については、施設の耐浸水性の強化などの予防対策や、災害時の避難等応急対策について配慮した対策が必要である。

(2) 防災機能の整備・充実

現況の避難所は、1.5km圏^{*1}で各集落はカバーされており、近接性の点で問題はないが、収容量や避難施設の構造、山地崩壊危険箇所に対する安全性などから、避難所としての適格性についての検討が必要である。

また、災害時における各地域の情報収集活動や広報活動、住民相談等を行う拠点としての機能を有する地域防災拠点の設置や、災害時の応急救助活動拠点となる救護所等についても、整備を検討する必要がある。

^{*1} 国土交通省「大都市震災対策施設整備計画作成要領（案）」1975年によると、高齢者及び子どもの歩行限界距離の1.5～2.0kmを考慮して、広域避難地は原則として2km以内に設けるのがよいとされている。したがって、御杖村では山道等を考慮して避難所等は1.5km以内に設置するのが望ましいと考える。

(3) 通勤流出者の多い集落の自主防災活動体制の確立

本村の基幹産業である農林業の現状は、兼業農林家を中心とした通勤流出者が多く、昼間は主婦、年少者、高齢者が大半を占める集落が増加しつつある。そのため、昼間の災害時における対応など、事業所等を含む地域レベルでの自主防災活動体制の確立を考える必要がある。

2 土地利用

本村の土地利用及び建築物の面から防災上の問題点・課題については、次のような事項があげられる。

(1) 集落が立地する谷底平野に対する予防対策の強化

本村は、地形上、集落が各河川に沿った狭小な谷底平野に立地するため、過去において台風襲来に伴い、流域の一部地域が浸水した履歴がある。

また、集落背後の山麓斜面には、土砂災害警戒区域などが指定され、崩壊の危険性のある地形もみられる。

今後、大雨や集中豪雨による山崩れ、土砂流出、地すべり、急傾斜地の崩壊などに伴う被害を防止するため、対象となる地域の安全確保を図るとともに、住民に対する土砂災害警戒区域等の周知等啓発活動を徹底する必要がある。

(2) 幹線交通網の破壊による交通障害の可能性

本村は、幹線道路網が地盤条件のあまり良くない谷底平野を通るうえ、これら道路に迫る山麓斜面には崩壊の危険性がある区間が多い。国道368号及び369号では、雨量増加に伴う落石等が発生するなど、道路危険箇所の指定がみられる。しかし、地形上の制約から広幅員の道路や迂回路を整備することは困難である。

このため、災害時には、交通が途絶して特定の集落の孤立を防止するために、災害時用ヘリコプターなどの代替交通の確保を図るなど重層的な交通ネットワーク形成が必要である。

また、防災上重要な道路の改良や山崩れ等の防止、橋梁等の安全対策も併せて推進する必要がある。

(3) 不特定多数利用施設における社会的混乱拡大の可能性

本村には、大規模小売商業施設や中高層マンションなどの立地はみられないが、公民館や集会所などの不特定多数利用施設が立地している。

これらの施設の中には、大規模地震に伴う崩壊に対して安全とはいえない区域に立地しているものもある。

災害時には、人や自動車等の動きが錯綜し、社会的混乱が拡大する危険性がある。不特定多数利用施設の耐震性等の強化を図るとともに、避難誘導などの応急対応に特に配慮する必要がある。

(4) 老朽木造住宅の崩壊の危険性

本村の集落は、地盤条件面ではやや悪い谷底平野に立地しているため、大規模地震時には老朽木造住宅を中心に家屋の倒壊の危険性が高い。災害予防のため防災意識の高揚を図ることは無論のこと、建築物の耐震性強化の普及啓発、建て直しに伴う耐震性強化の促進などを推進する必要がある。

第6節 本村の防災ビジョン

第1 防災対策の基本目標

1 災害に強いむらの基盤づくり

災害に強い構造を持ち、防災機器など配備されたむらづくりを目指し、次のような機能強化を目標とした基盤整備に努める。

- (1) 災害を発生させない機能
- (2) 災害を拡大させない機能
- (3) 安全地帯を維持確保する機能
- (4) 情報通信を確保する機能

2 災害に強い地域を担う人づくり

災害に強い地域づくりは、住民及び地域に立地する事業所などが防災に深い関心と理解を持ち、災害時にはそれぞれの役割を踏まえて冷静沈着に行動し、実効性のある減災対策の実施に向けた方針である。また、減災活動を担う人材の育成を目標として、災害対応力の向上に努める。

こうした取組を通して、地域、職域の自主防災組織の育成を強化するとともに、住民や本村に立地する事業所などの参加による地域防災体制の確立を図る。

- (1) 災害から自分自身を守ることができる。
- (2) 災害時に家族や隣人などの安全に配慮する。
- (3) 災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
- (4) 防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じ適切な防災活動を行う。

3 災害に強い組織・体制づくり

災害に強い施設や機器と、地域の住民や事業所などの意識が有機的に結合し、防災効果の高い体制づくりを進める。

本方針においては、災害に対する適切な備えと災害による被害を最小限に抑えるため、次のような組織運営体制の確立を目標として、防災体制の強化に努める。

- (1) 適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施
- (2) 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
- (3) 広域的な防災協力体制の確立

4 行政の責務と住民の心がまえ

村と県、関係機関等は、緊密な連携のもとに、生命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と住民の防災意識の高揚を図る。

村長は、消防機関、消防団等の組織の整備、公共的団体その他防災関連組織、自主防災組織の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動の促進を図る。

住民、事業所等は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

特に、大規模な災害においては、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策を心がける。

第2 防災施策の大綱

1 災害に強いむらの基盤づくり

過去に氾濫を起こした河川、排水不良地、がけ・山崩れなど危険地などにおいて、県及び防災関係機関との協議に基づき、危険箇所の改修補強など治水・治山施設などの整備を促進する。

2 災害に強い地域を担う人づくり

(1) 防災意識の高揚

災害時には、職員及び住民一人ひとりが防災に対する正しい知識を持ち、適切な行動をとれることが重要であり、あらゆる機会をとらえて防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織は、「自らの命、自らのむらは自ら守る」という防災の原点に立った組織づくりであり、住民参加による自立的な防災体制を確立するため、地域の実状に即した自主防災組織の育成を図る。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の確立

男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に向けては、地域防災計画に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画による活動を促進し、性差にも配慮した防災体制を確立する。

(4) 事業者対策

大規模な事業所や施設については、自主防災計画の策定並びに自衛防災隊など自主防災組織の育成・強化を促す。

3 災害に強い組織・体制づくり

(1) 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害発生の防止及び被害軽減が特に重要であるため、防災機器の増強、システム化、科学化及び情報連絡・要員配置などの体制の整備・強化を図り、迅速かつ的確な防災活動の実施に努める。

(2) 水害対策

大雨や集中豪雨による河川などの決壊による水害を防止するため、水防組織、水防施設、資機材などの整備に努める。

(3) 土砂災害対策

土砂災害に対する事前の備えと災害時の迅速かつ的確な情報伝達・避難体制を整備（ソフト対策）することにより減災を図る。

(4) 消防対策

火災時における延焼を防止するため、木造住宅密集地などについては、平素から火気器具・危険物取扱いの管理・指導の徹底を図る。

また、消防力を強化するため、消防機関に対し消防装備の近代化、消防情報処理体制の強化を要請するとともに、本村における消防団の育成と訓練を積極的に展開する。

(5) 大地震対策

大地震時の震動による災害を防止するため、耐震建築物の建設、擁壁・法面崩壊防止・ライフラインの補強強化（ハード対策）について平常時から指導・徹底するように努める。また被災時における復旧手順を綿密に計画するよう関係機関に要請する。

また、気象庁が発表する緊急地震速報を有効に活用し被害の軽減を図る。

(6) 備蓄対策

備蓄対策については、防災対策用資機材並びに応急食料などの備蓄を進め、災害時に効果的に機能させるように努める。

(7) 警戒避難対策

警戒避難対策については、より安全な避難所及び避難路などの検討を進め、避難の安全性向上を図る。

避難にあたっては、地域住民の自主的な相互協力が得られるように、平時から広報と啓発の徹底、避難所などへの適切な誘導標識の設置、村内各地域の地域特性に応じた警戒避難体制を検討する。

また、「奈良県避難所運営マニュアル」（平成29年3月改訂）を踏まえて避難所の管理運営マニュアルをあらかじめ作成するなどにより、管理運営体制を整備する。

(8) 広域防災協力体制の確立

村は、大規模災害に備えるため、防災関係機関、関係団体などの連携を一層強化するとともに、相互応援協定など広域的な防災協力体制の確立を図る。

(9) 災害ボランティア活動支援

住民及び村は、災害時においてボランティア活動が効果的に行われるように、関係機関・関係団体と連携を図りながら、その活動を支援するための環境整備に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

(総務課・保健福祉課・教育委員会)

災害時に円滑な避難を行うためには、平時からの取組が重要である。自分の住む土地の災害リスクや避難に関する情報が住民に十分に理解されていないという課題がある。

そのため、村、県及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

第1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

なお、避難受入施設としては、災害対策基本法改正（平成25年6月）を踏まえて、以下のように区分する。

指定緊急避難場所 (災害対策基本法第49条の4)	切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設 災害時における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設または場所（洪水その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに指定）
指定避難所 (災害対策基本法第49条の7)	一定期間滞在して避難生活を送る施設 災害が発生した場合に、避難のために立退きを行った居住者や滞在者等を避難のために必要な間滞在させ、または自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるために適切な避難施設

資料編7-1「指定緊急避難場所及び指定避難所」参照)

第2 避難路の選定基準

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、平常時から住民への周知徹底に努める。

また、ハザードマップ等により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の情報を周知するとともに、区域外であっても必ずしも安全ではなく、注意する必要があることを周知する。

- ア 原則として、指定緊急避難場所またはこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- イ 可能な限り、がけ、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- ウ 道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- エ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

第3 指定緊急避難場所の選定

1 指定基準

村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設または場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には、災害の種類ごとに指定することとなっているが、本村の規模及び地形・交通条件などから、すべての災害に適応できる場所として選定する。

(1) 災害の種類

- ア 洪水
- イ がけ崩れ、土石流、地すべり
- ウ 地震
- エ 大規模な火事
- オ 内水はん濫

(2) 指定基準

- ア 災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- イ 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置または災害による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ 災害が発生した場合において、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（安全区域）内にあるものであること。ただし、次のエ、オに適合する施設については、この限りでない。
- エ 災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により、当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- オ 洪水等が発生し、または発生するおそれがある場合に使用される施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- カ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- キ 当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

2 指定にあたっての注意事項

村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

3 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

4 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、または基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

5 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、平常時から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を図る。

第4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

指定緊急避難場所及び避難路について、村は、自らもしくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

また、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表する。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの、円滑な避難のための、地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- (6) 誘導標識の設置の際は日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示

関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、要配慮者や女性及び性的マイノリティにも配慮して整備する。

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備
- エ 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- オ 落下・倒壊物対策の推進
- カ 誘導標識、誘導灯の設置
- キ 段差解消、誘導ブロックの設置等

第5 指定緊急避難場所の公表

村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第6 避難指示等の具体的な発令基準の設定及び体制の構築

村は、発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を設定する。河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害は土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を収集・活用した具体的な基準を設定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、避難指示等を有効なものにするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直していく。設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、村は躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、県の支援のもと当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できない恐れがあることから、村は、確実に住民に情報が伝達できるよう、以下に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- 1 テレビ放送（ケーブルテレビ含む。）
- 2 ラジオ放送（コミュニティFM含む。）
- 3 防災情報提供システム（屋外拡声器、戸別受信機）

- 4 緊急速報メール
- 5 X（旧ツイッター）等のSNS
- 6 広報車、消防団による広報
- 7 電話、FAX、登録制メール
- 8 消防団、警察、自主防災組織、自治会※、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）

※自主防災組織や自治会等の地域の防災活動の担い手が高齢化していること等により、災害時の確実な情報伝達が課題である点にも留意する。

第8 住民への周知及び啓発

1 災害に関するリスク等の開示

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、村及び県は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるようわかりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

2 ハザードマップの内容の理解促進

村は、県の技術的助言によりハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布または回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

3 迅速かつ適切な避難行動等の促進

迅速かつ適切な避難行動のためには、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとること、及び、自主防災組織や自治会、近隣住民等による、地域としての避難の体制ができていることが重要である。

村は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、村や自主防災組織、自治会、近隣住民等が連携して取り組む（参考：第2章第5節「要配慮者の安全確保計画」）。

さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定緊急避難場所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知する。

また、村は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

4 生活再建に向けた事前の備え

村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第9 防災上重要な施設における計画

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学 校

学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、受入施設の確保
- (4) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2 診療所

診療所においては、患者等を他の医療機関または安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、受入施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、受入施設の確保
- (4) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第10 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。村は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

また住民は、災害に備え、どのような情報をもとに、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

第11 自宅療養者等の避難

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、総務課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、

自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、総務課との連携のもと、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型コロナウイルス感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

第2節 避難生活計画

(総務課・保健福祉課)

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

第1 指定避難所の指定

家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を選定、整備する。

1 指定基準

村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地区を基本に、河川、道路等の地形・地物や避難に要する距離等を考慮し、小中学校をはじめとする公共施設を選定したうえで、指定避難所は、耐震化・不燃化の促進、備蓄のためのスペースや通信設備等の整備に努める。

また、要配慮者や女性に配慮を行い、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。なお、村長は、次の事項に留意して指定避難所を選定し、平常時から指定避難所の場所、受入人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等または被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- (2) 速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有すること。
- (3) 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。村は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、できない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児、外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

なお、指定避難所のうち当該基準を満たす施設を福祉避難所という。

- (6) 村は、保健師、福祉関係者、ボランティア団体等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (7) 村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (8) 村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の

広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 指定にあたっての注意事項

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。

また、村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

3 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

4 指定の取消

村長は、当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

5 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第2 福祉避難所の確保

高齢者や身体障がい者をはじめとする要配慮者を避難させるため、事業者等の協力を得て、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するよう努める。

選定については、次の点に留意する。

- (1) 耐震、耐火構造が施されている建築物
- (2) 浸水被害があっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間が確保できる箇所
- (3) 付近に大量の危険物などが貯蔵されていない箇所
- (4) バリアフリー化されている箇所

村は、バリアフリー化されていない施設を指定する場合、前提として、障がい者トイレやスロープなどの設備の設置、物資・機材の備蓄を図る。

- (5) 避難生活に必要な空間を確保できるなど要配慮者の特性を踏まえた箇所

第3 多様な施設の利用

1 指定避難所以外の避難受入施設の確保

地震等の大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、村所管施設以外の公共施設及び民間施設の管理者と協議を行うなど、指定避難所以外の避難受入施設の確保に努める。

2 隣接市村等における受入体制の検討

村は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市村等との間で災害発生時における避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行っておく。

3 その他の施設の利用

村は、個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第4 指定避難所の整備

村は、指定避難所について、自ら、もしくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1 指定避難所の運営管理体制の整備

村は、指定避難所の運営管理体制を整備する。

- ア 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

2 指定避難所に指定されている施設等の整備

（1）トイレのバリアフリー化等

村は、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

（2）耐震性の強化

村は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

（3）家庭動物のための避難スペース確保

村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

3 設備の充実による避難施設としての機能強化

- ア 非常用電源（外部給電可能な電動車、再生可能エネルギーの活用を含む。）、自家発電機
- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
- ウ 換気や空調、照明設備
- エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備
- オ 食料、飲料水、生活用品
- カ マスクや手指消毒液
- キ 冷暖房器具
- ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ケ 簡易トイレ
- コ ）パーティション

サ 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄等

4 要配慮者や女性及び性的マイノリティ等を考慮した避難施設・設備の整備

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

5 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

6 救護用資機材の整備

負傷者の応急的措置を行うための救護用資機材の整備

- ア 仮設テント
- イ 担架ベッド
- ウ 投光器
- エ 緊急電源装置等

第5 避難所の運営

村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1 避難所運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な指定避難所の管理・運営等を図るため、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルを作成する。

また、村は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

マニュアルの作成にあたっては、次の点に留意する。

- ア 避難者の受入対象者、割当方法
- イ 避難受入中の秩序保持
- ウ 避難者に対する災害情報の伝達
- エ 避難者に対する給水、給食、生活必需品の支給等、応急対策実施状況の周知徹底
- オ 避難者に対する各種相談業務
- カ 避難所での臨時教育、保育施設の開設
- キ 避難準備及び携帯品の制限等

また、マニュアルの主な記載内容は次のとおり。

- ア 避難所運営の基本方針
- イ マニュアルの目的・構成及び使い方
- ウ 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき業務の全体像
- エ 各ステージ（初動期、展開期、安定期、撤収期）で実施すべき個々の業務
- オ 要配慮者への対応
- カ 女性への配慮
- キ 避難所の家庭動物対策
- ク 大規模災害時の避難所の状況想定

ケ 関係機関の役割

コ 様式

2 避難所としての学校施設利用計画の策定

村は、指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

3 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

村は、避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

4 避難所開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

5 女性や性的マイノリティの多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部署が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うよう努める。

村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。県は住民への啓発や村への支援、助言を行う。

村は、すべての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

6 普及啓発

村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

7 平常時の感染症対策

村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務課と保健福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

8 避難所生活の長期化に対応した環境整備

高齢者や障がい者、女性、子供など、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。

- (1) 水道や下水道の復旧が長期化する場合、し尿処理ができない場合などの衛生対策を推進する。
- (2) 施設の機能維持のため、非常用電源設備を整備・強化する。
- (3) 避難者が指定避難所で亡くならないように、二次被害の防止対策を推進する。
- (4) 持病の悪化やインフルエンザ等の集団感染を防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。
- (5) 医療・保健・福祉など多様な専門職の視点を取り入れる。
- (6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
 - イ 女性用物干し場の設置
 - ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
- (7) 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。
- (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練より明らかになった課題等について対策を講じる。
- (9) 福祉関係者等の協力のもと、介護・ケア等の支援を充実させる。

第6 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第7 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

村は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

第8 避難誘導体制の整備

1 避難指示等に伴う基準及びその伝達方法

風水害時における住民に対する避難指示等に関する判断は気象情報、被害情報、周辺の災害状況等の入手した情報に基づき村長が行う。

震災時における警戒及び避難指示、命令に関する判断は、震度情報、被害情報、周辺の災害状況等の入手した情報に基づき村長が行う。

このため、平常時より情報の共有化や情報インフラの整備に努める。また、避難指示等の住民への伝達は防災情報提供システム、広報車等により行う。

2 避難誘導体制の整備

(1) 御杖村の役割

- ア 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、要配慮者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会等、地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- イ 平常時から、保健福祉課を中心に関係機関と連携して、福祉サービスを利用している高齢者、障がい者等の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ継続的な把握に努める。
- ウ 国の「災害時要援護者の避難支援プラン」を参考にして、避難行動要支援者の登録制度

を確立し、避難行動要支援者名簿の作成による情報把握、村・支援者・関係機関の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制の整備に努める。

エ 関係者との情報の共有については、要配慮者（避難行動要支援者）の情報提供の同意の有無を尊重しながら共有に努めるとともに、要配慮者（避難行動要支援者）への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を推進する。

オ 広域的な災害時において円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な広域避難・受入方法を含めた手順等を定める。

カ 小中学校と保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールづくりについて、あらかじめ定めるよう促すとともに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の各施設と村、各施設間における連絡・連携体制の構築に努める。

キ 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。

（2）学校、診療所等の施設管理者等の役割

学校、診療所、社会福祉施設等、多数の人が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

なお、指定避難所になる学校等の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

ア 学 校

（ア）避難経路

（イ）避難誘導及びその指示伝達の方法

（ウ）受入施設の確保

（エ）避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

イ 診療所

（ア）他の医療機関または安全な場所へ患者等を集団で避難させるための受入施設の確保及び移送方法

（イ）治療・保健・衛生・給食等の実施方法

ウ 社会福祉施設等

（ア）指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路

（イ）避難誘導及びその指示伝達の方法

（ウ）受入施設の確保

（エ）保健・衛生・給食等の実施方法

（3）屋内での待避等の緊急安全確保措置

ア 屋内での待避等の緊急安全確保措置

災害が発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、村は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための緊急安全確保に関する措置を指示する。

イ 知事への報告

アの規定により、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに村はその旨を知事に報告する。

（4）指定行政機関の長等による助言

村は、避難のための立退きを指示し、または屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この場合、助言を求められた指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行うことになっている。

第9 不特定多数が利用する施設

公民館や集会所などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

また、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第3節 災害広報体制の整備

(総務課)

災害警戒時及び災害発生時においては、住民への的確な情報提供が住民の安心・安全を確保する重要な手段となる。したがって、報道機関を通じた情報提供、防災情報提供システムを利用した情報提供、広報車による広報等の体制を確立するとともに、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS（Facebook、Xほか）等による情報提供を検討する。

また、指定緊急避難場所・指定避難所となる学校等との通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した多様できめ細やかな広報手段の確保に努める。

なお、携帯電話等を活用した情報伝達手段の多様化・多重化を図るとともに、情報入手が困難な被災者等※に対しても確実に情報伝達できる体制の整備に努める。

また、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民への普及啓発活動に努める。

※要配慮者、孤立のおそれのある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者など。

第1 住民への広報手段の周知

- (1) 災害時は、テレビ、ラジオ、インターネット、電子メール、緊急速報メール、SNS等による情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) あらかじめ、役場、公民館、指定避難所及び村の掲示板等の災害時情報拠点を設定し、住民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報等の広報手段を定めておく。

第2 災害時の広聴体制

住民等から寄せられる被害情報や災害応急状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう電話やファクシミリ、インターネット、電子メール、SNS等の広聴体制の整備に努める。

第3 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報一元化を図るため、平常時の広報・広聴担当者もしくはあらかじめ指名する職員が災害広報・広聴責任者を選任しておく。

なお、災害広報・広聴責任者は、次の業務を遂行する。

- ア 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- イ 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- ウ 広報文案の事前準備
 - (ア) 地震の震源・規模・余震・気象・水位等の状況
 - (イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - (ウ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
 - (エ) 要配慮者への支援呼びかけ
 - (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況

第4 緊急地震速報の活用

災害時、被害を最小限に抑えるため、気象庁が発表する緊急地震速報を効果的に活用する。

1 伝達体制及び通信設備等の充実

緊急地震速報を迅速に伝達するため、その伝達体制及び通信設備等の整備充実を図る。

2 緊急地震速報の習熟

緊急地震速報の利用方法等を定めるマニュアルを整備するなど、緊急地震速報に関する知識の習熟を図る。

3 普及啓発等

緊急地震速報は、その特性や限界を理解したうえで利用することにより、減災効果をより発揮し、混乱や事故などを防ぐことが期待される。

よって、村は、緊急地震速報を受けたときの住民の適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する知識の普及啓発に努める。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図る。

第5 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

災害発生後、村外へ避難した者については、「全国避難者情報システム※（総務省）」を活用し、所在地を把握する。

また、村外へ避難した者を含め、安否確認情報や支援・サービス情報を容易かつ確実に収集伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

さらに、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

※避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

第4節 帰宅困難者支援体制の整備

(総務課)

大規模水害や台風、地震等の発生により、公共交通機関が運行に支障をきたしたり、道路が途絶したりした場合には、通勤者・通学者や、国内外からの観光客等の帰宅困難者の発生が予想されることから、村は、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

第1 普及啓発

村は、災害時の基本原則である「むやみに移動しない」ということの周知徹底を図るとともに、地震等の災害発生時には徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があり、日頃から携帯ラジオ・地図等の備えや帰宅経路の想定、家族との安否確認の方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板 Web171、メール等の利用）等についての意識啓発を図る。

第2 情報提供の体制づくり

村は、指定避難所、交通機関の運行や復旧状況等の情報を迅速に提供できるよう、村ホームページやSNS、緊急速報メール等の活用、駐在所、主要公共施設等における張り紙、放送等により、情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第3 事業所等における対策

事業所等における災害時の施設内での一時滞在等のルールづくりや、そのための水、食料、毛布などの備蓄の推進を啓発する。民間事業者について、トイレ利用や情報提供も含めて、協力を求める。

第4 観光客等への支援対策

村は、外国人観光客が、病気やケガ等の旅行上のトラブルや災害発生時において、適切に情報を入手し、的確な対応ができるよう、多言語による相談・情報提供体制の強化に努める。

第5節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・保健福祉課)

「要配慮者」（従来の災害時要援護者）とは、災害時に特に配慮を必要とする者であり、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人などである。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第49条の10）により、村に居住する「要配慮者」のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者であり、その名簿作成が義務づけられている。

平成28年4月1日に施行した「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（以下「条例」という。）において、本人の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、合理的な配慮をするものと定めているように、要配慮者について個々の特性があり、その特性に応じた支援が必要であるとしている。

要配慮者は、災害時において自力避難等が困難な者が多く、避難所の生活においても生活上の支障を生じることが予想されるため、平時には支援が必要でなくとも、避難者等が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

村は、災害時に迅速かつ効果的な避難活動が実施できるよう、あらかじめ要配慮者情報の把握等に努める。

なお、把握した情報の取扱いについては、住民の個人情報保護の観点から慎重に行う。

第1 避難行動要支援者名簿の整備

村は、災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法第49条の10第1項で義務づけられた避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を整備するため、同法の規定に基づき必要な情報を収集して名簿作成及び定期的更新を行う。

1 要配慮者の対象者の範囲

防災上把握を必要とする住民は、概ね在宅で生活を営む以下のような高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児等とする。

- (1) 乳幼児、妊産婦で日常的に援護が必要な者
- (2) 高齢者で日常的に援護が必要な者
- (3) 身体障がい者（視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障がい等）で日常的に援護が必要な者
- (4) 知的障がい者で日常的に援護が必要な者
- (5) 精神障がい者で本人等からあらかじめ申し出がある者
- (6) 疾病等による自宅療養者で自力避難が困難な者
- (7) 外国人や観光客
- (8) その他単身世帯者で援護が必要な者

2 避難行動要支援者名簿の作成

村は、民生児童委員、自主防災組織、自治会及び地域住民との協力体制を整え、上記対象者の範囲を基本とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、その把握に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ア 身体障害者手帳1・2級所持者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- イ 療育手帳A所持者
- ウ 療育手帳B所持者（単身世帯）
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- オ 要介護認定3以上を受けているもの
- カ 75歳以上の高齢者のみの世帯
- キ 障害支援区分認定者で区分4以上を受けているもの
- ク 村長が特に必要と認めたもの

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手法

名簿には、以下の個人情報が含まれる。

なお、名簿の個人情報は、村関係部署が所管管理する情報により確認する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事項
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新について

名簿の更新は、毎年行う。

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

村は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、地域防災計画の定めるところにより、消防団、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、村の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

(4) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために村が求めること及び村が講ずること

- ア 名簿を外部に配布する際には、秘密の保持、施錠のある場所での保管の徹底、避難行動要支援者に対する支援以外には一切使用しない旨を明記した誓約書を受領する。
- イ 名簿は封印した封筒に入れ、使用時以外には使用しない。
- ウ 名簿更新の際は、必ず封筒ごとに村役場へ返還を行う。また役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の誓約書を受領する。

(5) 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

要配慮者が円滑かつ安全に避難を行えるように、高齢者等避難等を、広報車や緊急速報メール等を利用し、着実な情報伝達に努める。

(6) 避難支援者等関係者の安全確保

避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮したうえで実施する。

第2 個別避難計画の作成

災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時より、災害の危険性等の地域の特性や事情を踏まえつつ、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進めることが必要である。村は、総務課や保健福祉課など関係部署の連携のもと、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員及び地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、村は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、村は、地域防災計画の定めるところにより、消防団、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び自治会など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、村の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じる。

なお、村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

第3 避難支援体制の整備

村は、民生児童委員、消防団、自主防災組織、自治会及び地域住民と連携し、要配慮者の避難支援体制の整備、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定及びその実施に努める。

第4 避難所における対策

1 指定避難所の整備

- (1) 指定避難所となる施設においては、福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。
- (2) 避難所へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から社会福祉協議会等との連携に努める。

2 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、障がい者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努め、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してこないよう、受入対象者を特定して公示する。

なお、村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努める。

また、村は県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あ

らかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

3 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、村及び県は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

第5 情報伝達手段の整備

1 様々な情報伝達手段の整備

過去の災害においては、特に要配慮者には災害時に情報が伝達されにくかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスや遠隔手話通訳サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確保しておくことが望まれる。

さらに、日本語理解が充分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供についてはできるだけ多言語で行うなど、日頃から通訳者の確保に努めておくことが理想である。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝える方法もある。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、村及び県は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時にとるべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、村及び県は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、村及び県は、ボランティア団体や民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

第6 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者等の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、自主防災組織、警察・消防・医療機関・障がい者団体（または関係団体）等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者等の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障がいの特性に応じた支援方法を住民が習得するように取り組むことも大切である。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進めることも望まれる。

第7 要配慮者等向け生活用品・食料等の準備

村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者等に配慮した食料品の現物備蓄を検討する必要がある。

また、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

現物備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者をはじめとするすべての避難者に必要な生活用品等についても確保を図る。

ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることも必要である。なお、大災害時には輸送ルートの上断等により、物資がすぐに届かない恐れがある点にも留意が必要である。

第8 社会福祉施設における対策

社会福祉施設管理者は、各災害から利用者（入所者）の安全を確保し、被災を最小限度に抑止するために、あらかじめ防災体制、利用者（入所者）への対応策、緊急に施設保護を必要とする者の一時的受入体制などを整備するとともに防災訓練などを実施し、職員及び利用者（入所者）に対する防災意識の高揚に努める。

なお、防災訓練を実施する際には、事故の発生することのないよう十分な事前準備を行い、特に利用者（入所者）の安全性を確保した方法により行う。

第9 防災知識の普及方法

村は、要配慮者の状態や居住する地域の実態を考慮し、防災知識の普及について次の方法により行う。

1 視覚機能に障がいのある要配慮者

- (1) 音声情報による周知
- (2) 拡大文字による周知
- (3) その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚機能に障がいのある要配慮者

- (1) 文字情報による周知
- (2) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (3) 手話による周知
- (4) その他、効果的な方法の併用による周知

3 日本語理解に障がいのある要配慮者

- (1) 外国語による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障がいのある要配慮者

- (1) 地図付きの情報等による周知
- (2) その他、効果的な方法の併用による周知

第6節 住宅応急対策準備計画

(むらづくり振興課)

村は県と連携のもと、一般社団法人プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、不動産関係団体と連携し、大規模災害時には広域的な観点に立って民間賃貸住宅の被災者への提供等に努める。

第1 応急仮設住宅の供給体制

村は県と連携のもと、災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ、災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

第2 応急仮設住宅の設置

村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第3 公営住宅の空き家状況の把握

村は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅などの空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、合わせて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第7節 防災教育計画

(総務課・保健福祉課・教育委員会)

村は、防災活動を円滑に実施するため、関係機関と相互に密接な連携を保ち、協力して以下に示す防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、職員や住民の防災意識の高揚、防災組織の育成推進、助言等に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第1 学校等における防災教育

1 児童・生徒に対する防災教育の充実

(1) 趣 旨

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

児童、生徒の発達段階や経験に応じた、災害に対する知識の普及を図る。また県教育委員会発行の指導要領『「学校安全」指導の手引き』並びに「奈良県学校地震防災教育推進プラン」などを参考に、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図るための教育を推進する。

(2) 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について留意する。

- ア 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ウ 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- エ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- オ 指定緊急避難場所・指定避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- カ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- キ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ク 災害時における心のケア

2 教職員に対する教育

教職員の防災対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の充実及び応急処置等の技能向上を図る。

3 社会教育における防災教育

以下の場面を通じて防災教育の実施、防災知識の普及に努める。

- (1) 社会教育学級・講座等
- (2) P T A等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等
- (3) その他の関係団体の諸活動

第2 住民に対する防災知識の普及

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、村及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは村及び県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、村、県及び防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

1 普及の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する必要がある。

普及する防災知識の内容は、主に以下のとおりとする。

- ア 御杖村地域防災計画の概要
- イ 災害の発生原因、種類及び特性等
- ウ 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- エ 過去の主な災害事例及びその教訓
- オ 気象予警報の種別及び聴取方法（緊急地震速報含む。）
- カ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- キ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ク 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ケ 「N T T災害用伝言ダイヤル171」等の安否情報伝達方法
- コ 情報入手の方法
- サ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- シ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場等の避難場所、避難経路等の確認
- ス 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む。）
- セ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ソ 家屋・施設の耐震診断及び改修
- タ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- チ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ツ 自家用車の使用自粛等の注意事項
- テ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- ト ライフライン途絶時の対策
- ナ 要配慮者への支援
- ニ 初期消火、救出救護活動
- ヌ 心肺蘇生法、応急手当の方法

- ネ 避難生活に関する知識
- ノ 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入等）
- ハ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2 普及の方法

防災知識の普及は、以下の手段等により実施する。

- ア 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、広報みつえ、自治体チャンネル（ケーブルテレビ）、インターネット、回覧文書等）
- イ 講演会・講習会等の開催
- ウ パンフレット・ハザードマップ等印刷物の配布及び作成
- エ 防災に関するDVD等視聴覚教材の貸出し
- オ 防災器具、災害写真等の展示
- カ 災害リスクの現地表示
- キ 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）等

第3 村職員に対する防災教育

村及び防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

1 実施時期

防災関係機関と協力し防災週間や組織改編が行われた場合等、必要に応じて実施する。

2 実施方法

防災教育は、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、以下の手段等により実施する。

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災知識の手引書や災害応急マニュアル等の配布
- ウ 防災関係機関が行う講習会、講演会への派遣

3 実施内容

防災教育の内容は、主に以下のとおりとする。

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 各自の任務分担
- ウ 災害時の参集方法
- エ 過去の災害事例及び災害発生原因とその特性
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の防災教育

県等と協力し、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等の災害時における的確な行動力を培い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、また、伝承の重要性について啓発を行うため、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

【防災の日及び防災週間等】

- ・ 防災とボランティア週間 1月15日～1月21日
- ・ 防災とボランティアの日 1月17日
- ・ 文化財防火週間 1月23日～1月29日
- ・ 文化財防火デー 1月26日
- ・ 春季全国火災予防運動期間 3月1日～3月7日
- ・ 建築物防災週間 3月1日～3月7日、8月30日～9月5日
- ・ 水防月間 5月1日～5月31日
- ・ がけ崩れ防災週間 6月1日～6月7日
- ・ 土砂災害防止月間 6月1日～6月30日
- ・ 危険物安全週間 6月第2週
- ・ 奈良県地震防災の日 7月9日
- ・ 奈良県地震防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- ・ 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- ・ 奈良県水害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- ・ 道路防災週間 8月25日～8月31日
- ・ 防災週間 8月30日～9月5日
- ・ 防災の日 9月1日
- ・ 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日
- ・ 奈良県土砂災害防災週間 前号に掲げる日を含む知事が定める期間
- ・ 救急の日 9月9日
- ・ 救急医療週間 9月9日を含む1週間
- ・ 国際防災の日 10月の第2水曜日
- ・ 秋季全国火災予防運動期間 11月9日～11月15日

第8節 防災訓練計画

(総務課)

村は、災害時に防災活動を円滑に実施するため、住民、自主防災組織及びその他関係団体の協力のもと、村の特性に応じた以下に示す防災訓練を実施する。

なお、訓練にあたっては、「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」等を参考に大規模災害を想定し、夜間、休日等実施時間を工夫するなど様々な条件を設定、要配慮者や老若男女など多くの住民参加、学校、自主防災組織、民間事業者、ボランティア団体など地域に関係する多様な主体との連携のもとに実施する。

また、訓練後には評価を行い、計画や体制等についての今後の課題等を明らかにし、適宜その改善を行う。

第1 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民（自主防災組織等）、国、県、村、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

第2 個別訓練

多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自治会が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

(1) 組織動員訓練

休日、夜間等、勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に招集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

(2) 非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及びほかの手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

(3) 消防訓練

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

(4) 災害救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等住民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

(5) 避難訓練

避難指示、避難誘導等、住民を安全に避難させるための訓練と合わせて指定避難所の開設・

運営訓練を実施する。また、要配慮者の積極的参加をもって、孤立者、負傷者、高齢者及び障がい者等の避難誘導や介助方法、集団避難等の実践的な訓練等についても重点的に実施する。

(6) 施設復旧訓練

災害により土木施設、簡易水道施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

(7) 水防訓練

水防管理団体は、水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

(8) 収集及び伝達訓練

災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所・指定避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に情報収集し、防災関係機関に伝達する訓練を実施する。

(9) 災害図上訓練

大きな災害が発生する想定の中で、危険が予測される地域や事態を図上で考察し、応急対応や事前対策を検討する訓練を実施する。

第9節 自主防災組織の育成に関する計画

(総務課・保健福祉課)

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、地域住民が平時からコミュニケーションをはかり、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。災害時に地域住民が連携して救出・救護などの防災活動が実施できるよう、平常時から自主防災組織の育成及び活性化等、積極的な取組が重要である。

第1 地域住民などの自主防災組織

1 実施機関

(1) 村 長

村長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、村における地域防災のための住民活動の推進に努める。

(2) 住 民

住民は、災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災組織などの防災活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

2 自主防災組織の結成促進

村は、地域住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の結成を促進する。その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。住民は、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、自主的な防災組織づくりに主体的に参加するよう努める。

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、自主防犯団体、民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体)、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設及び企業(事業所)等地域の様々な団体との連携に努める。また、女性の参加促進に努める。

(1) 平常時の活動内容

ア 地震、風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発

(例：防災新聞による避難指示等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)

イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織との連絡

ウ 地域における危険箇所の把握

(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)

エ 地域における消防水利の確保

オ 家庭における防火・防災など予防上の措置及びその啓発

(例：家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等)

カ 地域における情報収集、伝達体制の確認

(例：有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難指示等の避難情報の伝

達訓練等)

キ 要配慮者の把握

(例：要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)

(「本章第3節「要配慮者の安全確保計画」参照)

ク 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認

(例：ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)

ケ 防災資機材の整備、配置、管理

(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機動作確認、消火器の点検等)

コ 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加

(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)

サ 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成

(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)

シ 地域全体の防災意識向上の促進

(例：PTAや民生児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等) 等

(2) 災害発生時の活動内容

ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止

イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

ウ 地域住民の安否確認

エ 正しい情報の収集、伝達

オ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

カ 避難所の運営、避難生活の指導

キ 給食、給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、村及び消防署と協議のうえ、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておく。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担をあらかじめ設定するよう努める。

第3 自主防災組織の育成強化対策

1 村の育成強化対策

村は、県と連携し、自主防災組織の育成強化及び活動の活性化を促進するため次の事業を推進する。

ア 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施などの実施

イ 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導

ウ 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援

エ 自主防災に関する情報の提供

オ 自主防災に関する啓発資料の作成

カ 各コミュニティへの個別指導・助言

キ 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

ク 防災訓練の指導、支援など

2 自主防災組織間の連携

各地域における自主防災組織の強化・育成とともに、平常時からの自主防災組織間の情報交換、合同訓練などを通じて、組織間の連携強化及び地域間の防災活動にみられる格差の解消に努める。

第4 防災士の確保と育成

村は、防災に対する意識、知識、技能をもった「防災士」の確保と育成を進め、地域防災力の向上に努める。

1 防災士登録の推進

防災士資格取得者の登録制度を定め、自主防災組織のリーダーとしての役割を担う人材の確保に努める。

2 資格取得の奨励

防災士資格の取得を奨励するとともに、資格取得講座などの情報を住民に提供し、自主防災活動の担い手育成に努める。

第5 地区防災計画の策定

1 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第42条第3項）。村は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、村防災会議において、その必要があると認める場合は、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第42条の2）。

2 個別避難計画との整合

村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第10節 事業所等の防災の促進に関する計画

(総務課・むらづくり振興課)

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努める。また、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）または事業継続力強化計画を策定する。村、県、商工会等は、企業の防災活動や事業継続計画策定等を支援する。

第1 事業所等の役割

1 災害時に果たす役割

事業所等は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村または県が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 平常時の対策

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害（爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策等を講じておくこととする。

また、事業所等は、従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知や、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

また、事業所等は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）または事業継続力強化計画を策定・運用するよう努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

【事業継続力強化計画】

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

また、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。

第2 御杖村の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第3 事業所などの自主防災体制

事業所は、従業員、利用者などの安全を守り、地域への災害の拡大を防止し、事業活動を維持するために、次のような防災対策の実施に努める。

- ア 建築物の耐震化、屋内の耐震対策（オフィス家具などの転倒防止）
- イ 物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係など）
- ウ 通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- エ 企業情報の確保（サーバなどの転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- オ 自主的な防災組織の編制
- カ 防災計画、防災マニュアル（初期・安否確認）、事業継続計画（BCP）などの策定
- キ 従業員への防災計画、防災マニュアルなどの研修
- ク 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- ケ 従業員の帰宅困難対策
- コ 地域の自主防災組織との連携

第11節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

(総務課)

村では、以下の条例に基づき3つの分団からなる消防団が組織されている。

消防団は、地元精通している住民を中心に組織されていることから地域に対して密着性があり、即時に対応できるという特性を持っている。このため、消防団は住民の被害軽減、安全確保に必要不可欠なものである。

村は、消防署と協力し、以下の対策を実施し、消防団員を確保し、地域防災体制の充実強化に努める。

(資料編2-1「消防団の概要」参照)

(資料編16-3「御杖村消防団条例」参照)

第1 消防団の役割

1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減、安全確保を図る役割を担う。

2 消防団施設、装備の強化

消防団は、毎月1回以上の消防・水防・救助用資機材の性能、数量の点検、整備に努める。

3 他の組織との連携

(1) 常備消防との連携

消防団は、地域の防災力の柱となる奈良県広域消防組合との連携をさらに強化する。

ア 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動

イ 大規模災害等を想定した実践的な実働訓練(初期消火・避難誘導・応急手当等)、図上訓練

(2) 自主防災組織との連携

消防団は、自主防災組織との連携をさらに強化する

ア 定期的な合同訓練等による連携強化

イ 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

(4) 事業所との連携

村及び消防団は、団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組、事業所の防災活動との連携のための取組を強化する。

ア 特別の有給休暇(ボランティア休暇)や社内表彰等を活用する事業所に対する表彰制度の創設・充実

イ 事業所の自衛消防組織との連携の促進

(5) 地域コミュニティとの連携

消防団は、将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割として以下の施策を実施する。

ア 自治会、地域の行事への積極的な参加

イ 各種訓練への相互の参加を推進

4 消防団員の教育訓練

消防団員は、消防に関する知識及び技術の向上に努める。

(1) 基礎訓練

規律訓練、車両訓練、操法訓練等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練

(2) 応用訓練

火災発生等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示して行う訓練

(3) 図上訓練

各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練

(4) その他訓練

訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練

5 消防団員数の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が要員動員力等の特性を発揮するため、地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

第12節 ボランティア活動支援環境整備計画

(保健福祉課)

ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性に基づきその支援力を向上し、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、村は、平時より関係機関、関係団体、住民と連携・協働して活動できる環境を整備する。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに村とボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるネットワーク化を図る。

第2 災害時活動への迅速な対応

災害ボランティアコーディネーター、専門技術ボランティアが災害時に迅速・的確に行動できるよう平常時から研修会等への参加促進に努める。

また、様々なメディア媒体を利用し、住民に対して災害ボランティア活動の意義について啓発を進める。

(具体的な取組)

- ア 災害ボランティア養成研修の実施
- イ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ウ ボランティアとの防災訓練の実施
- エ 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

第13節 建築物等災害予防計画

(各課)

震災による人的被害の軽減のため、村が策定した「耐震改修促進計画」に基づき、建築物等の耐震性を確保するための施策を計画的に取り組む。また、余震による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定の体制整備を行う。

第1 村有建築物の耐震性の確保

防災拠点となる役場庁舎、避難所となる学校等を建築する際は、県の指導に基づき、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成8年10月24日 建設事務次官決定」に準じて建築する。

また、当該既存建築物についても同「基準」に基づく耐震診断及び耐震補強の実施を推進する。

なお、既存建築物のうち「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する「特定建築物」に該当した場合、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震化を進める。

第2 一般建築物等の耐震診断・改修の促進

1 耐震性向上の普及、啓発

一般の既存建築物の耐震性向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

2 公共建築物の耐震診断・改修の推進

村が所有または管理する公共建築物については、耐震診断を計画的に実施し、この結果、耐震改修が必要と認められたものは耐震改修の実施に努める。

3 民間建築物の耐震診断・改修の推進

民間建築物の所有者に対しては、建築物の重要度を考慮しつつ、耐震診断・改修についての自助努力を促す。

4 技術者の養成等

耐震診断及び補強に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、県及び建築住宅関係団体と協力して講習会の実施、技術資料の作成等に努める。

第3 コンピュータの安全対策

重要な情報システムについては、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管等、所要の安全対策を実施するよう普及を図る。

第4 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対してリーフレット類を配布するなど、安全対策の知識の普及を図る。

第5 応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

大規模な地震により被災した建築物に対しては、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後、直ちに判定活動を実施できる体制の構築を推進する。

第6 その他

1 ブロック塀・石塀等対策

村は、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

2 落下物等対策

村は、地震等による落下物からの危害を防止するため、建築物における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

3 家具等転倒防止対策

村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第14節 災害に強い道づくり

(産業建設課)

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。

村は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに老朽施設の補強・更新、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等について、以下の予防対策を実施する。

また、防災関係機関との連携を緊密にし、救急、救助が迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、災害時における円滑な交通を確保するため、県が行う道路整備事業等に協力するほか、所管する道路及び橋梁について以下の災害予防対策を実施する。

第1 道路等の防災点検調査

大雨による災害等の発生に備え、道路へのがけ崩れや冠水等の危険がないか「平成8年度 道路防災総点検要領（地震編）」（財団法人道路保全技術センター）「平成18年度 道路防災総点検要領（豪雨・豪雪編）」（財団法人道路保全技術センター）に基づき点検調査を実施し、危険箇所の把握に努める。

第2 道路の改良・整備

道路防災総点検調査結果に基づき、補修等対策工事が必要な箇所を指定し、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

第3 橋梁の改良・整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設である。このため主要な道路の橋梁については、道路防災総点検調査結果に基づき耐久性の強化や長寿命化対策等の整備を進める。

第4 連絡体制の整備

1 職員の配備体制

災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2 防災関係機関との応援体制

災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。

また、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等と救助・救急・医療及び消火活動について機関相互間の連携強化を図る。

第5 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

危険物及び障害物の除去（路面変状の補修やう回路の整備を含み、また、雪害においては道路の除雪を含む。）等に対応するため資機材の調達について関係機関との協力体制の充実を図る。

第6 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連事業を通じて、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第15節 緊急輸送道路の整備計画

(総務課・産業建設課)

県は、緊急輸送道路として国道368号及び369号を指定し、避難拠点と救助活動等を行う防災拠点とを連絡する緊急輸送道路のネットワーク化を図っている。

村は、県が指定した緊急輸送道路から村の防災拠点（災害対策本部、避難所、輸送拠点等）に連絡する村道について円滑に物資輸送が実施できるよう計画的に整備を進めるなど、以下の緊急輸送に関わる対策に努める。

第1 緊急輸送道路の整備

村は、県において指定した緊急輸送道路から村指定避難所等の防災拠点を結ぶ村道について計画的に整備を進める。

■緊急輸送路（県指定）

機能区分	摘 要	道路種別	路線名
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路(※)と災害発生直後において必要とされる防災拠点を連絡する道路	一般国道	国道 368号 国道 369号

※第1次緊急輸送道路：他府県と連絡する広域幹線道路

第2 緊急通行車両の確認

1 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、村が所有する車両及び調達する車両について奈良県公安委員会に対して緊急通行車両等の事前届出（資料編6-3「緊急通行車両事前届出書」参照）をあらかじめ行う。

また、村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

2 公安委員会の緊急通行車両確認標章等の交付

村は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについては、あらかじめ公安委員会に緊急通行車両の確認を受け、緊急通行車両確認標章等を交付を受けておく。

(詳細については、第3章第21節「災害警備、交通規制計画」参照)

第16節 公共施設等災害予防計画

(産業建設課・むらづくり振興課)

村は、県と連携し、地震時における道路斜面の崩壊による交通の途絶、河川堤防の決壊による浸水等の公共土木施設の被災による二次災害を最小限に抑えるため、以下の公共施設等に関する災害予防対策を実施する。

第1 道路、橋梁、交通安全施設

産業建設課は、地震災害時における円滑な交通を確保するため、県が行う道路整備事業等に協力するほか、所管する道路及び橋梁について、以下の災害予防対策を実施する。

1 道路及び橋梁の防災点検調査

地震災害の発生に備え、「平成8年度 道路防災総点検要領（地震編） 財団法人道路保全技術センター」に基づき、道路法面等の点検調査を実施する。また、主要な道路の橋梁については、耐震点検調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁を選定する。

2 道路の改良・整備

本章第14節「災害に強い道づくり」に基づき実施を図る。

3 橋梁の改良・整備

主要な道路の橋梁については、道路防災総点検の結果に基づき老朽橋の補強等を行う。また、事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成14年3月改訂（社）日本道路協会）」に基づき整備を進める。

4 道路付帯施設の整備

道路付帯施設の更新、補強等を推進する。また、災害時における夜間の安全な道路交通を確保するため、道路照明の整備に努める。

第2 河川管理施設

産業建設課は、地震災害に備え、堤防の強化等河川の安全を高めるため、県が行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川施設について、以下の災害予防対策を実施する。

1 河川施設等の点検整備

所管する河川に係わる各施設に対して、耐震点検基準等により耐震度を点検し、必要に応じて補強等の対策に努める。

2 災害復旧用資機材の備蓄

地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるように、災害復旧用の資機材の備蓄に努めるとともに、あらかじめ奈良県建設業協会（宇陀支部）と資機材の調達に関する協定を締結し、災害時に必要な資機材を調達できる体制を整備する。

第3 公園、緑地

村づくり振興課は、避難所としての利用が可能な公園等の建築物及び施設周辺の危険箇所の点検を実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業を実施するとともに、避難所、避難路として機能できるように整備を進める。

第17節 ライフライン施設の災害予防計画

(住民生活課・総務課)

ライフライン施設管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第1 水道施設 (住民生活課)

村は、災害による簡易水道施設の被害を最小限に抑え、速やかに水の供給を確保するため施設の整備増強を推進するとともに応急復旧用資機材の整備及び応急復旧体制の整備を図る。

(資料編8-1「簡易水道普及状況」参照)

(資料編8-2「応急給水用機械器具等の保有状況」参照)

1 応急給水体制の整備

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、災害時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備に努める。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに把握した井戸等の水質調査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

2 資機材の整備及び非常用電源の確保

災害時における応急対策及び復旧工事を迅速に行えるように、水道工事事業者との連携により平常時から必要な資材の確保、備蓄に努める。

また、浄水施設、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるように自家用発電設備などの整備に努める。

3 重要施設の耐震性の強化

災害による断水・減水を防止するため、重要施設の耐震性の強化を図る。

なお、施設の耐震設計にあたっては、「水道法第5条」及び「水道施設耐震工法指針解説(1997日本水道協会編)」に基づき行う。

4 防災訓練の実施

災害発生時に的確な応急対策が講じられるよう職員に対し防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を実施する。

5 相互応援協力体制の確立

「奈良県水道災害相互応援に関する協定」にもとづく給水作業等の応援を受けることができるように応援要請手続等について把握し、必要な応援協力体制を確立する。

第2 電気施設 (総務課)

電気施設の災害予防対策については、関西電力送配電株式会社において、平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則、要綱、指針等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

村は、災害発生時に備え、関西電力送配電株式会社との災害時の情報収集連絡窓口を定めるほか、関西電力送配電株式会社が実施する災害予防対策の協力を努める。

なお、避難所等の電気設備が被災した場合の応急復旧に備え、奈良県電気工業組合と締結している「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」について、平常時から応援内容及び要請手続、費用負担方法の確認を行うなど、必要な応援協力体制を確立する。

村は、こまどりケーブル(株)と連携し、こまどりケーブル(株)が実施するケーブルテレビ施設の復旧活動に協力するとともに、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

■関西電力送配電（株）・奈良県電気工業組合・こまどりケーブル（株）の連絡先

連絡先	電話番号	F A X	備 考
関西電力送配電（株） （高田配電営業所）	0742-27-1275	0742-27-8928	災害発生時には必要に応じて別途専用情報窓口（携帯電話）を開設する。
奈良県電気工業組合	0742-33-4340	0742-34-8651	応援を要請する場合
こまどりケーブル（株）	0742-52-0772	0747-85-7244	

（資料編11-3「電気設備の応急復旧に関する協定」参照）

第3 電話通信設備等（総務課）

電気通信設備等の災害予防対策については、西日本電信電話株式会社において、平常時から関係法令に定める地域及び実績を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画が策定され、施設の維持管理等が行われている。

村は、災害の発生に備え、西日本電信電話株式会社との緊急時の情報収集連絡窓口を定めるほか、西日本電信電話株式会社が実施する災害予防対策の協力を努める。

■西日本電信電話（株）の連絡先

連絡先	電話番号	F A X	夜間
西日本電信電話（株）奈良支店 設備部 災害対策担当	0742-23-9517	0742-23-9533	113

第18節 危険物施設等災害予防計画

(総務課)

村内には現在、消防署に届出されている危険物施設が3件立地している。

村及び消防署は、消防法上の危険物施設について以下の予防対策を実施し、危険物による災害の発生及び拡大の防止に努める。

(資料編2-3「村内危険物施設」参照)

第1 危険物の種類、数量把握

危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況についての把握に努める。

第2 立入り検査の実施

危険物施設に対して立ち入り検査等の予防査察を実施し、関係法令の遵守を推進する。

第3 安全性の向上

既設の危険物施設について施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の推進や助言を行い、安全性の向上を図る。

第4 自主防災体制整備の推進

危険物施設の管理者に対しては、次のとおり自主防災体制の整備を推進する。

- (1) 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
- (2) 自主防災組織の結成
- (3) 保安教育の充実
- (4) 防災訓練の実施

第19節 地盤災害予防計画

(産業建設課)

村は、土石流、地すべり、がけ崩れ、地割れ、液状化、擁壁の倒壊等の災害が発生しないよう、防災上必要な対策を講じるとともに、関係機関へ整備を要請する。

第1 土砂災害防止対策

1 崩壊危険地域の災害防止

(1) 砂防事業

土砂による災害を防止するため、水源山地における砂防えん堤や中流部における流路工など、危険度の高い箇所から順次砂防事業を実施できるよう国・県と連携を図り、事業を促進していく。

(2) 地すべり防止事業

地すべりは、その判定が難しく軽率に工事を進めると災害を誘発することになるため、地形及び地質調査等が必要である。被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから、適切な防災工事を実施するために、国・県と連携を図り、事業を促進していく。

(3) 急傾斜地崩壊防止事業

村内における急傾斜地で、被害を及ぼすおそれのある地域は緊急度の高いところから防止工事を実施するために、国・県と連携を図り、事業を促進していく。さらに、住民への周知及び避難体制の確立を図る。

■御杖村の土砂災害警戒区域等指定状況

(令和6年9月27日現在)

指定区域							
急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合 計	
警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
131	129	174	158	1	0	306	287

2 崩壊危険地域への予警報の発令・伝達体制

(1) 予警報の伝達

気象予警報は、緊急メール等で伝達する。

(2) 避難情報の伝達

避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動の情報は緊急メール、広報車、消防団等で伝達する。

3 前兆現象の収集

土石流・がけ崩れ・地すべりなど、近隣住民から土砂災害の前兆現象となる事象（山鳴り、斜面の亀裂、水位の減少、土臭い、物の焼ける臭い、根の切れる音、クラック等）の報告を収集した場合、土砂災害のおそれのある箇所のパトロールを行い確認する。

4 崩壊危険地域における避難体制の構築

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成12年法律第57号)による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域ごとに土砂災害に関する情報

の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、奈良地方気象台と連携して県から伝達される土砂災害警戒情報を参考にしつつ、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知するよう努める。

- ア 避難所の設置
- イ 避難指示等の発令時期決定方法
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- エ 避難誘導責任者
- オ 避難指示等の住民への周知

※ア～オは、第1節「避難行動計画」、第2節「避難生活計画」に準ずる。

- カ 土砂災害警戒区域等の把握
- キ 土砂災害警戒区域等のパトロール

村は、関係機関と協力し、地すべり、がけ崩れ、土砂流出等による土砂災害の発生が予想される危険区域のパトロールを実施し、正確な実態の把握に努める。

- ク その他必要事項

5 治山事業

災害は、山地の崩壊及び山地荒廃による流出土砂により被害が激しいものとなるが、森林は、崩壊防止及び土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等の機能を持っている。治山事業は、荒廃山地または荒廃のおそれのある山地に対して山脚を固定して浸水を防止するための溪間工事または崩壊地を森林に復旧するための山腹工事を実施するなど森林整備を図り、崩壊土砂の流出、洪水等による災害の防止、軽減を図るとともに水資源の涵養に資することを目的とする。

(1) 山腹崩壊・崩壊土砂流出対策

- ア 林地等の管理上必要な知識及び応急措置の方法等の管理者への指導を図る。
- イ 森林の過伐、乱伐の防止と渇植、肥培管理、植林の育成を促進して地すべり崩壊による災害防止に努める。
- ウ 地震等の災害による地盤のゆるみが予想される時の危険区域パトロール、応急資材の整備、山地崩壊が予想される時の避難所等を整備する。

(2) 山地に関する防災事業

- ア 治山・治水事業とあわせ一般造林事業を推進して林地の保護と培養を図る。
- イ 地表の安定を図るため、荒廃地の植林を促進する。

6 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する医療施設、社会福祉施設、学校等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

また、当該施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が土砂災害防止法の改正により義務化されたことから、該当する施設管理者への指導を図る。

第2 宅地災害予防対策

1 宅地防災月間での啓発

梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間の5月には、県とともに開発施工区域を中心にした巡視活動を展開、現地での適切な指導を行う。

2 宅地防災工事の貸付制度の活用

改善報告を必要とする宅地については、独立行政法人住宅金融支援機構による貸付制度のPR及び指導を行う。

3 がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域または建築基準法第40条の適用区域に存する既存不適格住宅等の危険住宅の移転を促進し、安全な住環境の整備に努める。

4 被災宅地危険度判定体制の整備

村において、大地震または豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、被災宅地の状況について調査・判定することとなる被災宅地危険度判定士の養成及び、必要な資機材の調達・備蓄等の推進を、公共・民間を問わず行うことにより、災害発生時に迅速かつ的確に危険度判定を実施することで、二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

第20節 火災関係予防計画

(総務課)

ここでいう「火災関係予防計画」は、通常火災とともに「地震火災予防計画」にも適用する。

第1 火災予防計画

村は、消防団、消防署の協力のもと、火災発生時の初期消火、延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため消防力の整備充実を図るとともに住民に対して出火防止、初期消火、危険物の保安の徹底、建築物の不燃化の促進、防火教育等、以下に示す対策を実施する。

1 防火思想の普及啓発

消防署、消防団の協力のもと出火防止・初期消火体制を整備するため、以下のとおり防火思想の普及啓発に努める。

- (1) 一般家庭に対しては、災害発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法的普及に努めるとともに住宅用火災警報器の設置を推進する。
火災の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。
- (2) 初期消火訓練、防火講習、防火訓練等への参加を通して、一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- (3) 村内事業者に対して防火管理者講習の受講を推進する。
- (4) 保育所、小中学校においては視聴覚機材等を活用し、防火思想の普及に努める。

2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成26年10月31日改正消防庁告示第28号)、「消防水利の基準」(平成26年10月31日改正消防庁告示第29号)に基づき、消防車輛等の消防施設整備、通信機能の強化を図るなど、以下のとおり総合的消防力の充実に努める。

- (1) 消防車輛等
消防団の円滑な消火活動の実施に向けて消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の消防設備の整備に努める。
- (2) 消防水利
現有消防水利の保全に努めるとともに消防水利が不足する地域については、防火水槽を新設するなど、消防水利の拡充を検討する。
また河川等の自然水利、プール等の人工水利の確保に努め水利の多元化を推進する。
- (3) 消防無線
消防署と連携し、円滑な消防活動を実施するため情報通信手段の多様化、情報通信施設の充足等に努める。
- (4) 自衛消防組織の充実
奈良県広域消防組合は、自衛消防組織が設置されている事業所や、設置されていない事業所に対しても、防火管理を計画的、組織的に推進できるよう指導・助言を行う。

3 相互援体制の確立

消防署は、消防行政の合理化と効率化を図るため、常備消防機関間で広域的な相互応援協定の締結に努めている。

村は、こうした協定に基づく大規模災害消防応援部隊や緊急消防援助隊による消火、救急、救助に係わる活動が実施される場合に備え、あらかじめ必要な応援、受入体制の整備に努める。

(資料編11-1「消防相互応援協定」参照)

第2 林野火災予防計画

林野火災は、落雷等自然現象によるものもあるが、そのほとんどは一般火災と同様、たき火などの不始末等人為的原因によるものが大半であることを念頭に、村は消防団、消防署と連携し林野火災を予防するため以下の対策を実施する。

■村内林野資源の状況

種 別	面 積
国有林	24ha
民有林	6,988ha
合計	7,010ha

1 監視体制の強化

林野火災発生のおそれのある場合、以下のように巡視、監査を強化し、住民及び入山者等に対して警戒を呼びかけるとともに火気取扱上の指導を行う。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発令し、地区住民及び入山者に対して防災情報提供システム、広報車等により周知徹底を図る。

(2) 森林等への火入れの制限

森林等において、火入れを行おうとする者に対しては、「御杖村火入れに関する条例」(昭和60年3月14日条例第14号)(資料編16-4参照)に基づく手続を遵守させるとともに、許可にあたっては消防機関等と十分に協議する。

また、火入れの場所が隣接市村に近接している場合は、事前にその市村に通知する。

(3) 火の使用制限

気象条件によっては入山者等に火を使用しないように指導する。

また、火災警報発令時など、特に必要と認めるときは、一定区域のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

(4) 火気使用施設に対する指導

消防署は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

(5) 防火思想の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に住民や入山者に対して、ポスター、看板等の設置により防火思想の普及、森林利用マナーの向上と定着を図るとともに小中学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

2 活動体制の整備

村は、消防署、消防団と連携し林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

(1) 消防体制の整備

当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定に努める。

(2) 広域相互応援体制の整備

県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

(3) 消防資機材の整備

村及び林野関係者は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

(4) 消防水利の確保

防火水槽等を整備するほか、河川、池等の自然水利や砂防ダム等、水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

(5) 林野火災消防訓練の実施

消防団、消防署の協力のもと林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第3 救急・救助体制の整備

村は、消防署と連携し、救急・救助体制の整備について以下の対策を実施する。

(1) 消防署の協力のもと住民に対して心肺蘇生法等の応急手当に関する知識、技能の普及を推進する。

(2) 地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するためエンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

(3) 村、消防署が保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

(各課)

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、本法に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、令和3～令和7年度を計画年度とする第6次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、長期的な整備目標を設定し、計画的に事業を行うこととなっている。

村は、県の指導、協力のもと、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、第6次地震防災緊急事業五箇年計画に計上し、計画に基づく事業を推進する。

第22節 防災体制の整備計画

(各課)

村は、災害時の迅速な災害応急対策による組織の危機管理機能の強化を図るため、防災拠点施設や資機材等の整備を含めた以下の防災体制の整備、充実に努める。

第1 職員の体制

村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、すべての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

夜間や休日における災害発生に対しては、職員の対応策の整備を図るなど、災害状況に応じた災害対策本部体制の確立及び職員の非常参集体制の整備を図る。

また、災害の推移に応じた災害応急対応マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を実施し、災害時の活動手順、資機材や装備の使用方法的の習熟、他の防災関係機関との連携について徹底を図る。

また、災害時に業務が継続できるよう、村においては令和5年3月に業務継続計画（大規模地震災害編、新型コロナウイルス等感染症編）を策定している。

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

村は、防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第2 防災拠点等の確保・充実

村は、防災拠点の施設、設備の充実を図るため、災害に強い施設、設備を整備するとともに、施設の調査、補強等を行い常時良好な状態に保つよう努める。

また、防災拠点施設には、災害時に必要となる食料、飲料水、防災用資機材等の適正な備蓄を行うとともに非常用発電施設の整備に努める。

(資料編3-1「防災拠点施設」参照)

第3 応急復旧体制・資機材の整備等

村は、各課において所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制や資機材の整備を図る。このため、資機材総点検、実践訓練の定期的な実施、災害時における運用計画の策定等を行うとともに、緊急用の自家発電設備等の整備や代替エネルギーの導入等についても検討し、災害応急対応の迅速な実施を図る。

第4 防災関係機関等相互の連携体制

村、県及びその他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

また、災害時において防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、応急活動、復旧活動に関して以下の点に留意し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携体制の強化に努める。

1 防災関係機関との応援体制の整備

人的な応援体制のみならず、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達、広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の整備に努める。

2 消防受援体制の整備

緊急消防援助隊及び大規模災害消防応援部隊による消火、救急、救助に係わる全国的な応援、受援体制の整備に努める。

3 救援活動拠点の確保

自衛隊をはじめとする防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート、待機所等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、連絡体制の整備に努める。

4 合同訓練の実施

防災関係機関等との合同訓練の実施等により連絡体制の強化に努める。

第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、診療所等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- （1）新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- （2）非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- （3）大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保する。

第6 大規模停電対策

- （1）村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- （2）診療所、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第23節 防災用資機材整備計画

(総務課)

村は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるため各消防防災施設に備えられている防災用資機材の点検、整備を実施する。

(資料編2-2「消防水利設置状況」参照)
(資料編3-2「防災用資機材等保有状況」参照)

第1 消防用資機材の整備

村は、原則として毎月1回、機械及び器具の性能、数量等の点検を行い、不足資機材等をその都度補充するなどの点検整備に努める。

なお、消防団屯所で保管している資機材については消防団において点検整備を行う。

第2 水利施設の整備

村は、消防団、消防署と連携し梅雨期前、台風期前に重点的に水利施設の性能等の点検を行うとともに自然水利については利用可能状況及び障害物の有無、防火水槽については貯水量の点検を行う。

第3 水防用資機材の整備

水防用資機材は、他の用途に転用されることがあり、また腐食や鼠害を受けることも多いため毎年出水期前に不足がないか厳重に点検し、不足があれば必要な資機材を補充する。

なお、消防団屯所で保管している資機材については消防団において点検整備を行う。

第4 救出・救護用資機材の整備

村は、原則として毎月1回、機械及び器具の性能、数量等の点検を行い、不足資機材等をその都度補充するなどの点検整備に努めるとともに不足が生じた事態に備え、あらかじめ借入先を定めておく。

第5 コミュニティ単位の防災用資機材の整備

自主防災組織は、災害に備えて防災用資機材を整備するように努める。なお、村では防災用資機材の整備に対する支援を実施する。

第24節 航空防災体制の整備計画

(総務課)

災害時において県防災ヘリコプター等による救急活動、救護活動、火災防御活動、緊急物資の輸送等の救援活動が円滑に行われるよう、村は災害活動用緊急ヘリポートとしてヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定し、条件整備、追加指定を進めるとともに、ヘリコプター発着予定地、避難所等との接続道路を確保するため、対象となる路線の適切な幅員等の整備に努める。

第1 消防防災ヘリコプター受入体制の整備

村は、地方公共団体の所有する消防防災ヘリコプターでの緊急離着陸（航空法第81条の1「搜索又は救助のための特例」）により救援活動が円滑に行われるよう受入体制を整備する。現行法上、緊急離着陸可能なヘリコプターは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県または地方公共団体の消防機関が使用するヘリコプターであり、搜索、救助を任務とするもの及び国土交通省の依頼で搜索または救助の任務にあたるものである。

第2 災害活動用緊急ヘリポートの整備

原則として以下の施設を災害活動用緊急ヘリポートに指定するが、この他新規の災害活動用緊急ヘリポートを指定する場合、村は、県と協力し場外離着陸場の設置基準等により着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

なお、災害活動用緊急ヘリポートの指定場所が避難所として利用されている場合は、避難者の混乱を避けるため、極力利用を避ける。

■災害活動用緊急ヘリポートの指定場所

名 称	所在地	面 積 (m ²)	標 高 (m)	村役場と の距離 (m)	水利状況		ヘリ利用可能状況		
					種類	容量・能力	OH6 離着陸	UH1 離着陸	消火剤吊
御杖小中学校	菅野2470	9,200	487	820			◎2機	◎1機	○1機
御杖村民運動場	土屋原1717	10,100	510	3,000			◎3機	◎2機	×
旧御杖小学校	大字菅野47	8,800	552	800	プール	375m ³			

■場外離着陸場の設置基準等

種 別		防災対応離着陸場
定 義		災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場における場合であって、次の条件をすべて満たすもの ① 災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送またはそのための訓練であること ② 地表効果外ホバリング重量の95%以下の重量で運航すること ③ 事業用操縦士以上による運航であること
離着陸地帯	位置及び方向	原則として地上に設置 (やむを得ない場合は高さ15m以下の仮想離着陸地帯を設定することができる)
	長 さ	使用機の全長+20m以上 (全長20m以上の使用機については全長の2倍以上)
	幅	長さと同じ
	最大縦断勾配	5 %
	最大横断勾配	5 %
	表 面	接地点を除き、約30m程度までの高さを限度としてできるだけ平坦であること
	接地帯	長さ：使用機の全長以上幅：使用機の全長以上 強度：使用機運航に十分耐えること
進入地区の長さ・幅		長さ：250m 先端の幅：100m
進入表面の勾配		1/4以下
進入・出発経路		90° 以上で交差可能
転移表面の勾配		設定しなくてよい
水平表面		設定しなくてよい
不時着場		不要（訓練時には必要）
許可期間（最長）		1 年
構築物の設置可否	建築物上	否
	建築物以外	否
夜間使用可否（灯火設置前提）		仮想離着陸地帯を設定した場合、夜間使用不可

出典：奈良県消防防災ヘリコプター「やまと2000」運航の手引（奈良県 令和4年4月）

第25節 通信体制の整備計画

(総務課)

村は、災害時において気象予警報の伝達、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集、災害情報の伝達等、災害時における各種情報の確実で迅速な収集・伝達を図るため以下の対策により防災上必要な情報通信連絡手段の確保に努め、情報伝達の信頼性の向上を図る。

(資料編4-2「消防・防災無線局」参照)

第1 防災情報提供システム

村には、現在、防災情報提供システムが整備されており、住民への災害時情報伝達体制が確立されている。このため、導入されている防災情報提供システムについては、以下のように運用、管理の徹底に努める。

1 保守点検の実施

センター設備及び各機器については、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに耐災性の向上に努める。

また、全世帯に設置している住民用受信端末については住民に対して維持管理方法等の周知を図る。

2 非常用電源設備の高度化

非常用電源設備の高度化に努める。

3 情報伝達訓練の実施

機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

第2 消防無線施設

消防団には、携帯型無線機を配備し、災害時における団員間の通信手段を確保している。これらについては、今後デジタル化も含めた高度化に努める。

第3 電話通信設備

電気通信設備等の災害予防対策については、西日本電信電話株式会社において、平常時から関係法令に定める地域及び実績を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画が策定され、施設の維持管理等が行われている。

村は、災害の発生に備え、西日本電信電話株式会社との緊急時の情報収集連絡窓口を定めるほか、西日本電信電話(株)が実施する災害予防対策の協力を努めるとともに以下の体制を整える。

1 災害時優先電話の登録

災害時には、一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されることから、あらかじめ西日本電信電話株式会社と協議し、庁内及び防災拠点となる施設については、災害時優先電話の登録を行う。

(資料編4-4「災害時優先電話登録状況」参照)

2 災害用伝言ダイヤルの周知

災害時には、NTTの電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができ

る「災害用伝言ダイヤル」を開設するため、利用方法に関する広報紙への記載、村役場・避難所等への掲示等により住民に周知する。

災害用伝言ダイヤルの利用方法	
録音	171+1 → 被災者の電話番号 → 伝言内容（被災地エリアの顧客）
再生	171+2 → 被災者の電話番号

第4 ケーブルテレビ設備（こまどりケーブル株式会社）

こまどりケーブル株式会社は、災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブル設備等の防災に関する災害業務計画を策定し実施する。

また、災害時に重要通信を疎通させるため、過去の災害実績等を参考とし、ケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

1 ケーブルテレビ設備等の防災計画

（1）ケーブルテレビ設備等の高信頼化

① 水害対策

ア 豪雨・洪水等のおそれがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐水構造化を行う。

イ 重要設備は役場建物内に設置し、水害対策を施す。

② 風害対策

ア 暴風のおそれがある地域にあるケーブルテレビ設備等について、耐風構造化を行う。

イ 電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

③ 火災対策

ア 火災に備え、主要なケーブルテレビ設備等について耐火構造化を行う。

イ 火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

（2）ケーブルテレビ通信システムの高信頼化

① 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路のほか、ルート構成あるいはループ化構造を推進する。

② 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

2 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

3 災害対策用資機材等の確保と整備

（1）災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

（2）災害対策用資機材等の輸送

災害時において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

（3）災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

4 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

5 防災に対する教育、訓練

- ① 防災業務を安全かつ迅速に遂行し得るよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。
- ② 村及び県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

第5 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送などは、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、放送施設管理者は、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向け、放送設備の保守点検や災害訓練などを定期的実施する。

第6 その他の通信施設

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第7 非常通信体制の充実強化

村をはじめ通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努める。

村は、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、あわせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

（資料編4-3「非常通信経路」参照）

1 衛星携帯電話の整備

無線基地局の破損や停電等による通信途絶に備え、衛星携帯電話の整備を図る。

2 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の整備

全国瞬時警報システムを活用し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

第8 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。村は、これに備えて、孤立集落対策として避難所の機能強化のため、孤立の可能性の高い村内1自治会に衛星携帯電話を貸与している。

第26節 孤立集落対策

(総務課)

村は、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 御杖村、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

- (1) 住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。
- (2) 孤立する可能性のある地区の住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておく。
- (3) 孤立に備えて、集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用するなど）。

2 御杖村

- (1) 村は、通信の途絶に備え、防災情報提供システム等通信機器の整備を図る。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討する。
- (2) 村は、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。
- (3) 村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。
- (4) 村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることにも備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。
- (5) 村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成しておき、消防、警察、自衛隊と連携して住民を迅速に救助する体制の整備に努める。

第27節 応援協力体制の整備計画

(総務課)

災害が発生し、本村のみでは応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう、必要な体制を整備する。

また、村外被災地への人的支援、村外からの避難者の受入れを実施する場合、県の調整のもと、他の市町村や関係団体との連携した支援体制を整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 村は、災害時に迅速かつ適切な支援を相互に行うことができるよう、県内全市町村で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- (2) 村は、県受援マニュアルと整合のとれた村受援マニュアルを作成し、活用するよう努める。
- (3) 災害時に県は、早期に県リエゾンを派遣することになっている。
- (4) 村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援受入体制の整備

- (1) 村は、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。
- (2) 村は、迅速、円滑に応援が受けられるよう、各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリコプター臨時離着陸場等を確保しておく。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第28節 保健医療計画

(保健福祉課)

災害発生後48時間（いわゆる「急性期」）は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

村は、災害時における応急医療措置に対処するため、県、消防署、消防団、その他防災関係機関等と協力し初動医療体制の充実、医薬品の確保及び住民への啓発等、以下の応急医療に関する予防対策に努める。

第1 初動医療救護体制の整備

災害時における負傷者等に対する医療救護が迅速かつ適切に実施されるよう以下の体制の整備に努める。

1 医療救護班の整備

災害時に備え、宇陀地区医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

■村内医療施設の状況

(令和6年10月現在)

施設名	所在地	電話番号	診療科目
御杖村国民健康保険診療所	大字菅野1581	95-6010	内科、小児科、整形外科、放射線科
菊山歯科医院	大字神末3882	95-2255	歯科

2 医療救護所設置予定施設の確保

御杖村国民健康保険診療所を災害時の医療救護拠点と位置づけ、あらかじめ必要と考えられる医療器具、医薬品等の整備に努める。

(資料編3-1「防災拠点施設」参照)

3 医療情報連絡体制の確立

災害発生直後において、初動医療救護活動を円滑に実施するため地域の医療機関、県、医療関係団体及び消防機関との情報連絡体制の構築に努める。

第2 医薬品等の確保供給体制の整備

県、日本赤十字社奈良県支部及び医療機関と協力し医薬品、医療用資機材及び血液製剤の確保及び供給体制の整備を推進する。

第3 要配慮者に対する医療救護体制の整備

要配慮者の安全確保を図るための必要となる事項について検討し整備するとともに自主防災組織、事業所防災組織等の協力により地域ぐるみの医療救護体制の構築を図る。

第4 後方医療体制の整備

災害時における重篤救急患者の受入機能や自己完結型医療救護班の派遣機能等を備えた「基幹災害医療センター」、「地域災害医療センター」などの後方医療体制機関と必要に応じて支援が受けられるよう連絡体制を整備する。

■基幹災害医療センター

施設名	所在地	電話番号	備考
県立医科大学附属病院	橿原市四条町840	0744-22-3051	

■地域災害医療センター

施設名	所在地	電話番号	備考
済生会中和病院	桜井市大字阿部323	0744-43-5001	東和保健医療圏

第5 広域搬送拠点の整備

村は、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、広域搬送拠点として使用することが適当な大規模な空き地等をあらかじめ抽出するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

搬送拠点では、県や独立行政法人国立病院機構などの広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（治療の優先順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備について、あらかじめ整備するよう努める。

第6 災害医療に関する普及啓発

県、消防署や医療機関と連携し住民に対する救急心肺蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等、災害時の医療措置などについて普及啓発に努める。

第29節 防疫予防計画

(住民生活課)

村は、災害時における防疫を円滑に実施するため、必要な資機材や薬品の確保を行うとともに、効果的な災害防疫活動を実施するため以下の体制づくりを進める。

第1 防疫実施組織の設置

防疫実施のため数名からなる防疫班を編制する。

第2 防疫用資機材等の整備

災害防疫に必要な資機材について、あらかじめ周到な計画を立て整備を図る。

(資料編9-1「災害時感染症対策用消毒薬等備蓄状況」参照)

第3 職員の訓練

平常時より防疫作業の習熟を図るとともに災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第30節 火葬場等の確保計画

(住民生活課)

村は、あらかじめ死体収容可能施設、葬祭業者などを把握するとともに火葬場等の確保に努める。
また、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村及び近隣府県間の応援体制の整備を推進する。

■村の火葬施設

施設名	所在地	電話番号
ふきあげ斎場	御杖村大字菅野309	0745-95-3369

第31節 廃棄物処理計画

(住民生活課)

村は、災害時において廃棄物の処理が円滑に実施できるよう平常時より東宇陀環境衛生組合及びし尿処理委託業者との体制づくりを整備するなど、以下の対策を実施する。

第1 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害時に、県または被災した村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

第2 廃棄物処理体制の整備

災害時における初動体制を円滑に実施するため、平常時より東宇陀環境衛生組合、し尿処理委託業者との情報連絡体制の構築に努める。

また、し尿、生活ごみの排出量が収集及び処理能力を超えることを想定し、車両、機材、人員及び処分場を確保するため近隣市町村の応援協定、関係業者等との協定・覚書の締結等、廃棄物の収集、処理体制の相互協力体制を確立する。

（資料編9-2「ごみ収集資機材の保有状況」参照）

（資料編9-3「し尿収集資機材の保有状況」参照）

■ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号
東宇陀環境衛生組合（東宇陀クリーンセンター）	宇陀市室生大野3783	0745-92-2444

■し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号
宇陀衛生一部事務組合（宇陀衛生センター）	宇陀市大字陀和田262	0745-84-2337

第3 廃棄物仮置き場等の整備

生活ごみや災害によって生じた倒壊家屋等からの廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置き場を平常時より確保しておく。

また、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、仮設トイレのレンタル業者を事前に把握するなど、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

第32節 食料、生活必需品の確保計画

(総務課)

村は、災害応急対策の生活救助活動が迅速かつ適切に行えるよう、以下のとおり食料、生活必需品等の調達及び供給体制の確立を図る。

第1 御杖村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法*等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

※ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 御杖村の役割

村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第2 物資の調達体制の整備

村内及び近隣市町村の主要業者から物資調達可能数量を把握するとともに調達に関する協定を締結するなど、災害時における円滑な調達体制の整備に努める。

その方法は、概ね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄または備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び村との情報共有を図る。
- (4) 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸

- 送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。
- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

(資料編11-2「物資供給等に関する協定」参照)

第3 報 告

災害時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

第4 物資の備蓄

1 備蓄目標

備蓄品については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難となることを想定し3日分程度の食料及び物資を各家庭で準備することを基本とする。

村は、最小限(1日分程度)となる被災者への供給食料、生活物資等の支給量、品目及び整備目標を以下のように定め、備蓄品の確保に努める。

(1) 食料の備蓄・調達目標の設定

「第2次奈良県地震被害想定調査」において最も被害が大きいと想定される奈良盆地東縁断層帯を起源とする地震の想定避難者数(297人)を参考に、避難者1日分程度に相当する食料を公的備蓄目標とする。

なお、主食類については、村内生産者及び販売業者からの調達可能数量も考慮したうえで、備蓄目標を上限に適宜調整する。

■備蓄目標

備蓄品目		備蓄目標量	算出根拠
食料	主食類	1,070(食分)	$297人 \times 1.2 \times 3 \text{食分}$
水	飲料水	1,070ℓ	$297人 \times 1.2 \times 3 \text{ℓ}$
生活必需品	毛布	357(人分)	$297人 \times 1.2$

(2) 備蓄品目

生命の維持や人間の尊厳性に係わる備蓄品目については、発災後直ちに必要となる物資(食料、水)とし、緊急性の程度が低く、発災数日後の供給でも許される物資については調達協定や広域受援により対応する。

また、要配慮者に配慮し、粉ミルク、紙おむつ等の備蓄についても検討する。

(3) 備蓄場所

避難所に必要な物資を提供できるように避難所の数、受入人数、位置等を考慮して物資の分散備蓄に努める。

2 流通備蓄

災害時に必要なすべての物資を村で備蓄、確保することは困難であるため必要最小限の備蓄を行い、それ以外は民間からの流通備蓄により調達を図る必要がある。

このため、村は関連する民間関係団体等との協定締結など地域に即した方法を採用し実行性の確保の推進に努める。

第5 物資集配地の整備

物資の備蓄場所、避難所の位置、並びに県や近隣市町村等からの物資受入に係わる緊急輸送道路との位置関係を考慮し、物資集配予定地を御杖村山村開発センターとする。

ただし、災害時の状況により御杖村山村開発センターの使用が困難となる場合は、状況に応じた物資集配地を設定する。

第33節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財は、その種類が多岐にわたり、予想される災害も一律でない。文化財は後世に伝えるべく貴重な財産であり、その保護、保全には十分な配慮が必要である。

村には、現在、文化財に指定されているものがある。本村は、古くから往来があった伊勢本街道沿いや、それに関する歴史的価値のあるものが数多く、関係機関などと協力し、こうした文化財を災害から保護するため以下に示す対策の実施に努める。

■村内の国及び県指定文化財一覧

区 分	県指定文化財の名称	所在地	員数	所有者 管理団体	時代区分	指定年月日
史 跡	伊勢本街道(鞍取峠・桜峠・岩坂峠)	—	—	御杖村		R6. 10. 11
建 造 物	安能寺鐘楼門	菅野1867	1 棟	安能寺	江戸(正徳2)	H1. 3. 10
天然記念物	神末のカヤの巨木林	神末5610		個人		H17. 3. 29

第1 所有者・管理者への指導・助言

定期的あるいは、随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告、助言、指導に努める。

第2 文化財の防災思想の普及

文化財の所有者、管理者のみならず住民に対しても、文化財防火デー(1月23日～1月29日)などの行事を通じて、文化財災害予防に対する思想の啓発を行う。

第3 関係機関との連絡・協力体制の確立

平常時から文化財の所有者や管理者、消防署、その他防災関係機関等と密接な連絡を保ち、災害時における対応が円滑に行えるよう協力体制を整備する。

第34節 風水害予防計画

(総務課・産業建設課・保健福祉課)

水害による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の公表など水防法に基づく水害対策、水防訓練等を行い、住民が日頃から水害に対し備えができるようなソフト対策の充実を積極的に図っていく。

第1 水害への備え

1 洪水浸水想定区域における避難確保措置

村は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、村地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

2 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

（1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを村長に報告する。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、村は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

（2）浸水被害軽減地区の指定

水防管理者（村長）は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるときは、浸水被害軽減地区として指定するとともに、関係市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知する。

3 河川改修事業の促進

村は、県や関係機関と協力し、緊急度に応じた河川維持・修繕、河川改修を推進し、洪水の予防に努める。

4 治山事業などの推進

森林のもつ水源かん養、災害防止などの公益的機能により、洪水や山地崩壊などを防止するため県や関係機関と連携のもと治山事業や造林・間伐事業などを推進する。

5 住民への周知

村長は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所、避難路等に関する総合的資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

第2 風害予防

台風等に対しては、気象状況を早期に把握し、必要な措置を講ずる。

村は、台風に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、以下の対策を実施する。

1 予防広報

台風シーズンまたは強風が予想される場合は、以下の風害予防対策を広く住民に呼びかける。

ア 看板、アンテナ等の固定、補強

イ 瓦、窓、扉、塀等の点検、補修

ウ 飛散、落下するおそれのあるものの固定、補修、除去

エ 樹木の剪定、支柱の補強

オ 気象情報への注意

カ 外出する場合の注意

キ 電線の断線等への注意

ク 火災予防

ケ 車両運行上の注意

2 電柱・電線等対策

関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社等の電柱、電線の施設管理者に対しては、強風時に予防巡視を実施するとともに弱体設備の補強等、風害対策の強化を働きかける。

3 屋外広告物及び道路占用物件対策

倒壊、落下または飛散等により人、建物等に被害を与え、または被害の拡大が予想される屋外広告物や道路占用物件については、定期的な点検パトロールにより実態把握に努め、物件の設置者または管理者に必要な防止対策を講じるよう指導する。

また、物件の申請時には風に対する安全措置の推進を図る。

4 農作物・林産物への予防対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、さらには防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化を図る。

第35節 雪害予防計画

(産業建設課)

村は、冬季における交通障害を除去し交通の確保を図り、産業経済の停滞を防ぎ、住民生活の安定を図るため県と連携し、所管する道路及び橋梁について以下の対策を実施する。

第1 実施区分

除雪にあたっては、主要路線を主体とし、国道、県道は県（県宇陀土木事務所）が、村道については、村がそれぞれ除雪等を実施する。

第2 除雪機械等の確保

豪雪時においては、機械力を必要とするので積雪の深度に応じた除雪機械を確保する。

第3 凍結防止材の確保

地形、または道路構造上から路面凍結が起こりやすいと考えられる区間、場所等に対応するため凍結防止剤の確保に努める。

第4 除雪体制の整備

事前に除雪作業を委託する村内建設業者に除雪区間の割当を示したうえで、迅速に作業が実施できる体制を整備する。

第36節 総合的な土砂災害防止対策

(総務課・保健福祉課)

村は、平成27年1月に改正・施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、住民が安全で円滑な避難ができるよう土砂災害に対する知識の普及等、住民の防災意識の向上に努める。

また、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）を踏まえ、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する以下の事項について定め、住民に周知する。

第1 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、村地域防災計画において、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

- ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- オ 救助に関する事項
- カ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法とする。

第2 住民への周知内容

村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）、避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改訂 内閣府（防災担当））等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について村地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努める。

（1）情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報^{*1}、土砂災害緊急情報^{*2}、住民からの前兆現象や近隣の災害情報についての情報の収集及び伝達体制

（2）土砂災害警戒区域等の箇所

土砂災害防止法に基づき県が指定した土砂災害警戒区域^{*3}及び土砂災害特別警戒区域^{*4}

（資料編12-1「土砂災害警戒区域（急傾斜）」）

（資料編12-2「土砂災害警戒区域（土石流）」）

（3）適正な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、各大字、自治会（常会）、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

(4) 避難指示等の発令・解除基準

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。

(5) 安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難所

(6) 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(注)

- ※1 土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と奈良地方気象台が共同で発表する防災情報である。
- ※2 土砂災害緊急情報とは、河道閉塞等、重大な土砂災害が急迫している状況において、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については都道府県が緊急調査を実施しその結果に基づく被害想定区域、時期を当該市町村に提供する防災情報である。
- ※3 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。
- ※4 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

第3 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置づけられた。村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、村は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

要配慮者は、避難行動に時間を要するため、早めの避難が必要となる。

村は、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難に関する情報などを要配慮者関連施設や在宅要配慮者に提供するための情報伝達方法を定め、周知を図る。

■村内の要配慮者利用施設

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	利用 時間帯	電話番号	想定される 災害種別	情報伝達 手段
			FAX番号		
ケアハウスみつえ 秀華苑	大字神末580	24時間（終日）	95-2356	土砂災害	①防災情報提 供システム （戸別端末） ②電話・FAX
			95-6711		
御杖保育所	大字土屋原1479-1	8:00～18:00	95-2480		
			95-3138		
みつえの郷	大字神末4029番101	24時間（終日）	95-3900		
			95-3800		
うぐいすの家	大字神末4029-106	24時間（終日）	95-3900		
			95-3800		
多機能型事業所 第2サンライズ	大字神末4018-3	9:00～16:00	059-273-0022		
			059-273-0022		
グループホーム 第2あけぼの	大字神末4029-15	24時間（終日）	95-3500		
			95-3550		
酢香野の里	菅野1384-2	24時間（終日）	95-2107		
			0743-62-6780		

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

(各課)

村は、災害時に、時機を失することなく危険地域の住民を安全地域に避難させ、住民の生命及び身体を保護することを目的に、避難誘導及び避難指示等の必要な対策を以下のとおり実施する。

避難指示等の判断にあたっては、気象庁の防災情報提供システム等を参考にして迅速に行う。

また、指定緊急避難場所の開設が終えていない状況であっても躊躇なく発令する。住民に対しては、夜間等の時間帯となることを回避するために、適切な時間帯に発令する場合があることを周知しておく。

なお、避難のための指示等を実施するにあたり必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事に対し、当避難指示等に関する事項について助言を求める。

第1 避難指示等の発令

1 実施責任者

避難の実施は、法令に定められた村長、警察官、自衛官等による。また、避難の実施を決定した場合は、避難対策の総合連絡窓口を総務課とし、各課、消防団、自主防災組織、消防署、警察署等と緊密に連携し、住民への周知を図る。

なお、避難所開設、運営は保健福祉課が中心となり各課、施設管理者、自主防災組織、住民と協力して実施する。

■避難の実施区分

(1) 災害対策基本法による場合

実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
村 長	災害が発生するおそれがあるときや、災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべきとき	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ・要配慮者に対する、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるための必要な情報の提供その他の必要な配慮	災害対策基本法第56条第2項	災害全般
村 長	災害時において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき	【警戒レベル4】避難指示の発令 ・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第60条第1項、第2項	災害全般
村 長	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する認めるとき	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）の指示	災害対策基本法第60条第3項	災害全般
知 事	災害の発生により村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき	・上記、災害対策基本法第60条第1項から第3項の規定により実施すべき措置の全部または一部	災害対策基本法第60条第6項	災害全般
警察官	村長が避難のための立退きもしくは緊急安全確保	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示）	災害対策基本法第61条第1項	災害全般

	措置を指示することができ ないと認めるとき、ま たは村長から要求があっ たとき	・緊急安全確保措置の指示		
--	--	--------------	--	--

(2) その他の法令による場合

実施責任者	要 件	措 置	根拠規定	災害の種類
警察官	人の生命または身体に危 険を及ぼすおそれのある 天災、事変、工作物の損 壊、交通事故、危険物の爆 発、狂犬、奔馬の類等の出 現、極端な雑踏等を危険 がある場合で特に急を要 するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法 第4条	災害全般
自衛隊	災害により、特に急を要 する場合において、警察 官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
知事または その命を受 けた職員	地すべりにより、著しい 危険が切迫していると認 められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法 第25条	地すべり
知事、その 命を受けた 職員または 水防管理者	洪水により、著しい危険 が切迫していると認めら れるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪 水

2 避難指示等の発令

村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、あらかじめ作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するよう努める。さらに、村は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、村に積極的に助言する。また、県は村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

災害の種類によって以下の事項に留意する。

- ・水 害

被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。

- ・土砂災害

受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。

県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、村に対し必要な助言を行うようにする。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の内容

避難指示等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努める。

- ア 避難対象地域
- イ 避難場所
- ウ 避難経路
- エ 避難の理由
- オ 避難時の注意事項
- カ その他必要事項

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達

- ア 避難指示等を発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達する。
- 伝達手段としては、防災情報提供システムの屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。
- イ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

■避難指示等の発令基準（土砂災害）

項 目	土砂災害警戒区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合（災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合

■土砂災害の前兆現象

土石流	がけ崩れ	地すべり
・山鳴りがする。 ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 ・川の流れが濁ったり、流木が交ざったりし始める。 ・腐った土のにおいがする。	・がけから水が濁る。 ・地下水やわき水が止まる。 ・斜面のひび割れ、変形がある。 ・小石が落ちてくる。 ・がけから音がする。	・地面にひび割れができる。 ・井戸や沢の水が濁る。 ・がけや斜面から水が噴き出す。 ・家や擁壁に亀裂が入る。 ・家や擁壁、樹木、電柱が傾く。

3 報告等

(1) 村長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や緊急安全確保措置の指示を行い、その旨を村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 村、県、警察本部及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

1 実施機関

災害対策基本法第63条等の規定に従い村長は、災害時に、生命または身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、当該区域の立入りを制限もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

また、同条等の規定にしたがい警察官、自衛官または知事は、村長の代行を行うことができる。

■警戒区域の設定権者

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種類
村長またはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員	災害時において、住民の生命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知 事	災害の発生により、村がその全部分または大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第73条	災害全般
警察官	村長もしくは村長の委任を受けた村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
	消防職員または消防団員が火災の現場にいないとき、これらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、第36条	水害を除く 災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水 害
自衛官	村長もしくは村長の委任を受けた村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般

設定権者	要 件	措 置	根拠規程	災害の種類
消防吏員または消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り 禁止、制限	消防法 第28条、第36条	水害を除く 災害全般
消防団長、消防団員 もしくは消防機関に 属する者	円滑な消火活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り 禁止、制限		水 害

※洪水に関する設定権者は、水防法では「水防団長、水防団員または消防機関に属する者」であるが、村では水防団組織がないため、「消防団長、消防団員もしくは消防機関に属する者」として記載した。

2 警戒区域の設定

(1) 設 定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入り、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周 知

避難指示等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入り

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には村長が許可証等を発行し、一時立入りを認めることができる。また、住民には、警察、消防、村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入り、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対してわかりやすく、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第3 広域避難

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の

都道府県内の市町村に協議することができる。

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 避難の指示等の周知

避難の指示等を行った者は、概ね以下により必要な事項を関係機関へ通知する。

1 本部長の報告

本部長は、避難の指示等を実施した場合、自主避難した者がいる場合、警察官が避難の指示等を行い、その連絡を受けた場合は、速やかに県（防災統括室）に報告する。

2 関係機関相互の連絡

県、警察署、村、自衛隊は、避難の指示等を行った場合は、その内容を相互に連絡する。

3 住民への伝達

本部長は、自ら避難の指示等を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかにその内容を住民に対して以下の要領で周知する。その際、要配慮者に対しては、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。

（1）伝達事項

避難指示等は、以下の事項を明示して行う。

- ア 発令日時
- イ 指示者等発令者
- ウ 予想される災害危険及び避難を要する理由
- エ 避難対象地域
- オ 高齢者等避難、避難指示等の別
- カ 避難の時期、誘導者（リーダー）
- キ 避難場所
- ク 避難経路
- ケ 避難時の注意事項（火災や盗難の予防、携行品、服装）等

（2）伝達方法

総務課は、防災情報提供システム、サイレン、広報車の巡回広報により伝達するほか、消防署、警察署、消防団、自主防災組織、自治会長の協力による戸別巡回により伝達する。また、必要に応じてテレビ、ラジオ等放送機関やインターネットを利用して伝達する。

なお、放送機関による伝達については、県（防災統括室）を通じて放送の協力を要請する。

(3) 伝達文例

■高齢者等避難【警戒レベル3】の伝達文例

こちらは、御杖村役場です。

ただ今、〇〇（避難すべき理由）により〇〇時〇〇分に〇地区に対して「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令しました。お年よりの方等、避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇〇〇へ避難を始めてください。

また、通常の避難行動ができる方は、いつでも避難できるように準備して下さい。

避難する場合は、川沿いやがけ周辺などの危険な箇所を避け、あわてず、落ち着いて行動して下さい。

■避難指示【警戒レベル4】の伝達文例

緊急放送、緊急放送。こちらは、御杖村役場です。

ただ今、〇〇（避難すべき理由）により〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して「警戒レベル4、避難指示」を発令しました。

直ちに〇〇〇〇へ避難してください。避難の際には戸締まりをし、ご近所の方に声をかけて下さい。

避難する場合は、川沿いや周辺などの危険な箇所を避け、あわてず、落ち着いて行動して下さい。

■緊急安全確保【警戒レベル5】の伝達文例

緊急放送、緊急放送。こちらは、御杖村役場です。

ただ今、〇〇（避難すべき理由）により〇〇時〇〇分に〇〇地区に対して「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令しました。

大変危険な状況です。直ちに〇〇〇〇へ避難してください。避難中の方は、直ちに〇〇〇〇への避難を完了して下さい。

避難場所などへ立退き避難が危険な場合は、屋内の高いところに避難し、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

第5 指定緊急避難場所への避難

- (1) 村長は、災害特性に応じて、安全な指定緊急避難場所を選定し、住民に周知する。
- (2) 選定された指定緊急避難場所の施設管理者は、高齢者等避難、が発令された段階から開設準備を開始し、避難指示等発令までに開設を完了するように努める。
- (3) 自主避難あるいは避難指示等の発令に従って避難行動を開始した住民は、選定された指定緊急避難場所へ避難を行う。
 なお、土砂災害警戒区域等の住民は、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することが望ましい。
- (4) 災害がひつ迫した場合では、緊急的な退避場所（近隣のより安全な場所、より安全な建物等）や、屋内での緊急安全確保措置（屋内のより安全な場所への移動）も避難行動として周知する。

第2節 避難生活計画

(各課)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 指定避難所開設の事前準備

1 指定避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じてあらかじめ設定されていた指定避難所から適切な避難所を選定し、その開設を保健福祉課に指示する。なお、指定避難所は、(資料編7-1参照)に示す施設の中から適宜指定する。

2 開設の事前準備

指定避難所は、原則、村職員が開設するが、多くの被災者が集まり通常の開設手順の余裕がない場合は、施設管理者が開設する。また、選定された指定避難所が使用不可能な場合や、倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の指定避難所または確実に安全が確保できる広場等を代替場所として使用するほか、天幕を設営するなどの措置を講じる。

以下には、指定避難所開設の事前準備の流れを示す。

(1) 指定避難所開設のための連絡・情報伝達

指定避難所開設にあたっては、県、警察署等の関係機関への連絡・情報伝達を行う。

(2) 施設管理者等の同意

施設管理者に連絡をとり同意を得たうえで、指定避難所開設の準備を行う。

(3) 指定避難所の安全確認

担当職員の施設への派遣、施設管理者との連絡をとるなどの方法により、避難所とする施設の安全確認を行う。

(4) 指定避難所の開錠

指定避難所の開錠は、施設管理者と協議し、施設及び部屋の開錠を行う。

(5) 災害対策本部への報告

指定避難所を開設した場合、災害対策本部に報告を行う。

第2 指定避難所の設置

村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。その際、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、村の職員を避難所に派遣する。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。

1 指定避難所の開設

指定避難所の開設にあたり保健福祉課は、避難所内の割当、避難所設備の点検、必要資機材の確認等を行い迅速に避難者の受入れを行う。

(1) 避難者の受入れ

避難者の迅速な受入れとともに、指定避難所運営に向けた準備を開始する。

(2) 指定避難所内の割当

地域ごとにスペースを設定し、避難した住民を受け入れる。

(3) 指定避難所受入者名簿の作成

避難者が発生した場合は指定避難所受入者名簿（資料編7-2参照）を作成し、避難者の把握に努める。

(4) 指定避難所設備の点検

通信設備、放送設備等の指定避難所運営に必要な施設（設備）の点検を実施し、指定避難所運営に備える。

(5) 必要物資・資機材の確認

食料、水、生活必需品、その他必要資機材等の備蓄品を確認し、指定避難所運営に備える。

(6) 指定避難所勤務要員の確保

施設管理者、学校職員及び住民の補助等により指定避難所勤務要員を確保する。

(7) 指定避難所の開設報告

総務課は、指定避難所を開設した場合は、直ちに県、警察署に対して以下の事項を報告する。

ア 指定避難所開設日時、場所及び施設名

イ 受入状況及び受入人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他参考となる事項

2 避難所の追加開設

村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設等の宿泊可能な施設の活用も含め、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

追加開設をした避難所についても、誰もが健康を維持することができる環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

村は県と連携して、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、村は、要配慮者等に対し多様な避難所を確保するため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」に基づき、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合に対して、協力可能な施設の情報提供を要請し、その情報を村に提供することにより、要配慮者の受入れにつなげるよう県に要請する。

4 避難所が不足した場合の対応

上記2及び3の対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第3 県への報告

村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等の次の事項を適切に県に報告し、県は、その情報を国〔内閣府等〕に共有するよう努める。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第4 避難誘導

避難誘導は、消防団、警察官、自主防災組織、自治会役員及び施設管理者等の協力により組織的に行う。ただし、自主的に避難を実施している住民に対しては、適切な指定避難所への誘導、もしくは指定避難所の責任者または避難誘導要員との連絡体制の確保を図る。

1 住民等の避難における準備

避難誘導に際しては、必要に応じ住民等に対して、以下の事項を周知する。

ア 必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 避難者は、3食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、安全に避難するために過重な携帯品は除外すること。

ウ 服装は、原則軽装とするが、必要に応じて防寒雨具等を携行すること。

エ できれば氏名表を携行すること。（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）

オ 会社及び工場にあっては、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を講じること。

2 避難誘導の方法

避難誘導の方法は、以下のとおりとする。

ア 誘導にあたっては、大字単位等での集団避難を心がけ、要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

なお、これらの誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難誘導要領により迅速、的確に行う。

イ 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置する。

ウ 夜間においては、可能な限り投光器、照明器具等を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ 指定避難所が遠い場合は、適宜、車両輸送を行う。

オ 災害が広範囲にわたり村内指定避難所だけでは被災者を受入れできない場合は、県または県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び受入れについて要請する。

なお、他地区（村外）への移送を実施する場合、本部長は所属職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

第5 避難所の運営

1 留意事項

村は、避難所の運営にあたっては、以下の事項に留意し、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

なお、人手不足や長期化等により、村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。県は、村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行う。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女及び性的マイノリティのニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ
- (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する
- (6) 新型インフルエンザ等の感染症対策
- (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ

2 各段階における主な取組事項

指定避難所の運営は、保健福祉課を中心として、本部長より指名された各課職員と、自主防災組織、施設管理者、学校職員及び住民の補助により行う。

避難所内の組織は、近隣住民からなるグループに編成、グループの代表者を選出し、避難所内における各グループ及びグループ内の役割分担を行う。

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア 避難所建物の安全確認

可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。安全が確認されるまでは、避難者を建物の中に入れないようにする。

イ 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

ウ 広 報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

エ 避難者の受入れ、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

オ 感染症対策

村は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

(2) 展開期

展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性や性的マイノリティをはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。

イ 取り決め事項の設定・周知

指定避難所内で共同生活を行うために最低限必要となる以下の施設利用上の生活規則を設定、周知する。

(ア) 施設、設備の使用

(イ) 就寝、起床、食事、清掃等の時間や役割

(ウ) 電話の使用、伝言、回覧板 等

ウ 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

エ 要配慮者に関すること

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、要配慮者の避難支援プラン個別計画を用いて要配慮者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

(ウ) そのほか要配慮者に対しては、以下のような配慮に努める。

- ・担当職員、ケースワーカー、民生児童委員等の定期的な訪問による実態調査
- ・避難者の障がいや身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送
- ・避難者の事情に応じた保健師、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣
- ・高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

オ 衛生に関すること

(ア) 仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師等による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ) 家庭動物に関する避難所でのルールづくりに努める。

カ その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。

また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性及び性的マイノリティや子育て家庭のニー

ズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(エ) 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。

時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

ア 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ 要配慮者に関すること

必要に応じて民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ 衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師等による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者（保健福祉課長）に必要な指示を与える。

指定避難所責任者は、村長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

なお、避難者の中に住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、指定避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

第6 要配慮者の避難対策

1 施設の被災状況

保健福祉課は、社会福祉施設の管理者から以下の被災情報を集約し、災害対策本部に速やかに連絡する。

ア 施設入所者の被災状況

イ 施設、設備の被災状況

ウ 他施設等からの被災者の受入可能人数

エ ライフライン、食料等に関する情報

■村内の要配慮者利用施設

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	利用時間帯	電話、FAX	想定される災害種別	情報伝達手段
ケアハウスみつえ 秀華苑	大字神末580	24時間（終日）	95-2356 95-6711	土砂災害	①防災情報提供システム （戸別端末） ②電話・FAX
御杖保育所	大字土屋原1479-1	8:00～18:00	95-2480 95-3138		
みつえの郷	大字神末4029番 101	24時間（終日）	95-3900 95-3800		
うぐいすの家	神末4029-106	24時間（終日）	95-3900 95-3800		
グループホーム 第2 あけぼの	神末4029-15	24時間（終日）	95-3500 95-3550		
多機能型事業所 第2 サンライズ	神末4118-3	9:00～16:00	059-273-0022 059-273-0022		
酢香野の里	菅野1384-2	24時間（終日）	95-2107 0743-62-6780		

2 要配慮者の把握

保健福祉課は、消防団、民生児童委員、自主防災組織、警察署、消防署、住民等の協力を得て、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿を利用するなど、要配慮者の状況把握に努め、指定避難所等への移送や社会福祉施設への入所等、適切な措置をとる。

また、災害の情報を迅速かつ正確に把握することが困難な外国人等については、適切な避難が行えるよう対処する。

3 入所者の相互受入れと在宅要配慮者の受入れ

保健福祉課は、近隣市町村や村内外の社会福祉施設、村社会福祉協議会と連携して入所者の移送、相互受入れを行う。

また、指定避難所等で配慮を要する被災者が発見された場合は災害対策本部に連絡し、その指示によって適切な社会福祉施設への移送を行う。

4 福祉避難所の開設

上記のほか、災害対策本部が福祉避難所の開設を必要と認める場合、保健福祉課は、福祉避難所を開設し、要配慮者の受入れを行う。

福祉避難所は、原則、御杖村老人福祉センターを利用するが、要配慮者の受入れが困難な場合は、民間の福祉関連施設等について、福祉避難所として利用が可能か否かの被災情報を集約し、施設管理者と協議のうえで利用可能な施設において福祉避難所を開設する。

第7 在宅被災者等への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録などにより、在宅被災者等の早期把握に努める。

第8 車中泊者への対応

村は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- ア 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- イ 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- ウ 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第9 広域一時滞在

村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

県は、村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を村に代わって行う。

第3節 帰宅困難者対策

(総務課)

大規模地震等発生時、公共交通機関が運行を停止したり、道路が途絶した場合、村は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

村は、発災直後の帰宅行動を抑制するため、住民、事業所等に対して、むやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 事業所等における対応

事業所等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認したうえで、従業員等を施設内または安全な場所に移動させる。

なお、事業所等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供

村は、帰宅困難者に対し、災害に対する情報、地域の被害情報、交通状況に関する情報等について交通事業者と協力して、情報揭示を依頼するほか、帰宅支援となる情報を提供する。

また、言葉に不自由な外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシ等を利用して、必要な情報を提供する。

第4節 要配慮者の支援計画

(総務課・保健福祉課)

要配慮者は、避難等に特別の配慮が必要なうえ、災害時の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。このため、村は、県と緊密な連携のもと以下の対策を実施し、要配慮者に対する必要な支援について万全を期す。

第1 実施体制

要配慮者の被災状況、生活援護及び相談については、保健福祉課が民生児童委員、村社会福祉協議会と協力して把握、実施するとともに必要な援護措置をとる。

ただし、保健福祉課、民生児童委員、村社会福祉協議会に限ることなく、各課、防災関係機関、住民は、相互扶助の精神に基づき必要な措置を講じる。

また、被災した要配慮者で援護者の確保及び援助物品の確保等、福祉的処遇が必要な者に対しては、必要に応じて県に支援を要請する。

第2 要配慮者への支援

1 情報伝達、避難誘導等

村において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき避難支援者等の協力を求め、所在確認、情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

また、特に要配慮者に対しては、その状態や特性に応じた多様な情報伝達手段を利用し、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

特に、外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

2 避難所到着後の対応

村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。また、避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

村は、必要に応じて要配慮者等一般的な避難所では生活に支障をきたす方を対象に、特別な配慮がなされた福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

村は、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

3 医療等の体制

村は、県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康・福祉相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被

災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4 障がい別の対応

災害による火災通報の伝達、避難指示、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供を行うときは、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、概ね次の方法により行う。

- (1) 視覚機能に障がいのあるとき
 - ア 音声情報による周知
 - イ 拡大文字による周知
 - ウ その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障がいのあるとき
 - ア 文字情報による周知
 - イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
 - ウ 手話による周知
 - エ その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 日本語理解に障がいのあるとき
 - ア 外国語による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 地理的理解に障がいのあるとき
 - ア 地図つき情報による周知
 - イ その他、効果的な方法の併用による周知

第3 災害情報等の周知

災害による火災通報の伝達、連絡を受け、または火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、要配慮者に対し適切な伝達系統や方法により迅速かつ確実に周知を行う。

第4 避難誘導

災害が発生したときは要配慮者に対し適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導を行う。

また、避難誘導にあたっては、必要に応じ地域住民や自主防災組織等の協力を得る。

第5 安否確認及び被災状況の報告

災害発生時には要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を実施し、その結果を県に速やかに報告する。

すべての事項が確認できない場合は、確認できた範囲での報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告する。

事 項	内 容
避難所等に避難している者	・避難所ごとに氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度 ・福祉的処遇の要否及び内容 ・その他特記事項
その他親戚、知人宅等へ避難している者（医療施設に受入れされた人は除く。）	・氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度 ・福祉的処遇の要否及び内容 ・避難先の連絡方法
被災地域の在宅者	・大字、常会ごとに氏名、性別、年齢、障がいの内容及び程度 ・福祉的処遇の要否及び内容 ・介護者の有無 ・その他特記事項

事 項	内 容
被災地域の施設入所者及び施設等	・施設ごとの施設種別 ・入所者の氏名、性別、年齢及び被災の程度 ・施設及び設備の被災状況

第6 被災した要配慮者対策

被災により弱い立場に置かれた要配慮者等に対しては、福祉行政、自主防災組織、ボランティア等が連携し、以下の対策を実施することにより生活基盤の建て直しを支援する。

1 高齢者に係わる配慮

- (1) 被災した高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携して、災害ボランティア等の協力を得ながら調査体制、相談体制を整備する。
- (2) 県と連携を図り、被災した高齢者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。
- (3) 県と連携を図り、被災した高齢者が、老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。
- (4) 避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、高齢者に配慮した仕様とする。

2 障がい者に係わる配慮

- (1) 被災した障がい者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、県と連携して災害ボランティア等の協力を得ながら調査体制、相談体制を整備する。
- (2) 県と連携を図り、被災した障がい者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。
- (3) 県と連携を図り、被災した障がい者が必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。
- (4) 避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、障がい者に配慮した仕様とする。

3 乳幼児・児童に係わる配慮

- (1) ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は、県に協力を要請する。
- (2) 県と連携を図り、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見した場合は、中央こども家庭相談センター（電話番号：0742-26-3788）に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

4 妊産婦・疾病者に係わる配慮

県及び宇陀地区医師会と連携を図り専門医師・保健師・看護師などの専門職による受診体制や相談体制を整備する。

5 その他

- ア 生活困窮者の相談業務
- イ 外国人の相談業務
- ウ 村外者（旅行者、通過者等）の相談業務

第7 食料、生活必需品供給

避難所等での食料及び生活必需品の供給に際し、要配慮者等の福祉的処遇が必要な者に対して、概ね以下により供給を行う。

1 食料の供給

(1) 乳幼児、高齢者、障がい者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食が必要な者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を現物備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

(2) 代替食料の確保が難しい場合は、村は加水処理や加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努めるとともに、県に支援を要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 要配慮者が必要とする生活必需品を備蓄している県に配送を要請し、配送された生活必需品を速やかに配布する。

(2) 一般的な生活必需品の配布においても、要配慮者へ優先的に配布するなど、きめ細かい配慮を行う。

第8 応急仮設住宅

災害により住宅を失い、または破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯の応急仮設住宅の入居等については、以下の事項に配慮する。

(1) 入居者の決定の際は、高齢者や障がい者等を優先する。

(2) 高齢者や障がい者等が集中した応急仮設住宅を回避する。

(3) 入居後の高齢者や障がい者等に対し巡回相談、安否確認等を実施する。

第9 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の要配慮者への支援については、水害・土砂災害等の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第5節 住宅災害応急対策

(むらづくり振興課)

村は災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者に対しては、以下に示す応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急補修を施し、一時的な居住の安定を図る。

なお、応急住宅の仕様については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

応急仮設住宅の供給においては、地域の既存住宅ストックの状況と避難者の状況やコミュニティの確保等を勘案したうえで、相談体制の整備、応急修理の推進、公営住宅等の一時提供及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供により、既存住宅ストックの活用による応急的な住まいを早期に確保する。なお、避難者の状況等から勘案し、既存住宅ストックの活用が困難な場合は、応急仮設住宅の建設を速やかに行い、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第1 実施体制

応急仮設住宅の建設または設置の認定に係る業務の担当は、むらづくり振興課とする。

なお、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（村長）は知事の委任を受けて実施する。

第2 対象者

応急仮設住宅に受入れする者は、住宅が全焼、全壊、流失した者であって、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を建設できない者とする。

第3 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

災害救助法が適用された場合は、県があらかじめ協定している社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、応急仮設住宅を建設する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、村が必要に応じ応急仮設住宅を建設する。

建設にあたっては、むらづくり振興課を中心として計画を立て、奈良県建設業協会宇陀支部等の応援協力のもと実施する。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、二次災害の危険性や給排水施設の状況等を勘案のうえ、被害状況に応じて被災地付近の適地を選定し、確保する。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、民生児童委員の意見を聴取するなど被災者の資力、その他生活条件を十分調査して決定するが、給戸数に対して入居希望者数が上回る場合は、要配慮者を有する世帯を優先的に入居させる。

(3) 住宅の供与期間

被災者に供与できる期間は、建築工事完了の日から2年以内とする。

(4) 書類の整備・保管

住宅を設置して被災者を入居させたときは、次の書類を整備し、保管する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- エ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支出証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合には、このほかに、工事材料受け払い簿、大工・作業要員等の出納簿、輸送簿等を整備する。

第4 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、県は住宅が半壊または半焼した者のうち自己の資力で住宅の応急修理を実施できない者に対して、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

災害救助法が適用されない場合、村は必要に応じて住宅の応急修理を実施する。修理にあたっては、産業建設課を中心として計画を立て、奈良県建設業協会宇陀支部等の応援協力のもとに実施する。

また村は、適切な管理のなされていない空き家等のうち緊急に安全を確保する必要があるものに対し、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部または一部の除却等の必要最小限の措置を行う。

第5 公営住宅の特例使用

村は、県と連携し、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。

第6 関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介

村は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅の空き家等、利用可能な既存住宅の紹介に努める。

第6節 活動体制計画

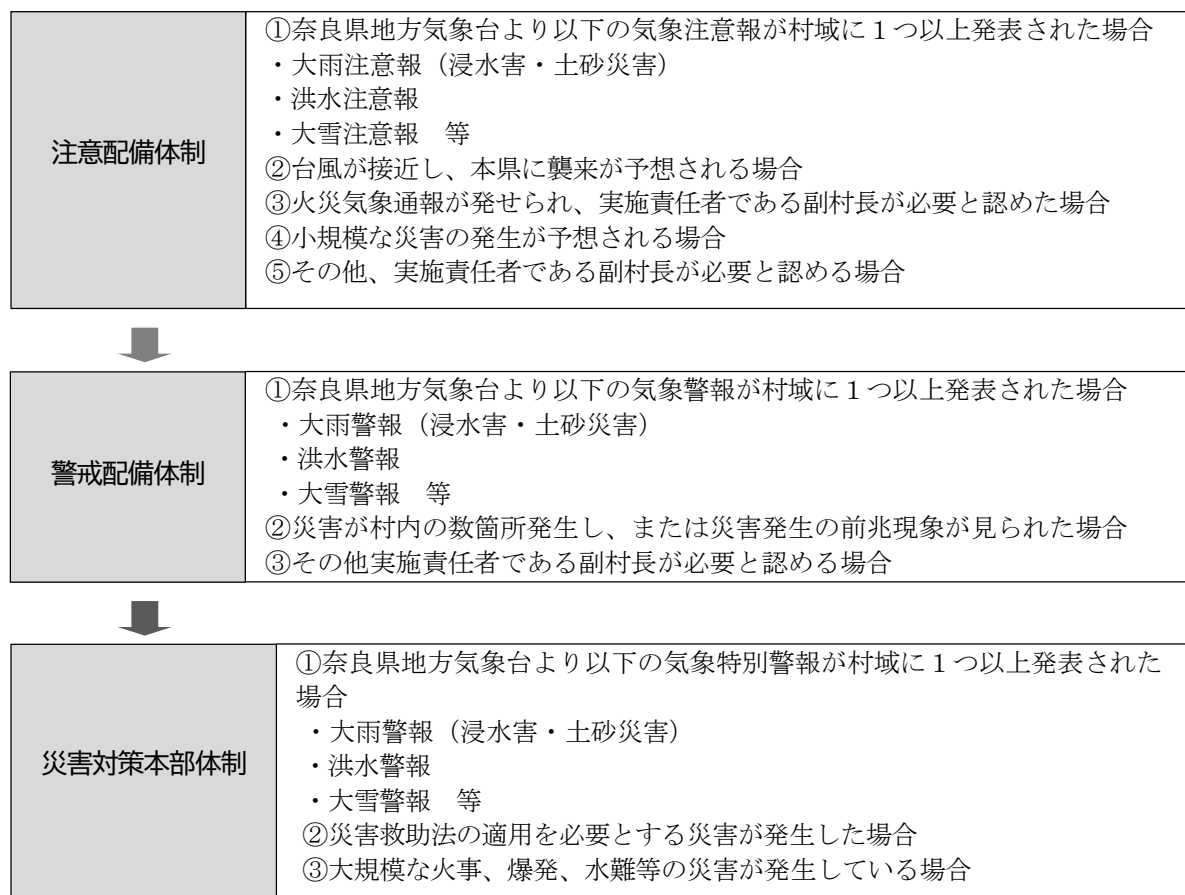
(総務課)

本村の災害時において「災害対策基本法」及び「御杖村地域防災計画」の定めるところにより、村及び関係機関がその有する全機能を発揮して災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について以下に定める。

第1 風水害等応急対策活動体制

村の応急対策活動体制は、風水害等の規模や被害の状況に応じて下図のとおり実施するが、下記の条件に満たない場合においても被害状況等を判断のうえ、関係機関と調整して状況に即した初動活動を実施する。

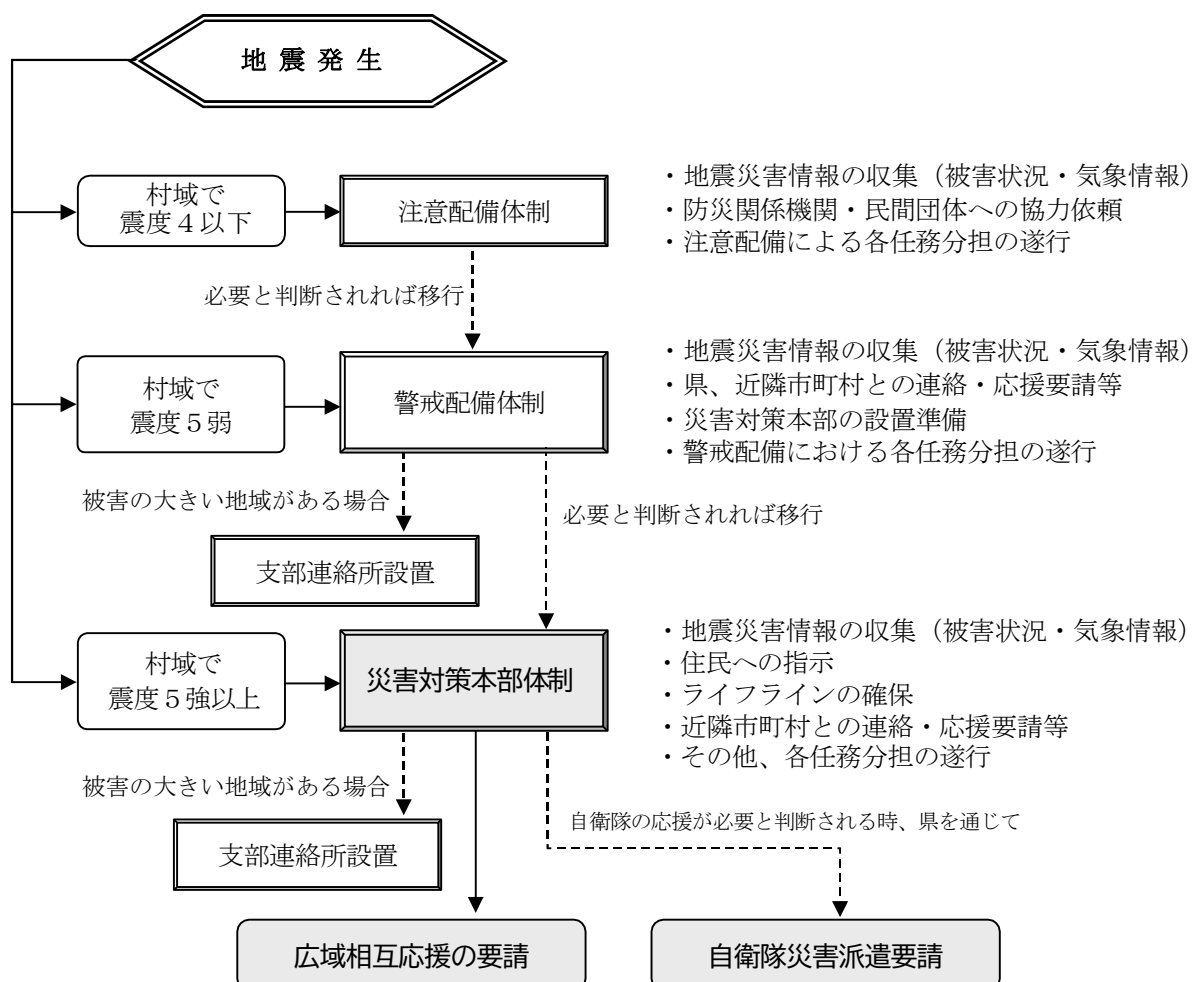
■応急対策活動体制の配備の流れ（配備基準）



第2 地震災害応急対策活動体制

村の応急対策活動体制は、村内の震度に応じて下図のとおり実施するが、下記の条件に満たない場合においても、被害状況等を判断のうえ、関係機関と調整して状況に即した初動活動を実施する。

■応急対策活動体制の配備の流れ（配備基準）



第3 動員計画

1 動員体制

- (1) 気象状況等により災害の発生が予想される場合、総務課長は、直ちに災害情報を収集し、村長及び副村長と協議のうえ状況を判断して、下記の動員体制一覧に基づき関連する職員に対して早期の参集を呼びかける。
- (2) 地震の震度によりあらかじめ指定された職員は、自主的に参集することを原則とするが、職員の参集状況に応じて、総務課長は、直ちに災害情報を収集し、村長及び副村長と協議のうえ状況を判断して、下記の動員体制一覧に基づき関連する職員に対して早期の参集を呼びかける。

■動員体制一覧

体 制	動 員 体 制	配備区分	配 備 内 容
注意配備体制	実施責任者：副村長 ・状況に応じて災害に関する情報連絡が可能な人員	予備動員	災害情報の収集（被害状況・気象情報）及び関係機関との情報連絡活動が円滑に行える体制。
警戒配備体制	実施責任者：副村長 ・相当規模の災害応急対策を実施する体制で全職員の1/2程度が配備できる体制	1号動員	注意配備体制を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制。場合によって相当規模の災害対策を実施する。
災害対策本部	実施責任者：村長 ・村の全職員により緊急に防災活動を実施する体制	2号動員	全職員が関係課に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制。 災害対策本部の全力をあげて適切な災害対策活動にあたる。

2 動員伝達

総務課長は関係する職員に参集を呼びかける際、勤務時間内と勤務時間外において、以下に示すとおり動員の伝達手順を変更し、どのような状況下でも迅速に連絡を行うよう努める。

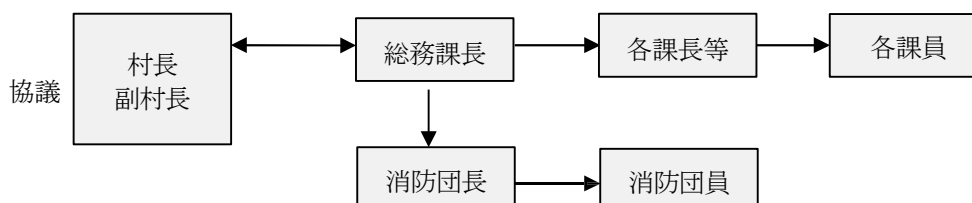
また、その他、動員体制に基づき実施責任者が必要であると判断した場合は、指定の職員以外の職員にも上記の伝達系統によらず参集を呼びかける。

なお、参集する場所は原則として各所属課等の勤務場所とする。

(1) 勤務時間内の動員

勤務時間内において何らかの配備命令が出された場合は、以下の配備伝達ルートにしたがい、庁内電話等により、職員配備の伝達を行う。

■勤務時間内の配備伝達ルート



(2) 勤務時間外の動員

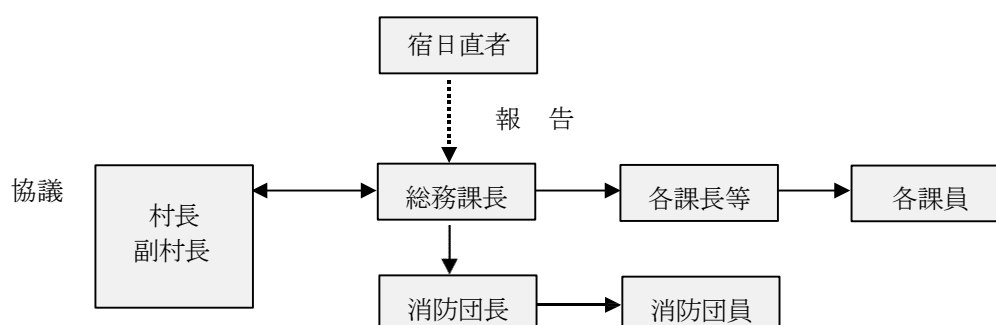
宿日直者は、気象情報等（気象警報または住民からの被害情報等）を覚知した場合、総務課長に連絡する。

総務課長は、当情報を確認し、村長（不在の場合は副村長）に連絡のうえ協議し、村長から配備指令が出された場合は、各課長に伝達する。

伝達方法は、有線電話、携帯電話、その他速やかに伝達できる方法とする。

参集を命ぜられた職員は速やかに参集し、登庁途中における被害状況を把握のうえで、総務課へ報告する。

■勤務時間外の配備伝達ルート



(3) 消防団の動員

村長は、消防団の出動が必要であると判断した場合、消防団長に対して、消防団の出動を指示する。

なお、消防団長は、前記指示によることなく独自の判断に基づき、団員の動員を発令することができる。ただし、発令後直ちに村長に報告しなければならない。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であってもテレビ、ラジオ等により災害が発生し、または発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じて電話等により所属長と連絡のうえ、または自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

(5) 非常招集及び自主参集を要しない者

ア 心身の障がい等により許可を受けて休暇中の者

イ 上記のほか、所属長がやむを得ない理由のため勤務できないと認めた者

3 動員報告

各課長は、配備指令に基づき、所属課の職員を非常招集した場合、または職員が自主参集した場合は、その状況を取りまとめ、速やかに動員状況を総務課長に報告する。

第4 活動組織の体制と掌握事務

村における災害時の防災活動組織は、気象状況や被害の発生状況に応じて第1で定めたように「注意配備体制」、「警戒配備体制」、「災害対策本部体制」の3体制とする。

		注意配備体制	警戒配備体制	災害対策本部体制
		予備動員	1号動員	2号動員
動員体制	村 長			◎
	副村長	◎	◎	○
	教育長			○
	総務課長	○	○	
	総務課	・課長補佐級以上 (総務・産業建設課) ・実施責任者が指名した職員	・課長補佐級以上 (全課) ・実施責任者が指名した職員	・全職員
	産業建設課			
	住民生活課			
	むらづくり振興課			
	保健福祉課			
	教育委員会事務局			
	議会事務局			
配備内容		災害情報の収集(被害状況・気象情報)及び関係機関との情報連絡活動が円滑に行える体制。	注意配備体制を強化し、事態の推移により現地活動ができる体制。場合によって相当規模の災害対策を実施する。	全職員が関係課に分かれて情報連絡活動及び災害応急対策を実施する体制。災害対策本部の全力をあげて適切な災害対策活動にあたる。

◎：実施責任者 ○：副実施責任者

1 注意配備体制

(1) 実施責任者

注意配備体制の実施責任者は副村長（不在の場合は総務課長）とする。

(2) 配備基準

注意体制は、以下のいずれかの場合、警戒配備体制、災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において実施責任者の指示によって配備する。

ア 奈良地方気象台より本村に係わる地域において、「大雨」、「洪水」、「大雪」等の気象警報が1つ以上発表された場合

イ 台風が接近し、本県に襲来が予想される場合

ウ 火災気象通報が発せられ、実施責任者が必要と認めた場合

エ 小規模な災害の発生が予想される場合

オ その他、実施責任者が必要と認める場合

(3) 組 織

注意配備体制においては、状況に応じて災害に関する情報連絡が可能な人員によって組織される。

(4) 事務分掌

広範な被害状況や気象情報等の情報連絡活動をはじめ、関係課及び関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置準備を中心として、以下の「災害対策本部における各担当課の事務分掌一覧」に準ずる。

(5) 体制の解除

実施責任者は、以下の場合において警戒体制を解除する。

- ア 警戒配備体制または災害対策本部体制に移行した場合
- イ 気象警報が解除され、災害の危険性が解消し、警戒体制の必要が認められなくなった場合

2 警戒配備体制

(1) 実施責任者

警戒配備体制の実施責任者は副村長（不在の場合は総務課長）とする。

(2) 配備基準

警戒配備体制は、以下のいずれかの場合、災害対策本部の設置に至らない場合や災害対策本部の設置体制がとられるまでの間において、実施責任者の指示によって設置する。

注意配備体制を強化し、災害対策本部の設置準備を始め、事態の推移によっては小規模な災害に対して現地活動ができる体制とする。

- ア 奈良地方気象台より本村に係わる地域において、「大雨」、「洪水」、「大雪」等の気象警報が1つ以上発表された場合
- イ 災害が村内の数箇所に発生し、または災害発生の前兆現象が見られた場合
- ウ その他実施責任者が必要と認める場合

(3) 組織

警戒配備体制においては、予備動員に加え、全課の課長補佐以上の職員及び実施責任者が指名した職員（1号動員）を加えた人員によって組織される。なお、組織の人員は災害の状況に応じて関係各課により弾力的に構成する。

(4) 事務分掌

「災害対策本部における各担当課の事務分掌一覧」に準ずる。

(5) 体制の解除

実施責任者は、以下の場合において警戒配備体制を解除する。

- ア 災害対策本部体制に移行した場合
- イ 気象警報が解除され、災害の危険性が解消し、警戒配備体制の必要が認められなくなった場合

3 災害対策本部の設置

御杖村災害対策本部は、村域において災害時において、村長が本部長、副村長・教育長が副本部長となって職員を総括し、御杖村防災会議との緊密な連絡のもとに、村の地域に係わる災害予防及び災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部の運営に関しては、「御杖村災害対策本部条例」（資料編16-2参照）に基づき実施する。

村長は、以下に示す基準により災害対策本部を設置したときは、県、防災関係機関に対して連絡するとともに住民に対して公表する。

(1) 実施責任者

実施責任者は本部長である村長とするが不在の場合は次の順序による。

■代行者の順位

第1順位	第2順位
副村長	教育長

(2) 設置基準

設置基準は、以下に定める場合とする。

- ア 奈良地方気象台より本村に係わる地域において、「大雨」、「洪水」、「大雪」等の気象警報が1つ以上発表され、村長が必要と認めた場合
- イ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生した場合
- ウ 大規模な火事、爆発、水難等の災害が発生している場合

(3) 開設場所

災害対策本部は、役場庁舎内におく。ただし、役場庁舎が破損等の被害を受け、災害対策本部としての機能を発揮することができないと村長が判断した場合は、隣接する「御杖村山村開発センター」に災害対策本部を移設する。

■災害対策本部の代替場所

移設場所	所在地	電話番号
御杖村山村開発センター	大字菅野368番地	0745-95-2004

(4) 組織体制

災害対策本部の組織は、災害対策本部の組織体制により、各課の編成と任務分担は、以下の「災害対策本部における各担当課の事務分掌一覧」による。

災害対策本部は、村長、副村長、教育長及び各課長からなる10名で本部会議を運営することとし、災害対策本部の下に課を設置し、各課の担当責任者及び担当者をあらかじめ指定する。

(5) 廃止基準

- ア 村域内において災害のおそれが解消した場合
- イ 災害応急対策が概ね完了した場合
- ウ その他村長が必要なしと認めた場合

4 支部連絡所の設置

村は、本村域において、広範囲にわたる災害が発生した場合に、数日間にわたって情報収集、広報、住民相談などの活動を行うため支部連絡所を設置する。

(1) 責任者

支部連絡所の設置は、総括責任者を総務課長とし、各支部連絡所の責任者は、村長があらかじめ任命した者とする。

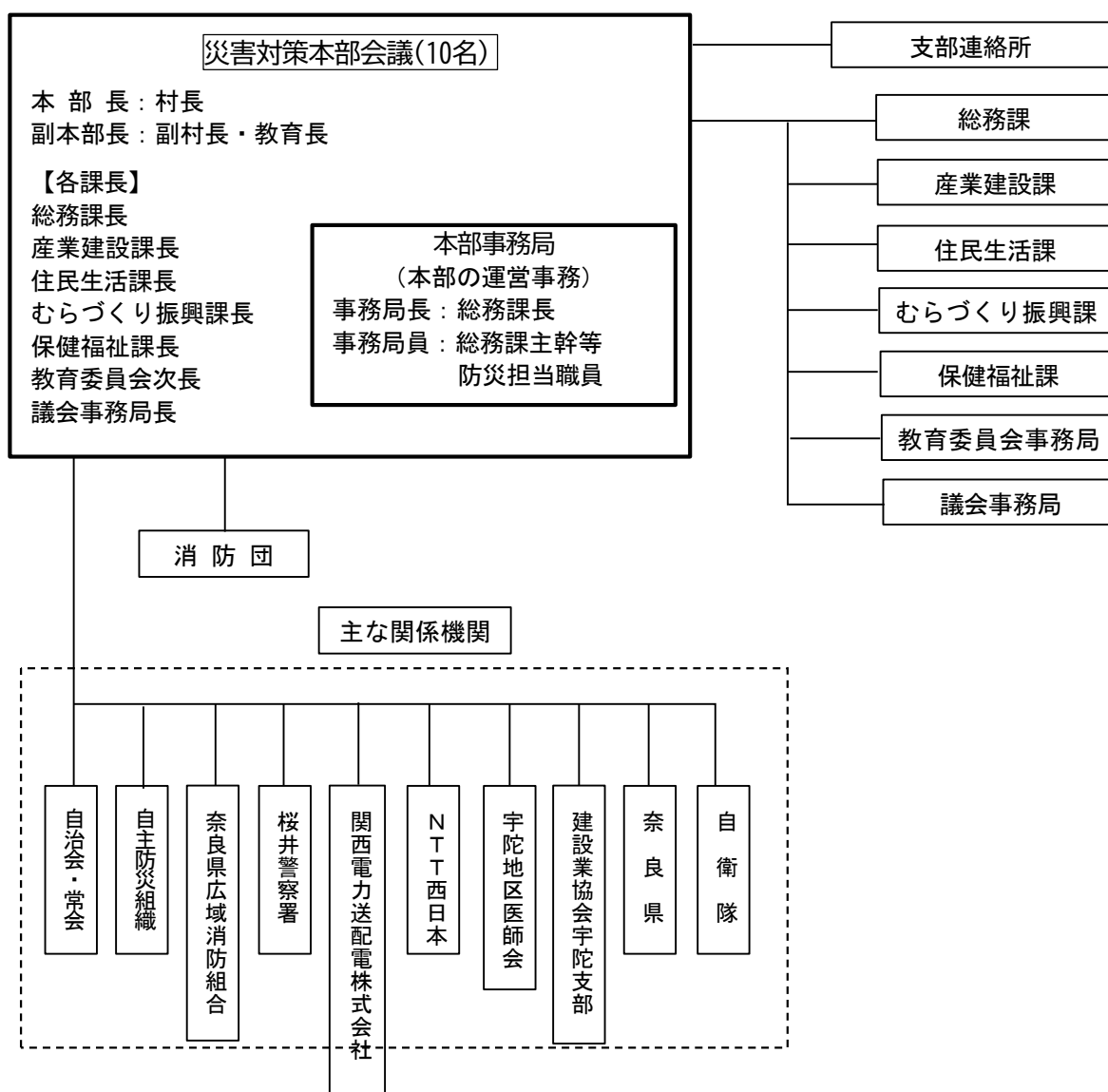
(2) 開設場所

支部連絡所は、以下の各箇所におく。ただし、支部連絡所に予定する場所が崩壊等の被害を受け、連絡所としての機能を受け持つことができないと判断される場合は、周辺の公共施設に支部連絡所を移設する。

■支部連絡所の開設場所

No.	地域	開設場所	電話番号
1	神 末	消防団第一分団本部屯所	95-2609
2	菅 野	消防団第二分団本部屯所	95-3019
3	土屋原	消防団第三分団本部屯所	95-3151
4	桃 俣	消防団第三分団予備屯所	95-2374

■災害対策本部の組織体制



■災害対策本部における各担当課の事務分掌一覧

担当部署・課名	責任者	事務分掌
災害対策本部会議	村 長 副村長 教育長	1 災害対策本部の非常配備体制に関する事 2 災害救助法の適用に関する事 3 国、県、他府県及び市町村の応援要請の決定に関する事 4 自衛隊に対する災害派遣の要求に関する事 5 課長等に対する事務の委任に関する事 6 避難指示等の発令判定に関する事 7 その他重要な災害対策に関する事
総務課 議会事務局 出納室	総務課長	1 命令及び決定事項の伝達に関する事 2 各種情報の収集伝達に関する事 3 被害状況の集約、報告に関する事 4 ヘリコプターの派遣要請及び受入体制整備に関する事 5 災害通信に関する事 6 災害広報に関する事 7 自衛隊その他防災関係機関に対する連絡・要請に関する事 8 避難指示等の伝達に関する事 9 避難誘導に関する事 10 緊急輸送の体制整備に関する事 11 救援物資の受入れに関する事 12 労務計画に関する事 13 災害救助法の適用に関する事 14 消防団活動の調整及び指示に関する事 15 消防活動に関する事 16 危険物等施設災害の応急対策に関する事 17 防災関係機関との連絡調整に関する事 18 災害対策本部の庶務に関する事 19 災害広聴に関する事 20 災害記録の作成に関する事 21 義援金品の取扱いに関する事
産業建設課	産業建設課長	1 所管事務に係わる被害状況の調査に関する事 2 交通規制に係わる連絡調整に関する事 3 村道の交通規制に関する事 4 障害物除去に関する事 5 住宅応急対策に関する事 6 被災した公共土木施設の応急処置に関する事 7 水防活動に関する事 8 道路災害に関する事 9 土砂災害等地盤災害の応急対策に関する事
むらづくり振興課	むらづくり振興課長	1 所管事務に係わる被害状況の調査に関する事 2 住宅応急対策に関する事
住民生活課	住民生活課長	1 所管事務に係わる被害状況の調査に関する事 2 防疫、保健衛生に関する事 3 遺体の火葬に関する事 4 廃棄物処理に関する事 5 水道施設災害の応急対策に関する事
保健福祉課	保健福祉課長	1 所管事務に係わる被害状況の調査に関する事 2 医療救護に関する事 3 避難所の開設、運営に関する事 4 ボランティア活動支援体制の整備に関する事 5 要配慮者の支援に関する事
教育委員会	教育委員会次長	1 所管事務に係わる被害状況の調査に関する事 2 食料、水、生活必需品等の調達・輸送に関する事 3 炊き出しに関する事 4 文教対策に関する事

5 御杖村における村防災会議の招集

防災会議会長（村長）は、必要に応じて「御杖村防災会議条例」（資料編16-1参照）に基づき御杖村防災会議を招集する。

また、御杖村防災会議の委員は、必要があると認める場合に会議に付議すべき事項及び理由を付して会長に会議の招集を求めることができる。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(総務課)

村は、各防災機関との有機的な連携のもと、災害情報（気象予警報、被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努め、気象予警報、地震情報その他の災害に関する情報等を迅速かつ的確に収集、伝達・周知を図るため、以下の対策を実施する。

第1 気象情報及び地震情報の伝達

気象情報及び地震情報の伝達計画に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、県、気象台、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 情報の種類

1 気象予警報等

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台から発表される気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は以下の「奈良地方気象台から発表される気象予警報等の発表基準」に示すとおりである。

ア 警報・注意報発表基準

令和6年5月23日現在
発表官署 奈良地方気象台

御杖村	府県予報区		奈良県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた区域		南東部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	186
	洪水		流域雨量指数基準	名張流域=9.2 菅野川流域=10.5
			複合基準*1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/S
	暴風雪		平均風速	20m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	146
	洪水		流域雨量指数基準	名張流域=7.3 菅野川流域=8.4
			複合基準*1	名張流域=(6, 7.3)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/S
	風雪		平均風速	12m/S 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ15cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ		積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨*2	
	低温		最低気温-5℃以下*3	
霜			晩霜期 最低気温1℃以下	
	着雪		24時間降雪の深さ：平地20cm以上 気温：-2℃から2℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	100mm

- *1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。
- *2 気温は奈良地方気象台の値。
- ※3 気温は奈良気象台の値。

イ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、村に警戒が呼びかけられる情報で、奈良県と奈良地方気象台から共同で発表される。村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

○発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、奈良県内全市町村を対象としている。

○利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

ウ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

特別 警報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障がい等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

（2）火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

奈良地方気象台は、消防法第22条第1項の定めにより気象状況が火災予防上危険であると認める場合、その状況を「火災気象通報」として直ちに県に対して通報することになっており、県（消防救急課）は、消防法第22条第2項の定めにより「火災気象通報」を受けた場合、直ちに村に通報することになっている。

「火災気象通報」の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ 火災警報

村長は、県から「火災気象通報」を受けた場合、または気象状況が火災予防上危険であると認めた場合、消防法第22条第3項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、村の区域にある者は村の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

村は、「火災警報」を発しまたは解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等村地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

火災気象通報の基準は、実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みの場合である。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

2 気象予警報等の対象区域

奈良県地方気象台が発表する気象予警報等の対象区域は、奈良県全域である。

注意報及び警報、土砂災害警戒情報、火災気象通報等は、全県に対し発表するほかに、平成22年5月27日から各市町村単位で発表している。

3 地震に関する情報の種類

(1) 地震に関する情報の種類

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国188地域に区分)と地震の揺れの発表時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放

送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

開設資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 東海地震に関連する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表する情報。防災対応は特になし。

イ 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

東海地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

(5) 南海トラフ地震に関連する情報

○「南海トラフ地震臨時情報」または「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合に

おける評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

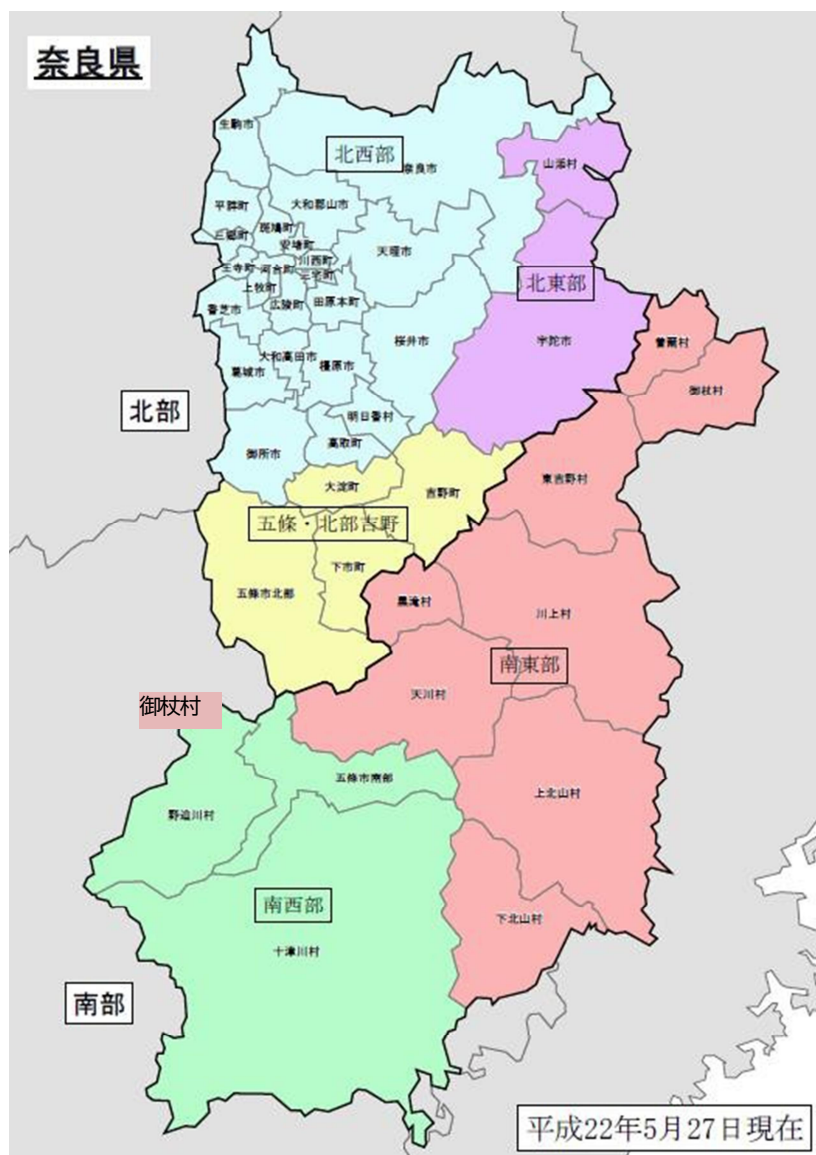
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

■奈良県の注意報・警報区域細分図

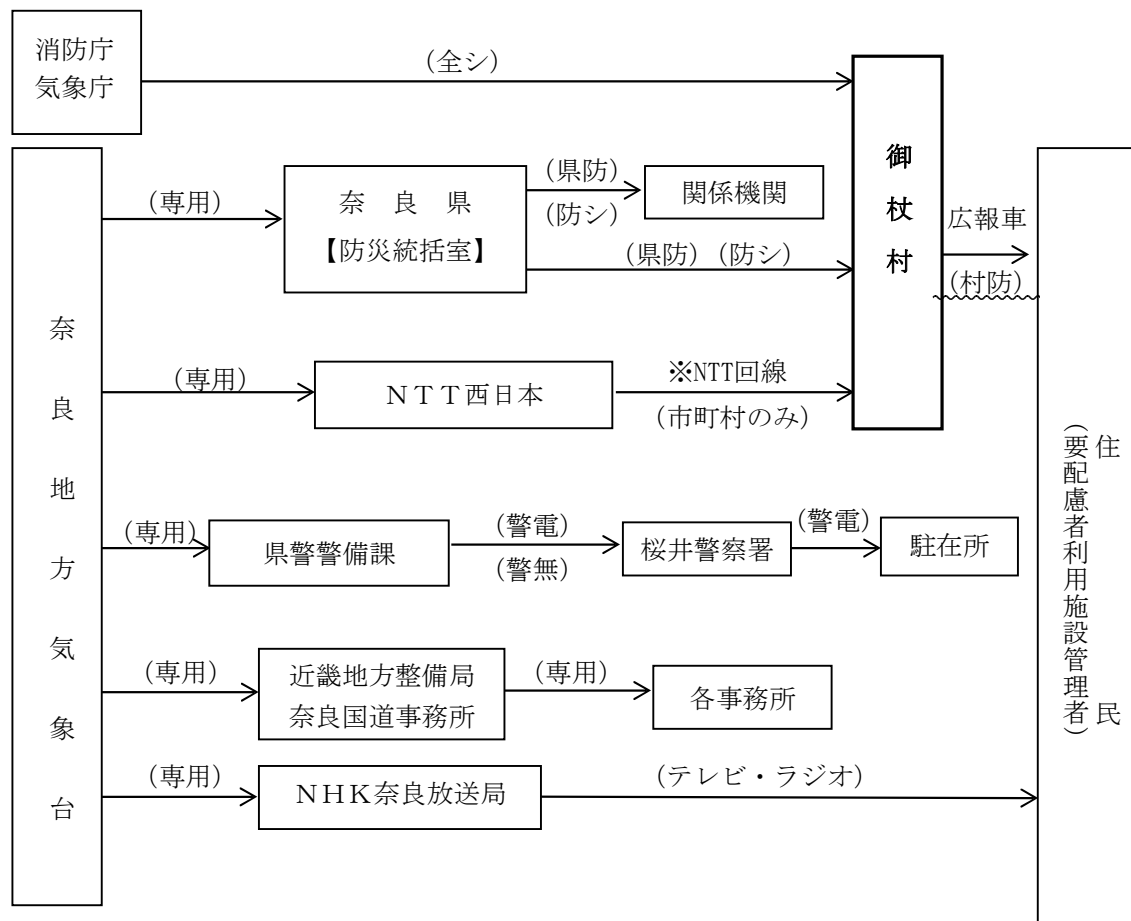


第3 災害情報の伝達

1 気象予警報等の伝達系統

県から伝達される気象予警報等（地震に関する情報は除く。）は、以下の系統により村に伝達される。総務課は、以下の情報を受理し、住民に必要な情報を伝達する。

■気象予警報等の伝達系統図



【備考】※印：警報のみ通知

(県防)：県防災行政無線 (村防)：村防災情報提供システム

(防シ)：県防災危機管理情報システム

(全シ)：全国瞬時警報システム

(専用)：専用電話または専用無線

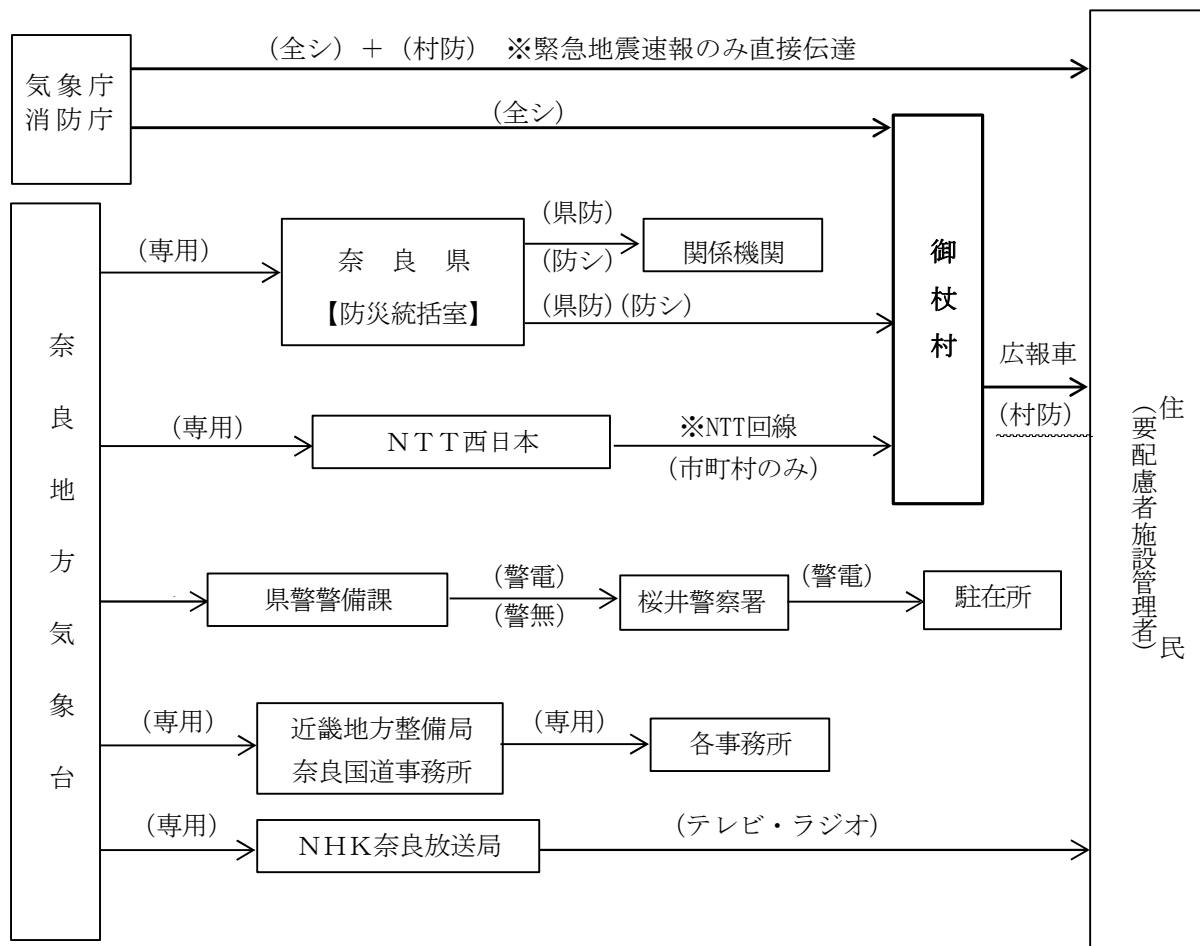
(警電)：警察電話

(警無)：警察無線

2 地震情報の伝達系統

県から伝達される地震情報等は、以下の系統により村に伝達される。総務課は、以下の情報を受理し、住民に必要な情報を伝達する。

■地震情報の伝達系統図



【備考】※印：警報のみ通知

(県防)：県防災行政無線

(村防)：村防災情報提供システム

(防シ)：県防災危機管理情報システム

(全シ)：全国瞬時警報システム

(気象庁から送信される緊急地震速報（予想震度4以上）は村防災情報提供システムを介して住民に直接伝達）

(専用)：専用電話または専用無線

(警電)：警察電話

3 気象予警報等の伝達方法

総務課は、気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けた場合、あるいは異常現象を覚知した場合、以下の方法により住民及び関係機関に対して、その周知徹底と対策等を講じる。

なお、夜間、休日に上記の伝達があった場合、宿日直者は、総務課長（不在の場合は、産業建設課長）に報告する。

(1) 気象予警報等の伝達を受けた場合

気象予警報等の伝達を受けた場合は、必要に応じて村防災情報提供システム、広報車等により住民に伝達する。

※西日本電信電話株式会社からの伝達については、警報の種別のみであることから、県防災行政

無線、ラジオ、テレビ放送、あるいは最寄りの警察機関、消防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

(2) 異常現象の通報を受けた場合

異常現象を発見し、または通報を受けた場合は、県及び奈良地方気象台に通知するとともに現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市村に連絡する。

また、必要に応じて村防災情報提供システム等により住民に伝達する。

(3) 火災気象通報の伝達を受けた場合

県から火災気象通報の伝達を受けた場合は、その地域の条件を勘案して火災警報を発する。火災警報を住民に周知するにあたっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。

なお、火災警報を発し、または解除した場合は、村防災情報提供システム、広報車等により住民及び区域内の事業所等に通知するとともに県に通報する。

(4) 特別警報にかかる村の措置

特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、村地域防災計画等に基づく伝達手段により管内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。

4 地震情報等の伝達方法

総務課は、地震情報等の伝達を受けた場合は、必要に応じて村防災情報提供システム、広報車等により住民に伝達する。ただし、緊急地震速報（震度4以上）については、全国瞬時警報システムにより、村防災情報提供システムを自動起動させ住民に直接伝達することとなっている。

なお、夜間、休日に上記の伝達があった場合、宿日直者は、総務課長（不在の場合は、産業建設課長）に報告する。

5 気象情報の収集方法

総務課は、上記気象予警報の伝達情報のほか、防災関係機関が提供している下記の気象情報等入手し、災害応急対応に必要な情報を収集する。

入手する情報	内 容	入手先（HP）	提供機関
警報・注意報	・発表状況	防災情報提供システム	奈良気象台
台風情報	・台風経路図 ・暴風域に入る確立 ・台風にかかる気象情報	防災情報提供システム	奈良気象台
レーダー・降雨ナウキャスト	・60分先までの10分間ごとの雨量を1km四方の領域ごとに予測した降水ナウキャスト	防災情報提供システム	奈良気象台
解析雨量・降水短時間予報	・降水量分布と今後6時間の1時間ごとの降水量分布を予測したもの（30分ごとに更新）	防災情報提供システム	奈良気象台
土砂災害警戒情報	・発表状況（対象地域） ・危険度予測 ・危険度状況	防災情報提供システム	奈良気象台
		奈良県災害リスク情報システム	県 砂 防 課
テレメーター雨量	・30分間隔または60分間隔の雨量情報 毎正時または10分ごとの雨量情報	川の防災情報	国土交通省

6 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次表の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。村は、次表を使用する際には、以下の点に注意する。

(1) 震度階級

気象庁が発表する震度（震度階級）は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。

(2) 被害の違い

震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生することや逆に小さな被害にとどまる場合もある。

(3) 観測地

地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値である。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。

(4) 長周期の地震波

大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシング等の長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。

(5) 震度階級関連解説表

次表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上等で実状と合わなくなったりした場合には、内容を変更することがある。

■震度階級関連解説表

ア 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないう歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

イ 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

※1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど

高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

- ※2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- ※3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

ウ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- ※1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- ※2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

エ 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

オ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 早期災害情報の収集

村は、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概要について、災害発生後、早期に把握するため以下の対策を実施する。

（1）被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

（2）実施機関

ア 御杖村（消防本部等含む。）

早期災害情報収集に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、防災関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。総務課は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

また、公共機関、防災上重要な施設管理者及び隣接市村等と必要に応じて情報交換を行う。なお、動員により参集途上にある職員は、周囲の被害状況を把握し、総務課に報告する。

イ 指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

(3) 早期災害情報の報告

総務課は、直ちに以下の情報等を取りまとめて県防災行政無線等で県（防災統括室）に報告する。

なお、通信の不通等により県へ報告できない場合は、消防庁に対して直接、災害情報を報告する。

この場合の報告は有線電話、FAX、県防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から状況に応じて最も有効な手段を用いて行う。

なお、県と連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況

イ 火災等の二次災害の発生状況、危険性

ウ 避難の必要の有無及び避難の状況

エ 住民の動向

オ 道路交通情報

カ その他、災害の拡大防止措置上必要な事項

(4) 異常現象発見者の通報

総務課は、警察官や住民等より異常現象（火災、山地や橋梁等の崩壊、ガスや化学物質等の漏洩といった災害時の異常な現象）の通報を受けた場合、直ちに各課に伝え、以下の機関に通報するとともに村防災情報提供システム等を利用して住民にその危険性を周知徹底する。

ア 県（防災統括室）

イ 奈良地方気象台（著しく異常な気象現象に限る。）

ウ 桜井警察署、宇陀土木事務所、奈良県広域消防組合等

エ その他災害に関係ある市町村

第4 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査にあたっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合するなど、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する。

（要配慮者については、第3章第4節「要配慮者の支援計画」参照）

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	村	
2 避難に関する状況 （避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）	村	
3 福祉関係施設被害	村（県）	保健所
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	村（県）	
5 水道施設被害	村	県農林振興事務所
6 農業生産用施設	村	
7 畜産被害	村	県家畜保健衛生所
8 農地、農業用施設被害	村	県農林振興事務所
9 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	村	県農林振興事務所
10 林産物、林産施設被害	村	県農林振興事務所
11 商工関係被害	村（県）	県農林振興事務所

12 公共土木施設被害	村（県）	県土木事務所
13 村有財産、村有建築物被害 （文化財、警察関係施設除く。）	村	県
14 文教関係施設被害	村（県）教育委員会	
15 警察関係被害	警察本部、警察署	村
16 生活関連施設被害	指定公共機関等	村

2 報告の基準

（1）即報基準

村等は、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。

イ 奈良県または村が災害対策本部を設置したもの。

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨等に係る特別警報が発表されたもの。

オ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

カ 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

キ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

ク 積雪、雪崩等により、人的被害または住家被害を生じたもの。

ケ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

コ 地震が発生し、村域内で震度5弱以上を記録したもの。

サ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じたもの。

シ 報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められるもの。

（2）直接即報基準

村等は、（1）のオ、カ及びキのうち、死者または行方不明者が生じたもの（該当するおそれがある場合を含む。）について、県に加え、直接消防庁に報告をする。

また、地震が発生し、村域内で震度5強以上を記録した場合は、県に加え、直接消防庁に報告する（被害の有無を問わない。）。

第5 総務課から県防災統括室への報告

1 報告系統

総務課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

総務課は、「第4 2（1）即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

また、「第4 2（2）直接即報基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁に電子メール等により報告するとともに、併せて県防災統括室に電子メール、県防災情報システム等により報告する。

3 被害状況即報

総務課は、「第4 2 (1) 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を電子メール、県防災情報システム等により、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

総務課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

総務課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告し、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告する。

第6 報告系統

村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第7 報告を行うことができない場合

村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第8 村事業担当課等から県事業担当課への報告

総務課は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

（本節「第4 災害情報等の調査・報告計画1 被害状況、避難状況等の調査」参照）

第9 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

（1）被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

（2）被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

- (3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合
村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 安否不明者の氏名等の公表

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、村等と連携のうえ、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第8節 被害状況の調査・報告計画

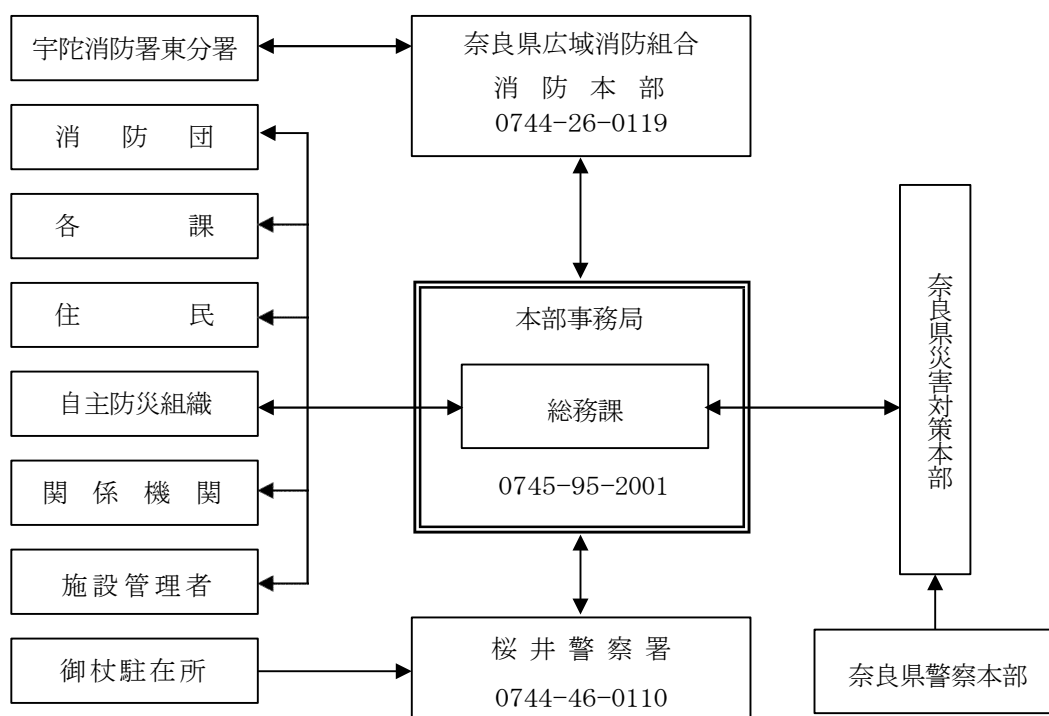
(各課)

村は、災害発生後に被害の概況を把握するために行った早期災害情報の収集活動に引き続き、関係機関、住民等の協力を得て詳細な被害状況を迅速かつ的確に把握するため以下の対策を実施する。

第1 実施体制

各課は、自己の課に属する人員、施設等被害状況の調査を行う。また、被害状況の調査、報告の取りまとめに係わる業務の連絡窓口は総務課とし、各課からの連絡、報告をもとに情報内容の一元化を図り、県、国、その他関係機関に必要な被害状況の報告等を実施する。

■被害状況等情報の収集・伝達体制



第2 被害状況の調査

1 把握する内容及び実務担当

各課は、災害発生後、速やかに村内全域について自己の課が担当する被害状況を把握する。

把握する被害内容	実施担当課
死者、行方不明者の状況	総務課 出納室 議会事務局
負傷者の状況	
電気、ガス、電話の被害状況	
庁舎・防災関連施設の被害状況	
農林業施設の被害状況	産業建設課
公共土木施設（道路・橋梁・河川等）の被害状況	
村営住宅の被害状況	むらづくり振興課
一般住宅の被害状況（全壊、半壊、全焼、半焼、一部損壊）	
水道施設の被害状況	住民生活課
し尿処理施設の被害状況	
福祉施設の被害状況	保健福祉課
医療機関の被害状況	
社会教育施設の被害状況	教育委員会
文教施設の被害状況	
文化財施設の被害状況	

2 調査方法

被害状況の調査方法は、概ね以下のとおりとする。

- （1）被害状況等の調査は、上表に示す担当課が関係機関及び各種団体の協力、応援を得て行う。
- （2）被害状況等の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし脱漏、重複的調査のないように充分留意し、正確を期す。
- （3）被害世帯数等については、現地調査のほか、住民登録と照合するなど、正確を期す。
- （4）日常的に介護を必要とする高齢者や障がい者等の被害状況については、特に配慮する。

3 被害状況の判定

被害状況等の判定は、災害救助法の適用基準（資料編15-1参照）に該当する程度とする。

第3 県に対する被害状況報告の基準

県に対しては、【県、国に対する被害状況報告の基準一覧】（資料編5-1参照）に該当する災害が発生した場合、県（防災統括室）に電話連絡するとともに県防災行政無線 F A Xにて被害状況を報告する。

第4 国（消防庁）に対する被害状況報告の基準

【県、国に対する被害状況報告の基準一覧】のうち国への報告基準に該当する火災、災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、県に加え直接、国（消防庁）に対しても報告する。

第5 報告系統

1 県（防災統括室）への報告

総務課は、各課からの被害情報を取りまとめ、以下の災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告、災害年報を作成し、県（防災統括室）へ報告する。

なお、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更する。
ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が可能となった後は速やかに県へ報告する。

(1) 災害概況即報

本節第3「県に対する被害状況報告の基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で災害に関する第1報を【災害概況即報（第4号様式 その1）】（資料編5-2参照）または県が別途指定した様式により、県防災行政無線 F A X等で報告する。

また、本節第4「国（消防庁）に対する被害状況報告の基準」に該当する災害が発生した場合は、直接国（消防庁）に対しても報告する。

■奈良県（防災統括室）の連絡先

- ・代表電話 0742-22-1101 内線 2276
 - ・直通電話 0742-27-7006（ダイヤルイン）
 - ・直通電話 0742-27-8448（ダイヤルイン）※県が警戒配備体制をとった場合
 - ・F A X 0742-23-9244
 - ・奈良県防災行政無線 TN-111-9011
 - ・奈良県防災行政無線 F A X TN-111-9210
 - ・夜間等代表電話 0742-22-1001
- （保安員室対応、保安員室から防災統括室員に連絡する。）

■消防庁への報告先

区 分		平日（9:30～17:45）	左記以外（宿直室）
N T T回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

注：TNは自局の地上または衛星回線選択番号 地上系：71・衛星：72

(2) 被害状況即報

本節第3「県に対する被害状況報告の基準」に該当する災害が発生した場合は、村域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに【被害状況即報（第4号様式 その2）】（資料編5-3参照）または県が別途指示した様式により、県防災行政無線 F A X等で報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認めた場合はその指示にしたがって報告する。

(3) 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に【被害状況即報（第4号様式 その2）】と同様式で報告する。

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、被害報告基準（資料編5-5参照）に基づき翌年3月10日までに【災害年報】（資料編5-4参照）により報告する。

■被害報告の種類、提出期限及び様式

報告の種類	提出期限	様式
災害概況即報	即時（30分以内）	第4号様式（その1）
被害状況即報	即時	第4号様式（その2）
災害確定報告	応急対策を終了した後14日以内	第4号様式（その2）
災害年報	翌年3月10日まで	
被害状況報告	県庁各課より提示された期限	県庁各課の所定様式

2 各担当課から県（担当課）への報告

村の各担当課から県担当課への報告は、災害が発生した場合に担当する調査事項について、村内の被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県担当課に報告する。

県への報告系統は、（資料編5-6参照）のとおりとする。

第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(総務課)

村は、災害時において地域住民の生命、身体、財産等を保護するうえで、ヘリコプターの必要性が認められる場合には、県防災ヘリコプターの応援を要請し、災害による被害を最小限に止める。

第1 実施体制

ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、県、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 ヘリコプター派遣要請の要件

県消防防災ヘリコプターは、以下の活動のように、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とし、緊急で差し迫った必要性が認められる場合で、かつ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に運行される。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 災害応急対策活動
- エ 火災防御活動
- オ 広域航空消防防災応援活動

第3 ヘリコプターの派遣要請先

本部長がヘリコプターの出動が必要と判断した場合、総務課は、以下の協定等に基づき、県消防防災ヘリコプター派遣要請窓口に対して、ヘリコプターの派遣要請を行う。

本部長は、県への要請ができない場合、その旨及び災害の状況を直接、自衛隊に通知する。

なお、自衛隊への災害派遣要請は、本章第12節第2「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

(資料編10-1「奈良県消防防災ヘリコプターの支援要請」参照)

1 ヘリコプターの派遣要請手続

派遣要請は、奈良県防災航空隊に電話等により次の事項を明らかにして行う。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害状況
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 災害現場の最高責任者の職名、氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び陸上支援体制
- カ 必要な資機材の品目、数量
- キ その他必要事項

■奈良県防災航空隊要請窓口（奈良市矢田原町2450）

- （１）勤務時間内の要請窓口
 県防災航空隊（奈良市矢田原町2450）
- ・直通電話 0742-81-0399
 - ・F A X 0742-81-5119
- （２）勤務時間外の要請窓口
 県防災統括室 直通電話 0742-27-8944 F A X 0742-23-9244
 防災行政無線 111-9011
 防災行政無線 F A X 111-9210
 （当直員が受信し、当直員から消防救急課員に連絡する。）

第4 ヘリコプターの受入体制の整備

総務課は、運航を要請した場合、県防災航空隊等と緊密な連絡を図るとともに必要に応じて以下の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

原則、第2章第24節「航空防災体制の整備計画」で示した災害活動用緊急ヘリポートから適切な場所を確保するが、使用時には、施設管理者から被災状況等を確認し、必要な情報を県に報告する。

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ 空中消火用資機材、空中消火基地の確保

エ その他必要な事項

第5 ヘリコプターの受入準備

総務課は、ヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けた場合、緊急に以下の措置を講じる。

ア ヘリコプター臨時離着陸場に紅白の吹流しまたは国旗等を掲揚して地上の風向を知らせる。

イ 離着陸地点には、県地域防災計画に示される「離着陸地点等の基準」による㊦記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

（第2章第24節「航空防災体制の整備計画」参照）

ウ ヘリコプター臨時離着陸場周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

エ ヘリコプター臨時離着陸場の発着に障害となる物体については、除去または物体所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布または赤布等を縛りつける。

オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるためできるだけ取り除く。

カ 離着陸の際には砂塵が発生するためその防止対策として消防車等による散水を行う。

キ ヘリコプター臨時離着陸場の被災状況を調査し、県へ報告する。

第6 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件は、概ね次のとおりである。

ア 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合

イ 前線通過等のため突風や乱気流のある場合

ウ 日没後

エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第10節 通信運用計画

(総務課)

村は、災害時における通信連絡を迅速かつ円滑に行うため。以下の対策により、無線及び有線の通信手段を的確に運用するとともに通信施設被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

第1 実施体制

通信運用計画に係わる業務担当は、総務課とする。

第2 通信手段の確保

災害発生後、総務課は、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに支障が生じた施設、設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線を活用し、緊急情報連絡用の通信手段を確保する。

第3 災害時の通信連絡

総務課は、県及び気象庁等が行う気象予警報及び情報の伝達、もしくは被害状況の収集報告、その他の災害応急対策に必要な指示、命令等は、防災情報提供システム、有線電話（N T T加入電話）、消防無線通信等により速やかに行う。

第4 有線通信が途絶した場合の措置

総務課は、有線通信施設の被災等により規定の通信連絡が困難な場合、以下のとおり無線設備または使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

1 県との連絡

県とは、県防災行政無線の回線を利用して連絡する。

2 各課職員との連絡

災害現場等に出勤している各課職員との連絡は、携帯用電話により行う。また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣する。

3 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、もしくは防災情報提供システム、有線電話等が使用不能または著しく使用が困難である場合は、非常通信経路（資料編4-3参照）を利用する。

4 災害時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合は、あらかじめN T T西日本と契約している災害時優先電話（資料編4-4参照）を発信専用として活用する。

5 公共放送の要請

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、あるいは著しく困難な場合は、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送（株）に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等について県を通じて放送を要請する。

■テレビ・ラジオ報道機関連絡先一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
日本放送協会奈良放送局	奈良鍋屋町27	0742-26-3411
奈良テレビ放送株式会社	奈良市法蓮町1622-1	0742-24-2900

第11節 災害広報計画

(総務課・保健福祉課)

村は、正確な災害情報、避難情報の提供や人命救助、消火活動等の応急対策を円滑に実施するため、以下のように迅速かつ適切な広報活動を実施し、情報不足による混乱の発生を防止する。なお、あわせて、被災地住民の相談に応じるための広聴活動を実施する。

第1 実施体制

災害広報に係わる業務担当は総務課とし、各課からの連絡、報告のもとに広報内容の一元化を図り、住民に混乱が生じないよう各種広報を実施する。

第2 広報活動

総務課は、以下の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

1 広報手段

次に定める手段を併用し、直接的な広報活動を行う。

- ア 防災情報提供システムによる広報
- イ 自治体放送（ケーブルテレビ）
- ウ 広報車による呼びかけ
- エ 自治会・自主防災組織等の協力による広報
- オ 避難所等における職員の派遣による広報
- カ チラシ、ポスター等印刷物による広報
- キ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
- ク インターネットによる広報

2 広報内容

広報の内容は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、住民の人心安定に必要とする情報とする。

- ア 災害時における住民の心得
- イ 災害に係わる気象情報及び雨量、水位、災害危険箇所に関する状況
- ウ 被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報を含む。）
- エ 災害応急対策の実施状況
- オ 避難の指示及び避難先の指示等
- カ 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- キ 交通規制及び交通機関の運行状況
- ク 生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- ケ 災害の補償や融資に関すること
- コ その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等生活関連情報）

3 要配慮者への広報の配慮

要配慮者への広報は、FAX、テレホンサービス、インターネット等のメディアを活用するほか、

ボランティア等の協力を得て手話、点字、外国語等による広報に努める。

4 報道機関に対する情報提供

総務課は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、適宜情報を取りまとめ放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対して情報提供を行う。

5 相談窓口の設置

総務課は、災害発生後、速やかに被災者等からの相談、問い合わせ、要望、苦情等に対応するため総合的な窓口を設置する。

また、必要に応じて、避難所等での臨時相談所の設置や広報車等による被災地の巡回、移動相談を実施する。

6 災害記録の作成

総務課は、各課や関係機関が撮影した災害写真を収集、保管する。収集等した写真は、将来の災害対策の参考資料にするとともに、住民に広く公開する。

第12節 受援体制の整備

(各課)

村は、大規模災害時に、村の対応のみで住民の生命、財産等を災害から守ることが困難と想定される場合には、災害対策基本法等に基づき、以下のように国、自衛隊、県、他の地方公共団体、民間企業、各種団体等へ必要な応援、協力要請を行うとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 実施体制

各機関への派遣要請に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、各課からの連絡、報告をもとに要請内容の一元化を図り、必要な派遣、応援要請を実施する。

第2 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請の実施者

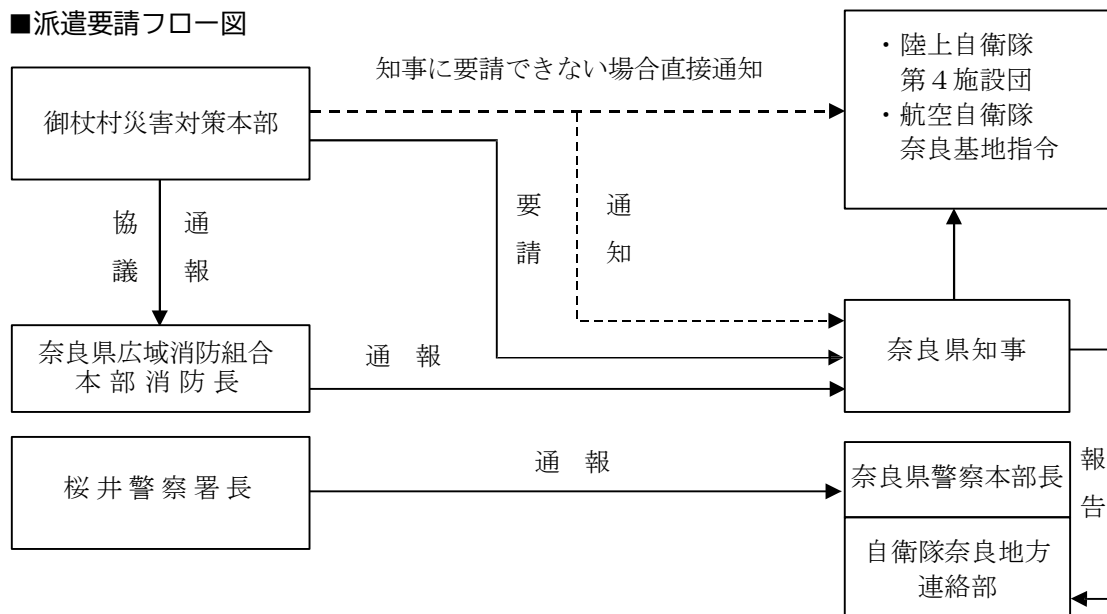
自衛隊の災害派遣の要請については、知事が実施する。

本部長は、大規模災害時において、応急措置を実施する必要があると認められるとき、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求することができる。

本部長は、前項の要請を要求できない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接、通知することができる。

なお、本部長は、前項の通知をした場合は、できるだけ速やかにその旨を通知しなければならない。

■派遣要請フロー図



2 災害派遣要請の手続

総務課は、以下の事項を明らかにした文書（資料編10-2「自衛隊の派遣要請」参照）により知事に要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

なお、緊急を要するため、やむを得ず直接、自衛隊に要請の通知を行う場合の連絡先は、以下のとおりである。

■陸上自衛隊第4施設団（京都府宇治市広野町風呂垣外1-1）

●勤務時間内の要請窓口

- ・電話番号 0774-44-0001（内線 235、236、239）第4施設団本部第3科総括班
- ・F A X 0774-44-0001（交換切替、内線233）
- ※注（大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す）
- ・奈良県防災行政無線TN-571-11（第3科総括班）
- ・奈良県防災行政無線F A X TN-571-21

●勤務時間外の要請窓口

- ・電話番号 0774-44-0001（内線223）第4施設団本部付隊当直
- ・F A X 0774-44-0001（交換切替、内線233）
- ・奈良県防災行政無線TN-571-12（当直室）
- ・奈良県防災行政無線F A X TN-571-21

※注（TNは自局の地上または衛星回線選択番号 地上系：71、衛星系：72）

■航空自衛隊奈良基地司令（主として航空自衛隊に関する場合）

幹部候補生学校（奈良市法華寺町1578）

- ・電話番号 0742-33-3951（内線211）夜間共
- ・F A X 0742-33-3951（交換切替、内線403）
- ※注（奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線403に切替を依頼した後、FAX ボタンを押す）

■災害派遣要請を行った場合の報告先

自衛隊奈良地方協力本部（奈良市高畑町552）

- ・電話番号 0742-23-7001

■陸上自衛隊第4施設団に連絡がとれない場合

陸上自衛隊 第3師団 第3部 防衛班（兵庫県伊丹市広畑1-1）

- ・電話番号 0727-81-0021（内線3734）
- ・F A X 0727-81-0021（交換切替、内線724）

3 自衛隊派遣の変更申請

本部長は、自衛隊の派遣期間、要員等の変更が必要と判断した場合は、その理由を付して知事に要請する。

4 災害派遣の受入体制

総務課は、派遣要請を行った場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように受入体制を準備する。

- ア 総務課の中から受入責任者を指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。
- イ 派遣部隊の作業に必要な資機材の確保に努める。
- ウ ヘリコプター利用のためのヘリポートについて準備する。

（本章第9節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

- エ 作業状況の把握と知事への報告
- オ 自衛隊員の受入施設（宿泊場所、部隊集結場所）を確保する。

■自衛隊受入施設

区 分	施 設 名	所 在 地	面積 (㎡)	電話番号
自衛隊用 本部事務室	御杖小中学校 校舎	大字菅野2470	2,600	0745-95-2516
自衛隊が集結 可能な空地	御杖小中学校 運動場	大字菅野2470	9,200	0745-95-2516
宿泊施設	災害派遣部隊の宿泊施設は、当該災害による避難所等となっていない場合に限り次に定めるところによるが、避難所として開設されている場合は、適当な施設または宿営地の選定をする。			
	御杖小中学校体育館	大字菅野2470	650	0745-95-2516
資材置き場等	資材置き場等については、状況に応じ村内の小学校、中学校等のグラウンドに必要な応じテントを設営し使用するが、長期にわたる場合は、近くの村有地または民有地を借り上げ一時使用する。			
ヘリポート	ヘリポートは、住民の避難場所との調整を図り措置する。			
	御杖小中学校 運動場	大字菅野2470	9,200	0745-95-2516
	御杖村民運動場	大字土屋原1717	10,100	—
その他ヘリポート 開設可能な場所	旧御杖小学校 運動場	大字菅野47	8,800	—

5 自衛隊の活動内容

自衛隊に依頼する活動内容は、災害の態様に応じて、概ね以下の事項とする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路または水路の啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付または譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ 自衛隊車両を対象とした交通規制

6 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として村が負担し、村において負担するのが適当でないものについては、県が負担する。

- ア 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料
- イ 上記に規定するもののほか必要経費で協議が整ったもの。

7 派遣部隊の撤収要請

本部長は、自衛隊の派遣が必要なくなつたと認める場合は、関係機関、派遣部隊の長等との協議のうえ、文書（資料編10-2「自衛隊の派遣要請」参照）を提出する。

第3 緊急消防援助隊の応援要請

1 応援要請

(1) 知事への応援要請

村長は、災害の状況が消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。

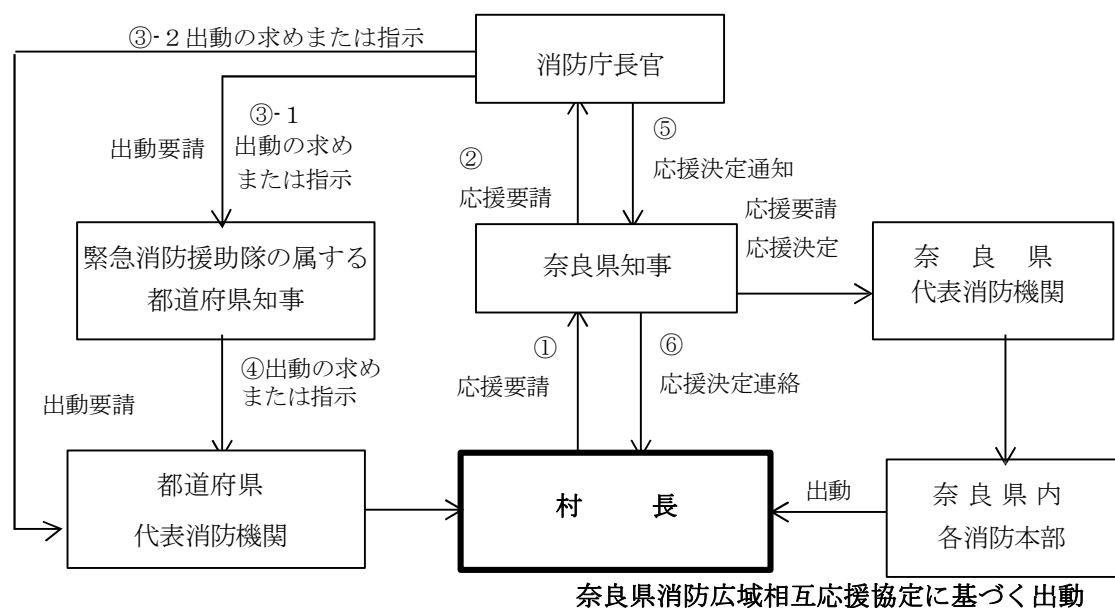
(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の応援が必要であるとの連絡を受け、災害状況、県内の消防力に照らして緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。また、知事は市町村長からの応援要請がなくとも、県内で広域な災害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合、消防庁長官に対して応援要請を行う。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関（奈良県広域消防組合）に意見を聴く。

(3) 被災地の村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を市町村長及び代表消防機関（奈良県広域消防組合）に連絡する。

■緊急消防援助隊応援要請フロー図



【消防組織法根拠法令】

①②・・・第44条第1項

③-1 求め・・・第44条第1、2項

指示・・・第44条第5項

③-2 求め・・・第44条第4項

指示・・・第44条第5項

求め・・・第44条第3項

指示・・・第44条第6項

2 消防応援活動調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確に活動できるように県庁内に消防応援活動調整本部を設置する。

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊に依頼する活動内容は、災害の態様に応じて、概ね以下の事項とする。

- ア 消火活動
- イ 要配慮者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 消防艇を用いた消防活動
- カ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- キ 特殊な装備を用いた消防活動

4 応援出動都道府県大隊等

本県への応援出動体制は、次のとおりである。

- (1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県大隊）

三重・京都・大阪・和歌山

- (2) 第二次出動体制（出動準備都道府県大隊）

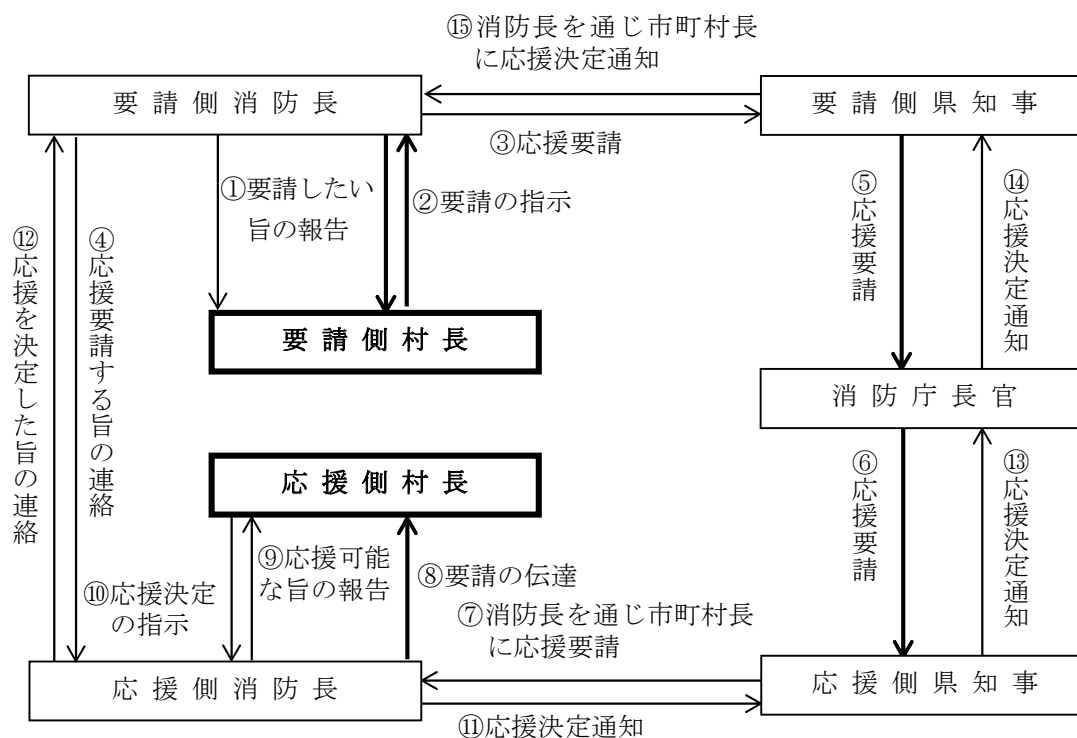
富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

- (3) 航空部部隊の第一次出動体制（第一次出動航空小隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・岐阜県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県

- (4) 航空部部隊の第二次出動体制（出動準備航空小隊）

東京消防庁・富山県・石川県・福井県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県



5 受入体制の整備

応援要請を行う際には、次による受入体制を奈良県広域消防組合と協力し整備する。

- ア 応援部隊の集結場所の確保及び誘導員
- イ 必要資機材等の手配
- ウ 燃料、食料の手配
- エ 応援部隊の宿営場所の確保
- オ ヘリポートの確保

第4 広域航空消防の応援要請

大規模特殊災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象となる災害

広域航空消防の応援の対象とする大規模特殊災害は、次に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 山林等、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- ウ 高層建築物の火災で、地上からの消火または救助が著しく困難なもの
- エ 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- オ その他前記各号にあげる災害に準ずる災害等

2 広域航空応援の要請先の決定

奈良県広域消防組合は広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し応援側都道府県または応援側市町村（以下「応援側都道府県等」という。）を決定する。

3 広域航空消防の要請手続き

奈良県広域消防組合は広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したときは、直ちに市町村長に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行う。この場合において、同時に応援側知事または応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行う。

- ア 応援側市町村
- イ 陽性者・要請に知事
- ウ 災害の発生日時・場所・概要
- エ 必要な応援の概要

第5 他の行政機関等への応援の要請

災害発生時に応急対策及び復旧対策を実施する際に、村の職員のみでは対応ができない場合は、県、指定地方行政機関、他市町村等に対して職員の長期的な派遣を要請することができる。

本部長が派遣の要請を判断した場合、総務課は、以下の要領で応援の要請を実施する。

1 県または指定地方行政機関に対する要請

（1）応援要請の決定

応援要請は、以下に示す場合において災害対策本部会議の決定に基づき総務課が行う。

- ア 村域内に大規模な災害が発生し、村独自の力では住民の生命、財産を保護しきれないと判断した場合
- イ 災害の発生箇所が他の市村に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、隣接市村に被害を及ぼすことなく、被害を最小限にとどめることができないと判断される場合
- ウ その他村長が必要と判断した場合

（2）応援要請の手続

知事または指定地方行政機関の長に応援の要請または職員派遣の要請を行う場合は、原則として文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出する。

(3) 協力要請に必要な事項

要請は、以下の表に示す事項を明確にして行う。

■県等への協力要請に必要な事項

内容及び要請先		必要な事項	根拠法令
応援の要請	知事・他市町村長・指定地方行政機関の長等	・災害の状況及び応援の理由 ・応援を必要とする期間日時、場所応援を希望する物資等の品目、数量等 ・応援を必要とする場所、活動内容 ・その他必要な事項	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条
職員派遣要請等	知事・他市町村長・指定地方行政機関の長等	・派遣の斡旋を求める理由 ・派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数、日時、場所、派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他勤務条件 ・その他必要な事項	災害対策基本法第29条 地方自治法第252条の17 地方独立行政法人法第91条 災害対策基本法第30条

2 他市町村に対する要請

(1) 応援要請の決定

応援要請は、以下に示す場合において、災害対策本部会議の決定に基づき総務課が行う。

- ア 村域内に大規模な災害が発生し、村独自の力では住民の生命、財産を保護しきれないと判断した場合
- イ 災害の発生箇所が他の市村に隣接し、応援を受けて緊急に防御活動を実施することにより、隣接市村に被害を及ぼすことなく、被害を最小限にとどめることができないと判断される場合
- ウ その他村長が必要と判断した場合

(2) 協力応援事項

- ア 消防、救急、水防作業隊の応援及び所要の資機材の提供
- イ 被災者の応急救助、救出に係わる職員の派遣及び所要の施設の利用
- ウ 道路、医療施設等防災基幹施設等の応急措置、応急復旧のための土木及び建築技術職員の応援、所要の重機、資機材の提供
- エ 通信施設、輸送機関の確保や復旧のための職員の応援及び所要の器具、車両の提供
- オ 緊急輸送、輸送拠点に必要な自動車、バイク等及びこれらに必要な要員
- カ 被災者の食料、生活必需品、生活資機材等の提供
- キ 河川、その他応急活動に必要な措置及び資機材等の提供

(3) 応援要請の手続

応援を要請する場合は、原則として文書により、以下に示す事項を明確にする。ただし、緊急を要する場合はFAXまたは電話等により行い、後日速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を希望する人員
- ウ 応援を必要とする活動内容
- エ 応援を必要とする期間

(4) 派遣職員の受入体制の整備

他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮し、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第6 その他防災関係機関への応援の要請

各課長は、災害による被害が発生し、各課のみでは災害応急対策の実施が困難な場合または特別な専門技術、知識、経験等を要する職員が不足する場合、他の公共団体等へ応援協力要請を実施し、災害応急対策要員を確保する。

なお、課別の主な応援協力要請先を以下に示す。

活動項目	担当課	該当する事務分掌	応援協力要請先
緊急輸送手段の確保	総務課	関係機関等への渉外	奈良交通株式会社 日本通運株式会社 奈良支店 奈良県トラック協会
災害情報の連絡	総務課	関係機関等への渉外	西日本電信電話株式会社 アマチュア無線非常通信協力者
災害情報の放送	総務課	情報の広報	報道関係機関
地域防災活動	総務課	被害状況の把握	自治会 自主防災組織
生活関連施設の復旧	総務課	機材の確保、ライフライン対策	西日本電信電話株式会社 関西電力送配電株式会社
医療	保健福祉課	医療救護活動	奈良県医師会 宇陀地区医師会 日本赤十字社奈良県支部
各種ボランティア	保健福祉課	関係機関との連絡調整	村社会福祉協議会
要配慮者の救助	保健福祉課	関係機関との連絡調整	村社会福祉協議会 村民生委員児童委員協議会
公共土木施設復旧	産業建設課	関係機関との連絡調整	奈良県建設業協会宇陀支部
応急仮設住宅の建設	むらづくり振興課	住宅対策	奈良県建設業協会宇陀支部
物資の調達 (食料・生活必需品)	むらづくり振興課	関係機関との連絡調整	村内小売業者 奈良県農業協同組合 市民生活協同組合ならコープ 御杖村商工会
水道施設復旧	住民生活課	復旧対策	村指定給水装置工事事業者
炊き出しの実施	教育委員会	食料の供給、配給	自治会 自主防災組織

第13節 公共施設等の応急復旧計画

(総務課・産業建設課)

村は、地震により被災した各種公共施設の迅速な機能回復等を図るため、以下に示す各種対策を実施し、公共施設等の応急復旧に努める。

第1 初動応急対策

村は、大規模災害により道路、橋梁、河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講じる必要がある。産業建設課は、国、県、奈良県建設業協会宇陀支部等の協力を得て、障害物の除去及び二次被害の防止等の初動応急対策を実施する。

第2 実施体制

道路災害応急対策に係わる業務の連絡窓口は産業建設課とし、県（道路管理者）、警察署、奈良県建設業協会宇陀支部等の関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

第3 情報の収集・連絡

産業建設課は、災害発生後、直ちに現地調査を行い所管道路に関する被害状況を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに災害対策本部及び県へ連絡するとともに必要な情報を交換し、広域的な道路ネットワークの状況把握に努める。

また、桜井警察署との連絡を緊密にして被害状況、通行規制状況等の情報を共有する。

第4 応急復旧

産業建設課は、収集した道路情報をもとに所管道路施設の応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

応急復旧は、原則として緊急輸送道路と庁舎や避難所を連結する路線を優先的に行う。ただし、国道や県道の管理者から、緊急輸送道路の迂回路として村道の利用要請が生じた場合には、当該路線の復旧を優先する。

また、復旧に要する作業は、奈良県建設業協会宇陀支部等の協力のもと実施するが、県等の関係機関からの応援が必要な場合は、総務課を通じて応援を要請する。

第5 山地災害応急対策

産業建設課は、地震により堰堤工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けた場合は二次災害を防止するため、山地防災ヘルパーの出動、応援協力、情報提供等を要請するとともに、現場の被災状況を早急に点検調査する。

また、必要に応じて、県等の協力のもと応急措置を講じるとともに、山地防災ヘルパー等と協力して二次災害防止のための監視活動を実施する。

第14節 ライフライン関係施設災害応急対策

(住民生活課・総務課)

水道、電気、電気通信、ガス等のライフライン施設が災害によって被災した場合には、それぞれの事業者により、迅速かつ的確な初動対応が行われるとともにライフライン施設の被害拡大や二次災害防止のための措置が実施される。

村は、消防署、警察署、県、関係機関と連携して可能な限りこれらの措置に協力するとともに対象事象別に以下の対策を実施する。

ただし、水道施設について、村単独で対応できない場合は、奈良県水道災害相互応援に関する協定に基づき、県を通じて日本水道協会奈良県支部へ応援を要請する。

第1 水道施設（住民生活課）

1 応急措置

- (1) 水道施設に係わる送電線の状況については、関西電力送配電株式会社と緊密な連携を保ち、これらの施設が被災した場合は、停電時における送水対策を再確認するとともに早期復旧を要請する。
- (2) ポンプの運転状況を調査するとともに一時的な停電による送水不能の場合に対処するため配水場等の水位を絶えず調査し把握する。
- (3) 早期の復旧が困難であり、断水に至ると判断される場合、または応急措置等のために局部断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対して早期に予告する。
- (4) 飲料水の供給
災害により飲料水を得ることのできない者に対する飲料水の供給方法は、本章第23節「給水計画」に基づき実施する。
- (5) 被害状況の調査及び対策
被害情報の迅速な収集、把握、分析及び対策を実施する。

2 応急復旧

- (1) 本復旧工事の実施
本復旧工事の工期及び工費が莫大となる場合は、応急復旧工事による給水確保の後、本復旧工事を実施する。
- (2) 応急復旧の実施に必要な人員、資機材が確保できない場合には、県に対して速やかに支援の要請を行う。

3 災害時の広報

水道施設の被害状況及び復旧見込みについて住民に適切に広報し、混乱を防止する。

第2 電気施設（総務課）

総務課は、災害により、電気施設が被災し、広域かつ長期間にわたる停電等が発生した場合、関西電力送配電株式会社と緊密な連携を図り、被害の状況、復旧に係わる期間等の情報を収集するとともに住民に対して適切な情報の提供に努める。

また、必要に応じて関西電力送配電株式会社が実施する電気施設の災害応急活動に適切な支援を行う。なお、避難所等の電気設備が被災した場合は、必要に応じて奈良県電気工業組合と締結している「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」（資料編11-3参照）に基づき、同組

合に電気設備の応急復旧を要請する。

■関西電力送配電（株）・奈良県電気工業組合・こまどりケーブル（株）の連絡先

連絡先	電話番号	FAX	備考
関西電力送配電（株） （高田配電営業所）	0742-27-1275	0742-27-8928	災害発生時には必要に応じて別途専用情報窓口（携帯電話）を開設する。
奈良県電気工業組合	0742-33-4340	0742-34-8651	応援を要請する場合
こまどりケーブル（株）	0742-52-0772	0747-85-7244	

第3 電気通信設備等（総務課）

総務課は、災害により電気通信設備が被災し、広域かつ長時間にわたる通信が途絶した場合、西日本電信電話株式会社と緊密な連携を図り、被害の状況、復旧に係わる期間等の情報を収集するとともに、住民に対して適切な情報の提供に努める。

また、必要に応じて西日本電信電話株式会社が実施する電気通信設備の災害応急活動に適切な支援を行う。

■西日本電信電話（株）の連絡先

連絡先	電話番号	FAX	夜間
西日本電信電話（株）奈良支店 設備部 災害対策担当	0742-23-9517	0742-23-9533	113（注）

注：災害対策本部が未設置時の連絡先

第4 ガス供給対策（総務課）

総務課は、災害によりガス施設が被災し、広域かつ長期間にわたるガスの供給停止等が発生した場合、ガス供給事業者から被害の状況、復旧に係わる期間等の情報を収集するとともに住民に対して適切な情報の提供に努める。

また、避難所等におけるL P ガスの供給が不足した場合は必要に応じて、県が社団法人高压ガス保安協会と締結している「災害時におけるL P ガスの優先供給に関する協定」に基づき、県を通じてL P ガスの供給を要請する。

第15節 危険物等施設災害応急対策

(総務課)

村は、災害時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあるため、消防署、関係機関と相互に協力し、以下に示す応急対策を速やかに実施する。

第1 実施体制

危険物等施設災害応急対策に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、消防署、危険物施設管理者等の関係機関と緊密な連携、協力のもと応急対策を実施する。

第2 災害発生時の措置

総務課は、危険物施設において災害時に関係機関と連携し、状況に応じて以下の措置をとる。

- ア 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- イ 付近住民等に対する広報活動
- ウ 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- エ 避難誘導及び群衆の整理
- オ 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- カ 危険物火災の特性に応じた消防活動
- キ 危険物の除去

第3 危険物施設の管理者等に対する推進

総務課は、消防署と連携して消防法に定める危険物を製造、貯蔵、または取扱事業所の施設管理者等（施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等）に対して、以下に示す措置を推進する。

- ア 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ウ 危険物施設の応急点検
- エ 異常が認められた施設の応急措置

第16節 地盤災害応急対策

(総務課・産業建設課)

土砂災害に関する危険箇所等に指定されている区域は大雨、洪水等により地盤が緩み、土石流、斜面の崩壊や崩落及び地すべり等の土砂災害が発生し、住家が破壊されたり住民が避難の際に巻き込まれるおそれがある。

村は、これら土砂災害から住民を保護するための生命及び財産を守るため、危険箇所の巡回等による状況把握に努めるとともに、速やかに通行規制、避難誘導、施設の応急復旧等の安全対策を講じる。

第1 実施体制

地盤災害応急対策に係わる業務の連絡窓口は産業建設課とし、総務課、県、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 土砂災害応急対策

産業建設課は、災害発生後における台風、集中豪雨等による二次的な土砂災害を防止するため、県に対し砂防ボランティア（斜面判定士等）の出動、応援協力、情報提供等を依頼する。また、斜面の崩壊や崩落等によって被害を受けた土木施設については、県、施設管理者及びその他関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第3 被災宅地の危険度判定

産業建設課は、警戒巡視活動を行い、被災宅地危険度判定を要すると認めた場合、判定の実施を具申する。

本部長は、被災宅地危険度判定を要すると認めた場合は、県（危険度判定支援本部）に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

なお、実施にあたって産業建設課は、実施計画等を作成しておく。

第4 山地災害応急対策

産業建設課は、台風、集中豪雨及び林野火災等により発生した荒廃地、火災跡地における二次的な災害を防止するため、県に対して山地防災ヘルパーの出動、応援協力、情報提供等を要請する。

第17節 消火活動計画

(総務課・産業建設課)

村は、火災発生時の初期消火、延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するとともに被害の軽減を図るため消防署、消防団、県、その他防災関係機関と連携して以下に示す対策を実施する。

大規模地震発生時は、木造建築物等の倒壊に伴い、火災が発生、延焼し、大規模火災へと進展していくおそれがある。このような大規模火災が発生した場合、または、そのおそれがある場合、村は、消防団、消防署、県及びその他防災関係機関と連携して、以下に示す対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害の軽減を図る。

第1 実施体制

火災関係応急対策に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、現場活動を担当する消防団、消防署、県及びその他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

総務課は、消防署と連携し、災害情報の収集にあたりとともに消防団から管轄区域内の災害情報を収集する。

第2 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、住民、自主防災組織等によって行われるため、総務課は、消防団、消防署及び防災関係機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を講じて住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかける。

第3 消防団の活動

消防団は、消防署と連携し、火災等から人命の安全確保、物的被害の軽減を図るため、以下の活動を実施する。

1 動員体制の確立

消防団長は、消防団の指揮連絡系統を確立するため災害対策本部から要請があった場合、災害対策本部に加わる。

消防団長は、火災発生のお知らせを受けたとき、または自ら火災の発生を感知したとき等、必要と認めた場合は、防災情報提供システムにより団員を招集する。

2 初期消火活動

火災を発見したときは、時期を失することなく住民等と協力して初期消火の徹底を図る。

3 人命救助活動

家屋倒壊による人命救助に係わる事故を発見したときは、住民等と協力して人命救助を行う。

4 災害対策本部への連絡

初期消火活動及び人命救助活動を行ったときは、活動状況を村（災害対策本部）へ連絡する。

5 出火防止の広報

発災と同時に区域内において出火防止の徹底を図るため、あらゆる施設及び住民等を有効に活用し広報の効率化に努める。

6 避難の支援活動

住民等の避難が必要な場合は、消防署、警察署、住民等と協力し指定された場所に安全に誘導する。

7 地震災害時の留意点

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害等も同時に発生する場合が多いため、消防団員等の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害等が発生する。

このため、消防活動については、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。この場合、特に留意する点は、以下のとおりである。

(1) 消防団員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発するなど、集中的消火活動が困難となるおそれがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防団員等の招集も困難になるなど、消防能力の低下が考えられるため、これらに対する維持や確保の措置を考慮する。

(2) 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるため、防火水槽及び河川等の自然水利の効果的な利用方法を検討する。

(3) 段階的防御方針

ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ 火災が著しく多発している場合は、避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第4 相互応援協力

村及び消防署の消防力及び消防応援協定を締結している消防機関等の消防力をもってしても、火災の防御または救助等が困難である場合、以下の体制整備を行い被害の軽減を図る。

1 県内市町村相互の広域応援体制

本部長は、火災の防御または救助に関して、消防署長や消防団長と協議のうえ、応援要請の必要があると認める場合は、他の協定市町村に応援を要請する。

また、村や消防署の消防力及び県内の消防応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合、消防組織法第24条の3第1項の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請する。

(本章第12節「受援体制の整備」参照)

2 応援受入体制の整備

消防に係わる業務の応援要請を実施した場合、総務課は、以下の応援受入体制の整備を行う。

ア 応援消防隊の結集場所、誘導方法

イ 応援消防隊との指揮命令体制、連絡体制

ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材

エ 資機材の手配

オ 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

■応援要請に係わる連絡先

(奈良県)

時間帯別	連絡/要請 窓口	電話番号	F A X 番号
昼 間	消防救急課	0742-27-8423 衛星：TN-111 - 9029	0742-27-0090 衛星：TN-111 - 9210
夜 間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244

注：TNは自局の地上または衛星回線選択番号 地上系：71・衛星：72

(消防本部)

機 関 名	時間帯別	連絡・要請 窓口	電話番号	F A X 番号	消防無線 呼出名称
代 表 消防本部	昼間	警 防 課	0744-26-0118 衛星電話029- 550-11	0744-46-9113 衛星電話 029-550-21	ならこう ほんぶ
	夜間	通信指令 センター	0744-26-0115 衛星電話029- 550-11	0744-46-9175 衛星電話 029-550-21	
代 行 消防本部	昼間 夜間	指 令 課	0742-35-1191 衛星電話 029-540-558	0742-33-8423 衛星電話 029-540-571	ならしょう ほんぶ
消防本部	昼間	警 防 課	0743-73-1196 衛星電話029- 544-401	0743-73-0111 衛星電話 029-544-990	いこま しょうぼう ほんぶ
	夜間	通信指令室			

注：TNは自局の地上または衛星回線選択番号 地上系：71・衛星：72

(消防庁)

時間帯別	連絡/要請 窓口	電話番号	F A X 番号
昼間	応急対策室	03-5253-7527 衛星：TN-048-500-7527	03-5253-7537 衛星：TN-048-500-7537
夜間	宿日直室	03-5253-7777 衛星：TN-048-500-7782	03-5253-7553 衛星：TN-048-500-7789

注：TNは自局の地上または衛星回線選択番号 地上系：71・衛星：72

第5 林野火災応急対策

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、消防団、消防署、県、林野所有（管理）者、住民その他関係機関と連携して出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、以下の対策を実施する。

1 出火の発見・通報

総務課は、村域に係わる森林・原野等で火災の発生を認知したとき、直ちに消防団、消防署に通報するとともに連絡体制の強化を図る。

2 初期対応

消防団は、消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導を行うため、直ちに出動する。

総務課は、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶ、もしくはそのおそれがある場合、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

3 消火・救出活動

現場に出動した消防団は、消防署、森林管理者等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行うとともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

なお、火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防団長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

また、総務課は、消防団、消防署との連絡を緊密に図り、地上部隊による消火が困難と判断した場合、県へ通報を行うとともに、空中消火体制の準備を行う。

4 避難・誘導

総務課は、林野火災発生 of 通報を受けた場合、消防団、消防署、警察署等と協力し、直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

また、消防防災ヘリコプターを要請し、空中より避難の呼びかけを行う。

なお、道に迷った者に遭遇した場合は、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

5 広域応援等の要請

本部長は、村及び消防署等の消防力だけでの対処が困難であると判断されるときには、本章第12節「受援体制の整備」に基づき、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

6 鎮火後の措置

消防団は、林野火災鎮火後も再発に備えて、しばらくの間は警戒にあたる。

産業建設課は、森林所有（管理）者に対して、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うよう努める。

第18節 救急救助活動

(総務課・保健福祉課)

多数の傷病者が発生した場合（以下「救急災害」という。）における救急活動を円滑かつ効果的に実施するため、消防団、消防署、警察署、医療機関等と連携のもと、以下の救急活動、救助活動を実施する。

第1 救急活動

保健福祉課は、迅速な医療救護活動を行うため、宇陀地区医師会等の医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置しトリアージ、応急手当を実施する。

また、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

なお、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合等には本章第9節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に従い、ヘリコプター等の派遣を要請し、救急搬送を実施する。

第2 救助活動

総務課は、救助活動等を行うにあたっての連絡調整窓口となり、防災関係機関が相互協力して救急救助活動を実施できるようにする。

また、消防団は、警察署、自主防災組織、住民と協力のもと、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

なお、総務課は、自らが保有する資機材のみで対応が困難な場合には、民間業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動の支援を行う。

第3 各関係機関の相互協力

総務課は、各防災関係機関とともに救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供し、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急・救助活動を相互協力して実施する。

第19節 医療救護計画

(保健福祉課)

村は、災害時における医療機関の混乱、傷病者の多数発生等により医療の機会を失った被災者に応急的な医療、救護措置を実施するため以下に示す医療救護計画により、情報収集、体制整備、応急医療活動を実施する。

第1 実施体制

医療救護に係わる業務担当は保健福祉課とし、宇陀地区医師会等との緊密な連携協力のもと実施する。

保健福祉課は、宇陀地区医師会等の医療関係団体に医療救護班（第2章第29節「保健医療計画」参照）の派遣を要請し、被災地域及び避難所の医療救護活動を実施する。

また、村の対応能力のみで対処ができない場合は、直ちに県に医療救護班の派遣を要請する。

第2 医療情報の収集活動

保健福祉課は、宇陀地区医師会等の医療関係団体と緊密な連携のもと、広域災害・救急医療情報システム（厚生労働省、県）等を活用して、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第3 初期医療体制

保健福祉課は、御杖村国民健康保険診療所に救護所を開設し、派遣される医療救護班と相互に緊密な連絡を行う。

また、派遣される医療救護班は、災害発生後、倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対して災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタグを付したうえで応急手当を実施し、重症者については消防署と連携し、救急医療機関等へ搬送する。

なお、軽傷者は、避難所や救護所、最寄りの医療機関で医療処置を行う。

第4 医薬品等の供給

保健福祉課は、地域の各種医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に支援を要請する。

第20節 緊急輸送計画

(総務課・産業建設課・教育委員会)

災害時において被災者または災害応急対策要員の移送及び災害救助のための応急対策用資機材の迅速な輸送は、防災業務のうちでも最も重要な業務の一つであり、円滑に遂行できるかが災害対策に大きく影響する。

特に道路環境から孤立しやすい本村にあっては、災害時における輸送力の確保は重要であるため、村は、県と緊密な連携のもと以下の対策を実施する。

第1 実施体制

緊急輸送体制の確立に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、産業建設課、教育委員会、県、警察署、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。ただし、各課所管の公共施設の応急復旧作業に係わる必要車両の調達及び運用は、各所管課において実施し、その結果を総務課に報告する。

第2 緊急輸送の範囲

県の地域防災計画に準じて、緊急度に応じた輸送の範囲は次のとおりとする。

1 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員及び物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部が供給する食料及び水等、生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

2 第2段階

- ア 上記1の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等の二次避難所への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

3 第3段階

- ア 上記2の続行
- イ 災害復旧に必要な要員及び物資

第3 輸送力の確保

総務課は、被害状況、各課からの報告をもとに、車両及び車両用燃料等の必要数を明確にし、適宜、村有車両の再配分、あらかじめ把握している調達先からの借り上げ等連絡調整を行い、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

なお、村内で運用または調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県または他市町村等に斡旋を要請する。

また、災害の状況に応じて輸送業者等、関係機関に輸送協力を依頼する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員または輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要な事項

第4 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送道路の確保

県は、災害発生時における緊急物資の輸送活動を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路を以下のとおり定めている。

産業建設課は、警察署等と連携して、これらの路線と役場庁舎、避難所等の施設を結ぶ村道について、必要に応じて第3次緊急輸送道路を指定し、一般車両の通行を大幅に規制する措置を講じる。

■緊急輸送路（県指定）

機能区分	摘 要	道路種別	路線名
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路(※)と災害発生直後において必要とされる防災拠点を連絡する道路	一般国道	国道368号 国道369号

※第1次緊急輸送道路：他府県と連絡する広域幹線道路

2 航空輸送の確保

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県等にヘリコプターの派遣の要請を行う。

総務課は、航空輸送の確保が必要と判断した場合は、本章第9節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」にしたがい、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査するなど、受入体制を整備し、県等に派遣要請を行う。

3 救援物資及び備蓄物資の輸送

(1) 救援物資の輸送

県及び他市町村からの支援救援物資は、輸送拠点（御杖村山村開発センター）に集積し、総務課が配分し、教育委員会が中心となり各地域の指定避難所に輸送する。

（本章第22節「食料、生活必需品の供給計画」参照）

(2) 備蓄物資の輸送

村の備蓄庫にあらかじめ確保している食料や生活必需品等の備蓄物資については、総務課が配分し、教育委員会が中心となり各地域の指定避難所に輸送する。

第21節 災害警備、交通規制計画

(総務課・産業建設課)

警察署は、災害時に、警察法（昭和29年法律第162号）及び災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護し、治安の維持、交通の確保、犯罪の予防に任じ、関係機関と緊密な協力、連絡のもとに災害警備活動を行うことになっている。村は、災害時、警察署と緊密な連携を図り、警察署が行う災害警備活動に協力する。また、災害によって、所管する道路、橋梁等交通施設に危険な状況が予想される場合、発見した場合、もしくは通報によって認知した場合は、道路管理者及び警察署と緊密な連携のもと、以下の対策を実施する。

第1 実施体制

交通規制計画に係わる業務の連絡窓口は産業建設課とし、総務課、消防団、警察署及びその他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 交通支障箇所の調査

産業建設課は、消防団と連携して、降雨等により道路や橋梁に土砂災害等の発生が予想される場合は道路巡視を実施し、道路の破損、損壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握するとともに、迂回路を確保して災害時に迅速かつ適切な措置が行えるように努める。

第3 被災地及びその周辺における交通規制

1 道路法に基づく交通規制

集中豪雨等により所管道路に災害が発生した場合、もしくは災害発生のおそれがあり、その道路の全部または事務所、桜井警察署及び県公安委員会に報告する。

2 規制の広報

産業建設課は、道路交通の規制等の措置を講じた場合、または村域に係わる道路に対して、県公安委員会等により交通規制が行われた場合は、インターネット、報道機関を通じて交通関係機関や一般通行者に対して広報し、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに交通緩和や安全確保について協力を求める。

3 緊急通行車両の取扱い

総務課は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、以下の手続を行う。

4 緊急通行確認証明書の交付

災害対策基本法施行令第33条第1項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとする場合は、緊急通行車両確認申請書（資料編6-2参照）を桜井警察署等に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

5 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両として確認を受ける車両のうち、事前に届出を行っておく必要があると認められる車両については、桜井警察署に事前届出書（資料編6-3参照）を提出して審査を受け、届出済書（資料編6-4参照）の交付を受ける。

第22節 食料、生活必需品の供給計画

(総務課・むらづくり振興課・住民生活課・教育委員会)

第1 食料供給計画

村は、災害の発生により、自宅で炊飯等ができず、また食料品の販売機構等が一時的に混乱し、日常の食料を確保できない被災者に対して必要な食料を調達、供給するため以下に示す食料供給計画により調達、搬送、炊き出し等を実施する。

1 実施体制

食料供給計画に係わる業務の連絡窓口はむらづくり振興課とし、総務課、住民生活課、教育委員会、県、近隣市町村、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

2 御杖村、奈良県、住民の役割分担

- (1) 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた食料を使用する。
また、個人または地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。
- (2) 村は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、村は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設やノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 県は、村からの要請に応じ、または村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに物資を確保し供給を行う。また、県は、村へ物資の供給を行うために必要があると認めるときは、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者のノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。

3 対象者

食料供給の対象者は以下のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、重症心身障がい者等については適切な食品の調達に努める。

- ア 指定避難所に受入れされた者
- イ 住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ ライフラインが被害を受け、炊事ができない者
- エ 被害を受けたため一時縁故先等に避難する者で、食料の持ち合わせのない者
- オ 旅行中または一般家庭来訪中の者で、災害のために食料を入手できない者
- カ 災害地において救助作業、応急復旧作業等に従事する者（ただし、災害救助法の対象ではない場合）

4 給与期間

災害救助法による食品の給与は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。その他の場合もこれに準ずる。

5 給与基準量等

災害救助法による食品の給与費用は、1人1日当たり1,330円以内とする。

6 食料の供給・調達方法

指定避難所を開設した場合の食料の供給は、以下のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がける。

■食料の供給

区 分	食 料
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階	食材の給付による避難者自身の炊き出し

(1) 米穀の調達方法

村内及び近隣市町村の販売業者または、物資供給等に関する協定締結業者（資料編8-3参照）から調達する。また、災害の状況により業者の保有量のみでは配給が困難な場合は、県に米穀の供給を要請する。

(2) パン、ミルク（乳幼児用）の調達方法

村内及び近隣市町村の販売業者または、「物資供給等に関する協定」締結業者から調達する。

(3) 副食、調味料の調達方法

醤油、味噌、塩、梅干し等の副食、調味料については、必要に応じて村内及び近隣市町村の販売業者または、「物資供給等に関する協定」締結業者から調達する。調達が困難な場合、県にその斡旋を依頼する。

7 食料の配給場所、時期

(1) 食料の配給場所

食料の配給は、原則として各指定避難所及び災害対策本部が指定する場所で行う。

(2) 食料の配給時期

食料は、住民による家庭内備蓄（3食×3日分／人）を基本とするが、被災者等への食料の配給時期は以下のとおりとする。

ア 第1次供給

災害発生後6時間を目途に配給する。第1次供給では、ライフライン途絶による調理の困難を想定し、乾パン等の調理不要な食料を配給する。

イ 第2次供給

災害発生後12時間を目途に配給する。第1次供給と同様、調理の困難を想定して流通在庫方式による調達を行うが、可能な場合は炊き出しを行う。

ウ 定時供給

災害発生後3日目程度以降、1日2回を目途に配給する。原則として炊き出しを行うが、被災地域外からの緊急輸送物資による調達も併用する。

8 米飯の炊き出し

(1) 実施要領

米飯の炊き出しは、教育委員会が住民生活課と協力し実施する。炊き出しの施設は、東宇陀学校給食センターの利用を基本とし、当該施設に属する栄養士、調理員の協力を得て炊き出しを行う。

また、災害の規模によっては、炊事用具を調達したうえ指定避難所等で炊飯を実施する。

ア 炊具調達：緊急用湯沸器具（ミルク処理を含む。）、カセットコンロ、ミニボンベ、やかん、食器（学校備品の活用）等

イ 施設用：防水シート、発電機、投光機、コードリール、トランジスタメガホン、強力ライト等

（2）協力団体等

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会（常会）等に対して住民による炊き出しの実施を要請する。また、村において炊き出しが困難な場合で、販売業者に発注した方がよいと判断できる場合は、炊き出し基準を明示のうえ、業者から購入、配給する。

9 食料の調達・供給状況の報告

むらづくり振興課は、食料を調達及び供給した場合、災害対策本部の指示に基づき、その状況を速やかに県に報告する。

第2 生活必需品供給計画

村は、災害により住家等に被害を受け、日常生活を営むことが困難となった者に対して、衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与または貸与するため以下に示す生活必需品供給計画により調達等を実施する。

1 実施体制

生活必需品供給計画に係わる業務の連絡窓口はむらづくり振興課とし、総務課、住民生活課、教育委員会、県、近隣市町村、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。なお、災害救助法の適用を受けた場合には、生活必需品の調達及び村までの搬送は知事が行い、支給は知事の補助機関として本部長（村長）が実施する。

2 対象者

生活必需品供給の対象者は、以下のとおりとする。

ア 被災により住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者

イ 被服、寝具、その他生活上必要な家財を喪失した者

ウ 被服、寝具、その他生活必需物資が無いため直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 生活必需品の供給

（1）衣料等生活必需品の供給基準及び供給品目

災害救助法の適用を受けた場合の供給等の基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は以下に示すもののうち必要最小限とする。

なお、避難所を開設した場合の生活必需品の供給は、以下のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がける。

■生活必需品の供給

区 分	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	・寝具：就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	・外衣：作業衣、婦人服、子ども服等の普段着 ・肌着：シャツ、パンツ等 ・身の回り品：タオル等 ・日用雑貨品：石けん、ちり紙、歯ブラシ、カイロ等 ・衛生用品：紙おむつ、生理用品等
第三段階 (自立心の誘発)	・炊事道具：なべ、包丁、バケツ、ガス器具等 ・食器：茶碗、汁碗、皿、はし等 ・光熱材料：マッチ、ローソク、LPガス及び器具等 ・テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

(2) 生活必需品の調達方法

村内及び近隣市町村の販売業者または、物資供給等に関する協定締結業者から調達する。ただし、災害の規模等により村単独で対応できない場合、災害対策本部は、県に対して物資の調達を要請する。

4 生活必需品の調達・供給状況の報告

総務課は、生活必需品を調達及び供給した場合、災害対策本部の指示に基づき、その状況を速やかに県に報告する。

ア 村は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

イ 村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

ウ 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 救援物資対応計画

村は、県、他市町村からの救援物資を迅速かつ的確に被災者に配布するため、以下に示す救援物資対応計画により、救援物資の受入れ、配分、指定避難所等への搬送等を実施する。

1 実施体制

救援物資対応計画に関わる業務の連絡窓口は総務課とし、むらづくり振興課、県、近隣市町村、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

2 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入場所

救援物資の受入場所は、輸送拠点である御杖村山村開発センターとする。

(2) 救援物資の受付等

総務課は、受付窓口を輸送拠点である御杖村山村開発センター内に設け、県、他市町村からの救援物資の品目、数量等を記録し、品目ごとに仕分けを行う。

なお、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び近隣市町村に協力を要請する。

(3) 救援物資の配分

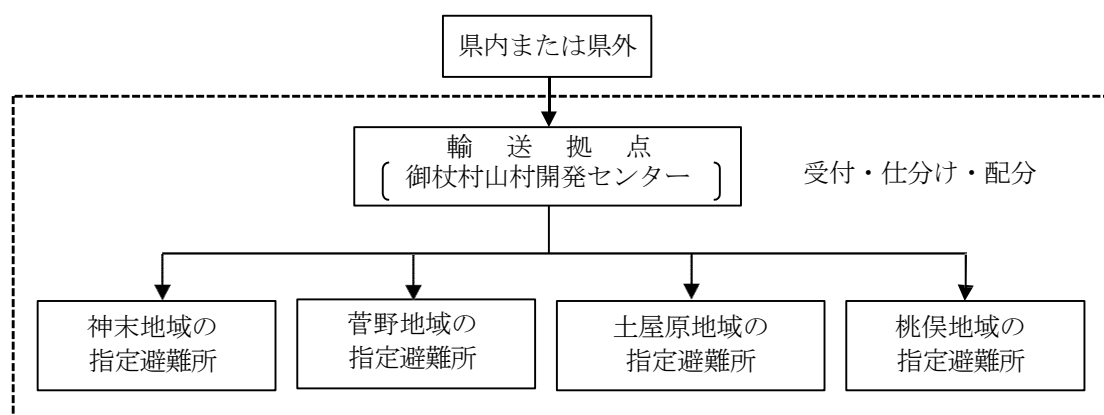
総務課は、寄せられた救援物資を指定避難所ごとに配分する。

配分にあたっては、避難者の状況等を十分に考慮し、公平な配分を行う。

(4) 指定避難所等への搬送

指定避難所ごとに配分された救援物資は、教育委員会が中心となり、各指定避難所に搬送する。

■ 救援物資の流れ



第23節 給水計画

(住民生活課)

村は、災害時における飲料水等の確保のため、以下に示す給水計画により、応急給水対策及び水道設備の応急復旧対策等を実施する。

第1 実施体制

給水計画に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、県、近隣市町村、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。なお、災害救助法の適用を受けた場合には、知事の補助執行者として被災者への給水を行う。

第2 給水対象者と給水量

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。災害発生時に飲料水を得られない者に対しては、災害発生から3日以内は1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	一人当たり水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要)	耐震性貯水槽、給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要)	配水幹線付近の仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要)	配水支線上の仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常の生活	仮配管からの各戸給水、共用栓

第3 飲料水等の確保

村は、水道工事業者等と協力して飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

また、給水容器、容器運搬用車両を準備し、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品（塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等）を必要量確保し、交通途絶事態に対処できるよう、その保管場所・配置場所を検討しておく。

第4 給水方法

- (1) 各水道施設を点検し、給水配置図等から診療所、福祉施設、指定避難所等の所在を配慮した給水体系を検討する。
- (2) 地域の被災状況により、被災を受けていない管路から借配管を行い、指定避難所等に仮設給水栓等を設置し給水する。
- (3) 給水に際しては、その場所、時間等について被災地の住民に周知措置を講じる。
- (4) 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き渡るようにする。

第5 給水応援

必要な人員及び資機材が不足する場合は、相互応援協定による要請のほか、県に以下の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水資機材、浄水用薬品、水道用資機材等の品目別数量
- オ 給水車を借り上げる場合は、その必要台数
- カ その他必要な事項

第6 応急復旧の方法

災害発生時には、取水・浄水・送水の各施設についての被災状況を早急に調査し、関係機関に伝達するとともに、必要に応じて下記の方法により応急復旧を行う。

- (1) 各水源の取水施設や浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。
- (2) 応急復旧作業の実施に対しては、補修専門業者に要請するとともに建設業者の応援を求める。
- (3) 被害状況に基づいて、必要復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については、早急に発注する。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、速やかに応援協定に基づく支援の要請を行い、また必要に応じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。
- (5) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては、共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第24節 防疫、保健衛生計画

(住民生活課・保健福祉課)

災害発生時には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症が発生しやすい。このため、村は、中和保健所、村内医療機関、その他関係機関の応援協力のもと、被災地における感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、以下の防疫、保健衛生活動を実施する。

第1 実施体制

防疫、保健衛生計画に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、中和保健所の指導、指示に基づいて実施する。

ただし、村の被害が甚大で、村単独での防疫、保健衛生活動の実施が不可能、または困難な場合は、中和保健所に応援要請を行い、中和保健所または中和保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。

なお、中和保健所内において実施が不可能な場合は、県救助福祉部防疫班（保健予防課）に連絡し、他の保健所管内の市町村または県からの応援を得て実施する。

第2 防疫、保健衛生活動

住民生活課は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症予防法」という。）に基づき県及び関係機関と連携しながら迅速な防疫活動を実施する。

1 消毒

消毒は、感染症の患者がいた場所等の病原体に汚染されまたは汚染された疑いがある場所や、病原体に汚染され、または汚染された疑いがある飲食物や衣服、寝具その他物件の消毒を実施する。

- ア 浸水家屋、下水その他、不潔場所の消毒
- イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒
- ウ 感染症患者家屋の消毒
- エ 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除
- オ 井戸の消毒

■消毒を実施する場合の基準（被災住家 1戸当たり）

薬剤名	流出・全半壊床上浸水家屋	床下浸水家屋
クレゾール	200 g	50 g
消石灰	6 kg	6 kg
カルキ	200 g	200 g

■ねずみ、害虫の駆除を実施する場合の基準（被災住家 1戸当たり）

薬剤の種類	薬剤量
殺虫剤（油剤）	1.8 ^{リットル}
殺鼠剤	40 g

2 生活の用に供される水の使用制限等

県が感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるとして、生活の用に供される水の使用または供給を制限した場合は、感染症予防法第31条第2項に基づき給水を実施する。

3 感染症の予防

感染症を予防するため必要がある場合、予防接種法第6条に基づき県に予防接種の実施を要請するとともに、県から指導があった場合、医療救護班と連携して臨時に予防接種を行う。

(第2章第29節「保健医療計画」参照)

また、被災地域において感染症患者または病原体保有者が発生した場合は、直ちに中和保健所に通報するとともに、県により感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を実施し、県の指導によりその他の予防措置をとる。

なお、被災状況等やむを得ない事由によって、入院措置がとれない場合は、県の指導のもとで自宅隔離を行い、し尿等の衛生的な処理について厳重に指導する。

4 県への報告

被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を取りまとめるとともに、中和保健所を経由して県へ報告する。また、災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書(資料編9-4参照)を作成し、同様に提出する。

第3 防疫用資機材・薬剤の調達

住民生活課は、防疫活動が必要と予測される災害の発生時は、防疫用資機材や薬品の必要量を速やかに算出し、算出した防疫用資機材や薬品の必要量に対して、保管品等の備蓄量に不足が生じた場合は、県への斡旋依頼、近隣市町村への応援要請及び薬局、商店からの購入により不足分の調達に努める。

第4 入浴サービス

住民生活課は、災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上問題の発生するおそれがある場合は、入浴サービスの実施を検討する。

入浴サービスは、原則、村内の大型浴槽を有する施設が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め実施する。ただし、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、村内の大型浴槽を有する施設が使用不可能となった場合は、近隣市町村の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

第5 家庭動物の収容対策

住民生活課は、奈良県獣医師会及び動物愛護団体と連携、協力して家庭動物を救援するため県等の指導、助言のもと、以下の家庭動物の収容対策を実施する。

1 実施方法

- ア 放浪動物の収容、保管
- イ 負傷した動物の収容、治療、保管
- ウ 飼養困難な動物の一時保管
- エ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- オ 動物に関する相談の実施等

2 その他の対策

- (1) 県と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設設置を検討する。
避難所における家庭動物の状況等について、必要に応じて情報を収集するとともに住民に広報する。
- (2) 家庭動物の所有者に対して、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合に
あっても、長期にわたり放置することのないよう指導する。

第25節 遺体の火葬等計画

(住民生活課)

災害時には、遺体の捜索、収容、処理及び火葬等を実施する。村は、災害により死亡していると推定される者が発生した場合、県、警察署等との連携のもと以下の対策により捜索及び遺体の処理等に係わる体制の整備を行う。また、村での遺体の処理及び火葬等が十分に行えない場合は、県内の他市町村、他府県の市町村及び協定を結んだ民間企業等に協力を要請する。

第1 実施体制

遺体の火葬等計画に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、県、近隣市町村、警察署、医師会、遺体収容可能施設及び葬祭業者等との緊密な連携協力のもと実施する。

住民生活課は、あらかじめ遺体収容可能施設や葬祭業者等を把握し、火葬場等の確保に努め、必要に応じて葬祭業者等との連携、協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進するなど、災害発生時における遺体の処理体制の整備に努める。

なお、災害救助法の適用を受けた場合には、知事の補助執行者として死亡していると推定される者の捜索及び遺体の処理等を行う。

第2 遺体の捜索

村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を村に提供するように努める。

第3 遺体の収容

(1) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体または警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または村）に引き渡す。

(2) 村は、遺体が多数ある場合、あらかじめ指定した既存の建物を利用するなどして遺体を一時収容する場所を設置する。

第4 遺体の処理及び火葬等の実施

1 遺体の処理及び火葬

警察署は、警察署に対して届出がなされた遺体や、警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、検分その他所要の処理を行った後、関係者（遺族または村長）に引き渡すことになっている。

住民生活課は、これにより遺体の引渡しが行われた場合、遺体の処理及び火葬を実施する。なお、必要に応じて火葬相談室等を設置し、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

2 応援要請

遺体の捜索、遺体の処理（保存）、火葬等について村単独で対応できない場合は、以下の事項を示して県に応援を要請する。

- ア 捜索、処理、火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- イ 捜索地域
- ウ 火葬等施設の使用可否
- エ 必要な搬送車両の数
- オ 遺体の処理に必要な資機材の品目別数量

第26節 廃棄物の処理及び清掃計画

(住民生活課)

村は、被災地での救急、救助や応急復旧を円滑に実施するため、震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）の処理等に係わる以下の対策を実施し、被災地の環境衛生を保全する。

第1 がれきの処理

倒壊・焼失家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、村が実施する対策について定める。

1 実施体制

がれきの処理に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、委託業者、県その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

2 情報の収集

住民生活課は、倒壊家屋、焼失家屋の数及びがれきの状況等を把握する。また、処理を計画的に実施するため全体の発生量を把握する。

なお、住民生活課は、県に対して倒壊家屋、焼失家屋の数及びがれきの状況、全体の発生量等を報告する。

3 処理作業

（1）仮置き場の確保

がれきが大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保する。

（2）がれきの撤去

倒壊・焼失家屋等から発生したがれきについては、危険なもの、通行上の支障となるものから優先的に撤去する。

（3）人員・収集運搬車両の確保

がれきの処理に必要な人員、収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

（4）分別等の実施

がれきの処理にあたり、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

（5）専門事業者への委託

アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門事業者に委託する。

（6）撤去が困難な場合

がれきの処理が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

第2 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、村が実施する対策について定める。

1 実施体制

生活ごみの処理に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、委託業者、県その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

2 情報の収集

住民生活課は、指定避難所及び避難人員の確認を行い、ごみ処理施設（東宇陀クリーンセンター）の被害状況と稼働見込み等を把握する。

また、処理を計画的に実施するため発生量を予測する。

なお、住民生活課は、県に対してごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、発生量の予測等を報告する。

3 処理作業

（1）ごみの集積場所及び収集日時の周知

ごみの早期収集及び処理を行うため避難者に対し、集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等での流出または飛散等により生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

（2）人員・収集運搬車両の確保

ごみの処理を行うために必要な人員、収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

（3）仮置き場の確保

ごみ処理施設（東宇陀クリーンセンター）が、使用不能等、処理できない場合は、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場を確保する。

（4）処理が困難な場合

ごみの処理が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

第3 し尿処理

倒壊・焼失家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、村が実施する対策について定める。

1 実施体制

し尿処理に係わる業務の連絡窓口は住民生活課とし、委託業者、県その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

2 情報の収集

住民生活課は、避難所及び避難人員の確認を行い、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みを把握する。

また、倒壊家屋、焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測する。これらの予測は、被災者1人あたり1.4リットル/日のし尿排泄があると想定する。

なお、住民生活課は、県に対して仮設トイレの必要数やし尿の処理収集の見込み、し尿の発生量の予測等を報告する。

3 処理作業

(1) 仮設トイレの設置

指定避難所等に仮設トイレを設置する必要がある場合は、仮設トイレのレンタル業者に対して、所要の仮設トイレの確保及び設置の協力を要請する。

なお、仮設トイレについては、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

また、仮設トイレの確保が困難な場合は、県に対して仮設トイレの斡旋を要請する。

なお、設置された仮設トイレの清掃等の衛生管理は、原則として避難した住民が中心となるで行う。

(2) し尿の収集、運搬

現行のし尿くみ取り委託業者に委託し、倒壊・焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を収集・処理するほか、必要に応じ生活環境に支障のない方法で処理する。

(3) 収集運搬体制の確立

必要に応じて他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(4) 処理が困難な場合

収集運搬体制の確立が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

第4 廃棄物処理施設の復旧

村は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第27節 ボランティア活動支援計画

(保健福祉課)

大規模な災害の発生により救援活動が長期または広範囲に及び、災害応急対策を円滑に実施するため災害ボランティアの参画が必要となる場合、村は災害ボランティアを確保するため、県と緊密な連携のもと以下に示す活動支援計画により災害ボランティア受入体制等を整備する。

第1 実施体制

災害ボランティアの派遣要請、受入に係わる業務担当は保健福祉課とし、社会福祉協議会及び関係機関との連携のうえで実施する。

また、災害ボランティアに関する情報の収集、提供については、奈良ボランティアネット、他市町村、関係機関、関係団体等のネットワークを十分に活用する。

第2 災害ボランティアの受入体制

1 ボランティアセンターの設置

村は、社会福祉協議会と関係機関・関係団体等と連携し、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する災害ボランティアセンターを設置する。

また、村は、県災害ボランティア本部と連絡調整し、円滑にボランティア活動が行えるよう整備を図る。

2 ボランティアの受入れ

災害ボランティアの受入れは、社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターが受付窓口となり、村と連携して活動内容や派遣場所等を勘案のうえ、受入れ及び派遣調整を行う。

第3 災害ボランティアの確保

1 一般災害ボランティア

本部長は、災害ボランティアの協力が必要と認めた場合は、社会福祉協議会と連携してボランティア団体を通じ、災害ボランティアに係わる以下の情報提供を行うとともに、協力を依頼する。

- ア 必要とするボランティアの活動内容及び人数
- イ ボランティアの集合日時及び場所
- ウ ボランティアの活動拠点
- エ ボランティアの行う防災活動に必要な装備、資機材の準備状況
- オ その他参考事項

2 専門的技能を有するボランティア

保健福祉課及び社会福祉協議会は、各課から専門的技能を有するボランティアの要請があった場合は、活動の内容、期間、派遣場所等を明らかにしたうえで、県に対し専門ボランティアの派遣を依頼する。

- ア 医療、助産分野
- イ 心身障がい者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー）
- ウ 建築分野（建築物危険度判定士）

- エ 語学分野
- オ 輸送分野
- カ 情報通信分野
- キ その他専門的な技能を有する分野

第28節 災害救助法等による救助計画

(各課)

災害救助法では、知事は災害により一定規模以上の被害が発生した市町村に対して、同法に基づく応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることとされている。

災害救助法の適用による救助は国の行う義務とされているが、その実施にあたり、知事は国の事務を請け負うこととされている。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を村長に委任することができることとされている。

救助の実施が村長に委任された場合、村は、防災関係機関及び住民と協力し、必要な措置を講じる。ここでは、災害救助法の適用に関する基準、手続、実施される応急救助の範囲等について示す。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準(資料編15-1参照)は、災害救助法施行令第1条第1項1～4の規定によるが、村における具体的適用基準は以下のとおりである。

- (1) 村の区域内の住家滅失世帯数が30世帯以上に達する場合(該当条項第1項の1)
- (2) 奈良県の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、村の区域の住家滅失世帯数が15世帯以上に達する場合(該当条項第1項の2)
- (3) 奈良県の区域内の住家の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、村の区域内の被害世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
 - (例) ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離または孤立しているなどのため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被害者への特殊な補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被害者の救助が極めて困難であり特殊の技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命、身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合

第2 滅失世帯の算定基準

1 滅失(被災)世帯の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、以下のとおり算定する。

- (1) 住家が全壊、全焼または流失した世帯は1とする。
- (2) 住家が半壊、半焼したものにあつては、2世帯をもって1とみなす。
- (3) 住家が床上浸水または土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯をもって1とみなす。

2 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定基準は、(資料編14-3参照)のとおりである。

第3 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用要請

災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みである場合、本部長(村長)は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

その場合には、以下に示す事項について口頭または電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び今後実施予定の救助措置
- カ その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫し、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第4 応急救助の実施

災害救助法による以下の救助の実施は、原則、知事が行う。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により救助の実施にかかる事務の一部を本部長（村長）が行うこととした場合は、本部長が救助を実施する。この場合、本部長は速やかにその内容を詳細に知事へ報告する。

（資料編15-2「救助の種類及び実施機関」参照）

（資料編15-3「救助の程度と期間」参照）

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の検索捜索及び処理
- サ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 書類の整備・保管

災害救助法による応急救助を実施した場合、各課は必要な書類を整備し保管する。

（資料編15-4「災害救助関係整備書類」参照）

第6 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない小災害の場合は、同法に準じて本部長（村長）が救助を実施する。

第29節 労務計画

(総務課)

村は、災害応急対策を実施するにあたり、村職員及びボランティア等の動員のみでは労力的に不足する場合、応急救助を行う必要な補助者として以下の要領で最小限の労働者を確保する。

第1 実施体制

労務計画に係わる業務の連絡窓口は総務課とし、公共職業安定所、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 作業要員の雇用及び応援要請

1 作業要員確保の要請

総務課は、各課が要員を必要とする場合、以下の方法で要員の確保を図る。

- (1) シルバー人材センター等に依頼し要員を確保する。
- (2) 公共職業安定所に対して要員の確保を要請する。
- (3) 以上でも要員が不足する場合は、近隣市町村に応援を要請し、要員を確保する。

2 要請事項

各課が要員を必要とする場合は、以下の事項を明示し、総務課を通じて県、関係機関及び近隣市町村へ要請する。

- ア 雇用の理由
- イ 所要職種別人員
- ウ 作業内容
- エ 雇用期間
- オ 就労場所
- カ 賃金
- キ その他必要な事項

3 要員の作業内容

災害応急対策の作業範囲は、概ね以下のとおりとする。

- ア 被災者の救出のための資機材の操作
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 飲料水供給のための運搬操作、防疫薬品等衛生材料の配布
- エ 救援物資の整理、輸送及び配分
- オ 遺体の搜索及び処理
- カ 障害物の除去等
- キ その他応急対策に必要な作業

4 作業要員の供給

総務課は、作業要員の確保を要請した場合、要請後速やかに作業要員輸送等の配車措置を講じ、作業要員の供給を受ける。また、作業終了後における作業要員輸送のための配車措置を講じておく。

5 雇用賃金及び支払い

賃金は、労働者の確保を要請したそれぞれの応急対策実施機関において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払いができない場合は、応急対策実施機関において就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

応急救助のため支出できる賃金は、村における通常の例による。

第3 知事及び防災関係機関に対する職員の派遣要請

災害対策に必要な技術者等の確保が困難な場合は、知事及び防災関係機関に対して以下の事項を明示し、技術者等の応援派遣あるいは幹旋の要請を行う。

- ア 派遣（幹旋）を要請する理由
- イ 派遣（幹旋）を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他勤務条件
- オ その他職員の派遣（幹旋）について必要な事項

第30節 文教対策計画

(教育委員会・保健福祉課)

村は、災害時に園児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命及び身体の安全を確保し小学校、中学校、保育所（以下「学校等」という。）における応急的な教育活動を実施するため、以下の対策を実施する。

第1 実施体制

文教対策に係わる業務の連絡窓口は教育委員会（小中学校）及び保健福祉課（保育所）とし、学校等の責任者（以下「学校長等」という。）との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 被害情報の収集

応急復旧の方針を決定するため、教育委員会及び保健福祉課は、次に掲げる事項について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

- ア 学校（所）施設の被害状況
- イ 教員・職員の被災状況
- ウ 児童・生徒等の被災状況及び概要
- エ 応急措置を必要と認める事項

第3 児童・生徒等の安全確保

災害時の学校長等が実施する児童・生徒等の安全確保対策は、以下のとおりとする。

- (1) 台風等の災害が発生するおそれがある場合で、奈良地方気象台から気象警報等が発表された時、学校等は、教育委員会・保健福祉課が別に通知した「気象警報発令時の登所・降所・登下校について」に従い措置する。
- (2) 児童・生徒及び保護者に対する連絡方法は、時間的に余裕のある場合すなわち下校前に災害が予測されるときは、直接児童・生徒に指示する。
保育園児の場合は、保護者の連絡網等を通じて各家庭に連絡する。
夜間等の緊急の場合には、学校等の独自の連絡網を通じて各家庭に連絡する。
- (3) 保育及び授業時間中において、災害時は、学校等において児童・生徒等の安全について十分に配慮し、学校長等の判断により適切な措置を講じる。また、授業や行事等を中止し下校（所）させる場合は、安全確保に万全を期すとともに直ちにその旨を教育委員会・保健福祉課に報告する。
- (4) 遠足等学校外で活動中の場合、引率の責任者は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう活動場所の状況について把握し、児童、生徒等を安全な場所に誘導した後、携帯電話等で学校長等に連絡する。
- (5) 災害時、学校長等は、災害対策本部または教育委員会・保健福祉課と協議し、必要に応じて、休校（所）措置をとる。
特に保育所については、施設が復旧するまでは、原則として休所とする。
- (6) 夜間、休日の災害時、学校長等はあらかじめ定めている教職員の校務分掌に基づき、教職員を登校させ、学校施設の被災状況を調査するとともに、施設が被災している場合は応急措置を行うなど被害拡大の防止に努める。

第4 応急教育の実施

1 教育施設の確保

学校長等は、災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のための施設や設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧、代替施設の確保、仮設校舎の設置等の措置を講じる。

2 教員の確保

学校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理にあたるが、その実施が不可能な場合は、臨時教員等の派遣を県教育委員会に要請するなど、教育に支障をきたさないように努める。

第5 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

「災害救助法」が適用されない場合は、被災児童・生徒及び家庭の被害状況を調査して、その被害により生計が著しく困難となった保護世帯、準要保護世帯及びその他特に村長が必要と認める世帯の生徒に、学用品（教科書を除く。）の経費を助成する措置をとる。

なお、災害救助法が適用された場合の学用品の給与基準は、以下のように定められている。

（1）対 象

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水により学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある児童・生徒

（2）学用品の品目及び費用の限度

- | | |
|---------------|--------------------|
| ア 教科書（教材を含む。） | 実費 |
| イ 文房具 | 災害救助法施行細則に定める限度額以内 |
| ウ 通学用品 | 文房具と同じ |

（3）期 間

- | | |
|-------------|---------------|
| ア 教科書 | 災害発生の日から1か月以内 |
| イ 文房具及び通学用品 | 災害発生の日から15日以内 |

2 授業料の減免または猶予

その被害により授業料の納入が著しく困難となった児童・生徒等に対して、授業料の減免等、適切な措置を講じる。

3 転出、転入の手続

児童・生徒等の転出、転入については状況に応じ、速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

児童、生徒等及び教職員の状態の把握や、心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第6 学校給食

以下のような事情が発生した場合、学校給食の配給を一時中止する。

- ア 災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊き出しに学校給食施設を使用する場合
- イ 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- ウ 感染症その他の危険が発生し、または発生が予想される場合

エ 給食物資の調達が困難な場合

オ その他、給食実施が外因的事情により不可能な場合

第7 被災者の救護活動への連携・協力

学校長等は、学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、村災害対策本部と連携し、円滑な運営に協力する。

また、学校給食施設等を活用した炊き出し等に協力するとともに災害の状況に応じて災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備する。

第31節 文化財災害応急対策

(教育委員会)

文化財の応急対策は、文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は、文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわないよう、村は、以下の応急措置を速やかに実施する。

第1 実施体制

文化財災害応急計画に係わる業務の連絡窓口は教育委員会とし、国、県、文化財所有者または管理者、その他関係機関等との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 被害状況の把握

文化財所有者または管理者から被災状況の情報を速やかに収集するとともに必要に応じて課員を現地に派遣するなど、被害状況調査を実施する。

なお、指定文化財の被害状況を確認した場合は、直ちに県教育委員会に報告する。

第3 応急措置

災害による被害状況の把握の結果、二次災害の発生や破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があるると判断された場合は、所有者または管理者に以下の応急措置を講じるよう指導する。

■文化財災害応急処置

災 害 別	応 急 対 策
1 風水害 及び震災	1 物理的な損傷の場合 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないよう注意する。 2 水損の場合 火災の水損に準ずる 3 地震、がけ崩れ等による建造物の傾斜や倒壊の場合 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施する。倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
2 火 災	1 焼損の場合 素材が脆くなっている場合が多いため取扱いは専門家の指示に従う。 2 煤、消火剤等による汚損の場合 除去作業は専門技術を要するため専門家の指示に従う。 3 水損の場合 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じて専門家の指示に従う。
3 全 般	被害状況を写真等で記録する。 美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、取扱いに慎重を期し、安全な場所に移動する。

第4 支援要請

本部長は、大規模な災害が発生し、村及び県の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県を通じ、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。

その際、必要とする支援の内容については、支援府県等に対して文書により要請を行う。ただし、その余裕がない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出する。なお、支援に要する経費は、事前に近隣府県と協議のうえ決定しておく。

第32節 風水害応急対策

(総務課・産業建設課)

村は、台風、豪雨、大地震等により生じる堤防の決壊、浸水、がけ崩れ・土石流等の水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、消防団と連携し、以下の風水害に係わる応急対策及び水防活動を実施する。

第1 実施体制

水防活動に係る業務の連絡窓口は総務課とし、現場担当を産業建設課、消防団として、相互の緊密な連携協力のもと水防活動を実施する。

第2 大地震発生時における水防活動

1 巡視点検及び応急措置

大地震を覚知した場合、または東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な場合、産業建設課は、消防団と連携し、直ちに所管する河川等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見した場合、災害対策本部への連絡及び当該施設の管理者への連絡により必要な措置を講ずる。また、緊急度を勘案して、適宜、堤防等の応急補強等を実施する。

2 情報の伝達

災害対策本部に大地震の発生により堤防が決壊し、または決壊するおそれがあると連絡された場合、総務課は、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を宇陀土木事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

第3 水防情報の受信

1 水防情報の受信

県河川課、宇陀土木事務所からの伝達は、総務課で受領する。受領した水防情報等により、本部長が警戒または応急活動を要すると判断した場合、総務課は、消防団長を通じ各消防団員へ必要な体制を整える旨を連絡する。

また、総務課は、以下の事項に該当する場合、直ちに宇陀土木事務所へ報告する。

- ア 消防団及び消防署が出動した場合
- イ 水防作業を開始した場合
- ウ 堤防等に異常を発見した場合（これに関する措置を含む。）

第4 警戒・広報活動の実施

本部長が警戒、または応急活動を要すると判断した場合、産業建設課は、消防団と連携して河川沿いの集落、土砂災害警戒区域（資料編12-1、12-2参照）等を中心に巡回し、必要に応じて地域住民の水害や土砂災害に対する警戒の呼びかけ等の広報活動を行う。また、以下の事項を発見した場合は、直ちに本部長、消防署長または消防団長に報告する。

本部長、消防署長または消防団長は、水防上危険な事項について報告があった場合、必要な指示を行うとともに、直ちに河川管理責任者等の関係者に連絡して必要な措置を求める。

- ア 護岸や堤防の越水・亀裂・がけ崩れ等
- イ 土石流・がけ崩れ等
- ウ その他水防上危険と認める事項

第5 被害状況等の調査・報告

1 被害状況等の調査

産業建設課は、消防団との連携による巡視等により被害を確認した場合、直ちに被害場所等の調査を行い、被害の種別及び程度、応急工作の要否等、必要な事項を本部長、消防署長または消防団長に報告する。

2 被害状況等の報告

本部長、消防署長または消防団長は、産業建設課、消防団等から被害状況等について報告があった場合、必要な指示を行うとともに堤防の決壊等の重要な被害については当該区域を管轄する警察等にその状況を通報する。

3 被害報告の取りまとめ及び県への報告

総務課は、本章第8節「被害状況の調査・報告計画」に準じて、県に対して被害状況の報告を行う。

第6 応急工作の実施等

1 応急工作の実施

産業建設課は、水害が発生あるいは、まさに発生しようとしている場合、速やかに応急工作を実施し、被害の拡大防止または発生防止に努める。

2 応急工作の関連措置

産業建設課は、応急工作の実施に際し二次災害の発生防止等の安全確保を図るため、必要に応じて警戒区域の設定または監視員の配置等必要な措置を講じる。

また、応急工作を実施した場合は、工作时または事後において現場写真の撮影等による記録保存を図る。

第7 風水害時の避難指示等の発令判断基準

風水害時の避難指示等を発令するための基準については、以下の運用を行い、早期の避難を心がける。

1 対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所

(1) 水害

河川沿いの集落等、水害の可能性がある地域を対象とする。

(2) 土砂災害

県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を対象とする。

2 避難指示等の発令区域

避難指示等の発令区域は、原則、大字ごととする。ただし、実際の災害における事態の進行状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断する。

3 水害、土砂災害に対する避難場所

避難場所は、村が指定している指定避難所（資料編7-1参照）の中から選定する。ただし、状況に応じて柔軟に運用する。

4 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等の発令は、原則として本章第1節第2「避難の指示の実施基準」のとおりとするが、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川上流部の状況、暴風域の接近状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努める。

また、巡視等により自ら収集する情報や避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等も考慮しつつ、総合的な判断を行う。

5 避難指示等の伝達方法

避難指示等の発令を判断したあとは、避難すべき区域の住民に対して、その情報を迅速に伝達する。伝達内容、伝達方法は、本章第1節第4「避難の指示等の周知」に準ずる。

第33節 二次災害の防止対策

(総務課・産業建設課)

土砂災害警戒区域等では、大地震、または余震等により地盤が緩み、その後の降雨等により土石流、斜面の崩壊、崩落及び地すべり等の土砂災害が発生しやすくなり、住民が避難の際に巻き込まれるおそれがあることから、これら災害から住民を保護するため、村は、危険箇所の巡回等による状況把握に努める他、施設の応急復旧等、以下の対策を講じる。

第1 実施体制

地盤災害応急対策に係わる業務の連絡窓口は産業建設課とし、総務課、県、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 土砂災害応急対策

産業建設課は、大地震発生後における余震、降雨等による二次的な土砂災害を防止するため、県に対し砂防ボランティア（斜面判定士等）の出動、応援協力、情報提供等を依頼する。

また、斜面の崩壊や崩落等によって被害を受けた土木施設については、県、施設管理者及びその他関係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第3 被災建築物の応急危険度判定

産業建設課は、警戒巡視活動を行い、被災建築物応急危険度判定を要すると認めた場合、判定の実施を具申する。

本部長は、被災建築物応急危険度判定を要すると認めた場合は、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、実施にあたって産業建設課は、実施計画等を作成しておく。

第4 被災宅地の危険度判定

産業建設課は、警戒巡視活動を行い、被災宅地危険度判定を要すると認めた場合、判定の実施を具申する。

本部長は、被災宅地危険度判定を要すると認めた場合は、県（危険度判定支援本部）に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

なお、実施にあたって産業建設課は、実施計画等を作成しておく。

第34節 雪害応急対策

(総務課・産業建設課)

村は、冬季における路面凍結、積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、県と相互に協力し、以下に示す応急対策を速やかに実施する。

第1 実施体制

雪害応急対策に係わる業務の連絡窓口は産業建設課とし、総務課、県、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

第2 情報収集・連絡体制の強化

総務課は、降雪・積雪により住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるときは、気象に関する予警報や積雪情報を収集し、連絡体制を強化する。

第3 道路交通の確保

産業建設課は、積雪時における道路交通確保のため、県、その他関係機関と連携し、以下の措置をとる。

- (1) 主要幹線や重要交差点など、除排雪作業の一層の強化を図る。
- (2) 「冬季凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」の看板を設置する。
- (3) 除雪委託業者の除雪機械やオペレーター等の追加動員の確保を行い、速やかな除雪対応に努める。
- (4) 主要路線以外の生活道路については、凍結防止剤を適所に配置し、散布について住民の協力を要請する。
- (5) パトロールを強化するなど、情報収集や関係機関との連絡体制の一層の強化を図り、必要に応じてこれらの情報を住民や通行車両に提供する。
- (6) 道路除雪担当外の課等に応援を求めるなど要員配備の調整により、道路除雪体制を強化する。

第35節 林野火災応急対策

(総務課・産業建設課)

林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、消防団、消防署、県、林野所有（管理）者、住民その他関係機関と連携して出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、以下の対策を実施する。

第1 火災の発見・通報

1 火災発見者の義務

火災発見者は、林野火災を発見した場合、直ちに最寄りの消防機関に、通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

2 奈良県広域消防組合消防本部の対応

通報を受けた奈良県広域消防組合消防本部は、直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次の関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

ア 森林の管理者（森林組合等）：森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

イ 奈良県：消防防災ヘリコプターの緊急運航

ウ 桜井警察署：消防車両の通行確保のための通行規制

エ 御杖村：消防団は、消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導を行うため、直ちに出勤する。

総務課は、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶ、もしくはそのおそれがある場合、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第2 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出勤した消防隊は、村消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

2 孤立者等の救出

現地に出勤した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出勤が必要な場合は、現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮にあたる。

第3 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

村・警察・消防団は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに火災発生区域周辺において広報車による広報を行い、登山者、林内作業員等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

2 地域住民の避難

村は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第4 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内での消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出動を要請する。

3 自衛隊の派遣要請

村長は、消防力での対処が困難であると判断される場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第5 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらくは警戒に当たる。

森林所有者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行う。

村は、そのための指導を行う。

第36節 原子力災害応急対策

(総務課)

村は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生の通報があったこと、及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言発出の連絡を受けた場合は、法令、奈良県地域防災計画及び本村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

第1 村の活動体制

村長（本部長）は、災害対策本部を設置する。

第2 県による情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努める。

県が知り得た情報は、防災行政無線等により、村等に速やかに伝達されることになっている。

第3 災害時の広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

村は、県等と連携し、防災情報提供システム、広報車、緊急速報メール等を活用し、正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

村は、県等と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

第4 避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があれば、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等について村に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

村は、県等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるよう努める。

また、村は、県と連携して、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

第37節 放射性物質保管施設災害応急対策

(総務課)

奈良県広域消防組合は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難指示等必要な応急対策を実施する。

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、もしくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し、必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、もしくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
- (3) 応急対策の内容
 - ア 関係防災機関への通報
 - イ 放射線量の測定
 - ウ 危険区域の設定
 - エ 立入禁止制限及び交通規制
 - オ 危険区域の地域住民の退避措置及び群衆整理
 - カ 被ばく者等の救出救助
 - キ 周辺の地域住民に対する広報
 - ク その他災害の状況に応じた必要な措置

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

(各課)

第1 実施責任者

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者）において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を行う。

このため、公共施設の復旧では、必要な施設の新設、改良等の事業計画を速やかに策定し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図れるよう迅速化に努める。

第2 災害復旧事業計画

村は、応急対策後に被害状況を的確に調査・把握し、それぞれが管理する公共施設等の災害復旧計画を作成する。

村公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防施設災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - キ 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 水道施設災害復旧事業計画
- (4) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (5) 公共医療施設、病院診療所等災害復旧事業計画
- (6) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (7) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (8) 公営住宅災害復旧事業計画
- (9) 公立医療施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

なお、災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

- (1) 村は、被災施設の復旧にあたって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (2) 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。

第2節 被災者の生活の確保

(各課)

村は、災害により滅失または破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた住民が再起更正できるよう職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免措置等により被災者の生活を確保するための対策を実施する。

第1 被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成

村は、災害対策基本法第90条の2に基づき、村域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請がなされたとき、遅滞なく住家の被害及びその他村の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面である「り災証明書」を交付しなければならない。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

り災証明書は、被災した事実の証明書であり、各種の被災者支援施策の適用の基礎となる。

村は、被災者生活再建支援金の支給その他、各種の被災者支援措置を適切に実施できるよう、り災証明書の交付体制を早期に確立し、交付する。

なお、り災証明に関する業務担当は総務課とし各課、連携のもと実施する。

1 り災証明の対象

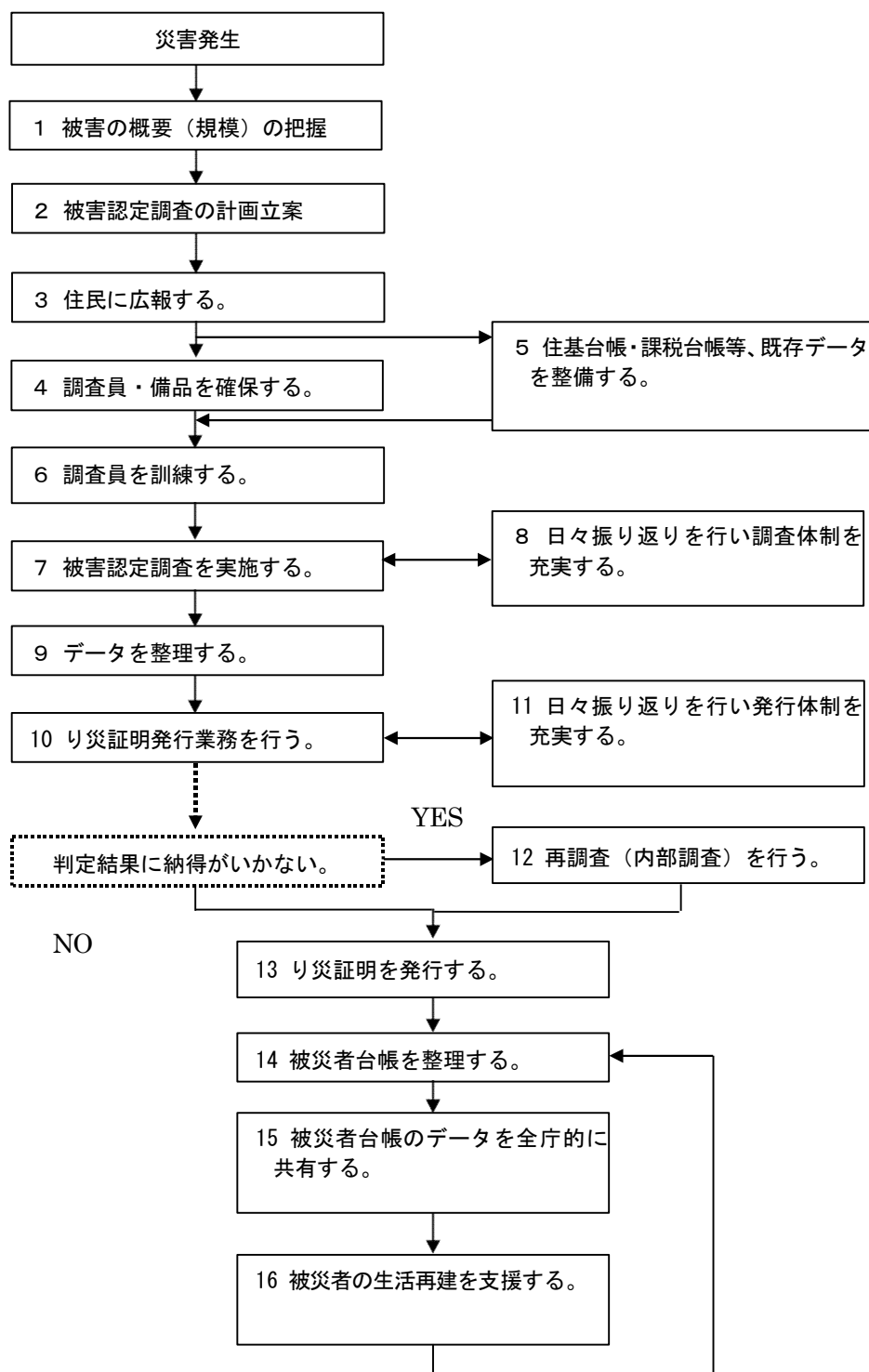
り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の事項の証明を行う。

- ア 火災及び爆発を除く災害による被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）
- イ 火災及び爆発による被害（全焼、半焼、部分焼、水損）

2 被害家屋の判定基準

り災証明を行うにあたっての被災家屋の判定は、「災害の被害認定基準」（資料編14-3参照）による。

3 リ災証明発行の流れ



(1) 事前対策

ア 建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する。なお、村職員のみでは、対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 被害家屋の調査を迅速に実施するため、細かな判定ができる調査票を作成し、調査方法を職員に周知する。

エ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

（2）被害家屋調査の実施

ア 調査期間

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1か月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について、被災者の申し出に基づき実施する。

イ 調査方法

被害家屋を対象に、2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとに内部立ち入り調査により実施する。

（3）被災者台帳の作成

固定資産課税台帳及び住民基本台帳のデータを基に、被災証明書の発行に必要な被害情報等を入力した被災者台帳を作成する。

（4）り災証明書の発行

被害家屋居住者の申請（資料編14-1「り災証明申請書」参照）により、り災証明書（資料編14-2参照）を1棟につき1枚を原則に発行する。

ただし、火災及び爆発に関する証明は、奈良県広域消防組合が発行する。

4 り災証明に関する広報

総務課は、り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに村広報紙等により被災者への周知を図る。

第2 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- （1）災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- （2）10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- （3）100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- （4）（1）または（2）の被害が発生した県の区域内の他の市町村（人口10万人未満に限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- （5）（3）または（4）に規定する県の区域に隣接する県の区域内の市町村（人口10万人未満に限る。）で、（1）～（3）の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全損する被害が発生した自然災害
- （6）（3）または（4）に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満に限る。）の区域であって、5（人口5万人未満の市町村にあっては2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

2 支援金の対象世帯

- （1）住宅が全壊した世帯
- （2）住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- （3）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- （4）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅を除く）	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅を除く）	50	50	100
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	100	100
	補修	—	50	50
	賃借（公営住宅を除く）	—	25	25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅を除く）	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅を除く）	37.5	37.5	75
中規模 半壊世帯	建設・購入	—	75	75
	補修	—	37.5	37.5
	賃借（公営住宅を除く）	—	18.75	18.75

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

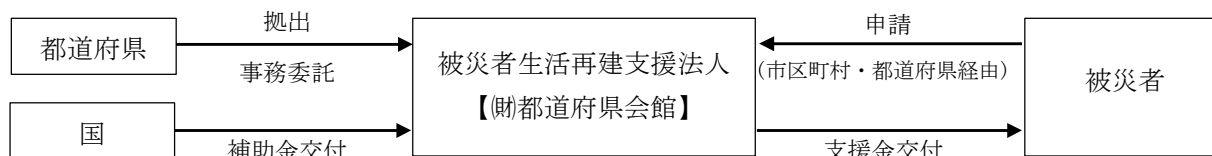
加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

4 支給手続き

村は、住宅の被害認定を行い、り災証明書等を発行するとともに、被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類を受け付け、県へ送付する。

申請書は県経由で財団法人都道府県会館（被災者生活再建支援法人）が受理し、被災者に対し支援金を支給する。

■支援金支給の仕組み



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

第3 生活相談

村は、災害の規模に応じて必要であると認めた場合、被災者のための相談窓口を村庁舎、避難場所等に設置し、以下の内容を実施する。

なお、生活相談に関する業務は保健福祉課が中心となり各課、連携のもと実施する。

- (1) 被災者からの相談または要望事項等の聴取及びその対応を図る。
- (2) 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、村関係各課と緊密な連携を図る。
- (3) 相談内容、被害状況等について防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の確立を図る。
- (4) 実施にあたっては、必要に応じて関係団体及び学識経験者に協力を依頼する。

第4 女性や性的マイノリティのための相談

災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、性暴力被害相談、法律相談)

第5 雇用対策

1 村の対策

村は、村内事業者に対する被災者の優先的な雇用促進の要請、奈良労働局、公共職業安定所及び県産業・雇用振興部に対する臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施等による早期再就職の促進対策の要請を行う。

なお、雇用対策に関する業務は、産業建設課が中心となり各課、連携のもと実施する。

2 県の対策

県は、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため県内の事業主や経済団体等に対して雇用の維持を要請するとともに奈良労働局に対して被災者のための臨時職業相談窓口設置等の雇用対策を要請し、被災者の生活再建に努める。

また、県立高等技術専門学校においては、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

3 奈良労働局

奈良労働局は、雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援援助を行うとともに災害による離職者の把握に努め、関係機関と協力して、就職斡旋のための積極的な求人開拓を行う。

また、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、必要に応じて広域職業紹介を活用し、広く就職機会の提供を行うとともに被災地域を管轄する公共職業安定所に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

また、必要に応じて雇用保険の失業等給与に関する特例措置*等を実施する。

*雇用保険の失業等給与に関する特例措置

公共職業安定所は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者(日雇用労働被保険者を除く。)が、当該事業所が災害により事業を休止または廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険上の失業者として取扱い、雇用保険法に基づく基本手当(傷病手当を含む。)を支給する。また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第6 税・使用料等の徴収猶予及び減免

1 村税の納税緩和措置

被災した納税義務者及び特別徴収義務者に対して、地方税法による緩和措置として事態に応じた納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出または村税の納付ができないと認められる場合は、その申請により2か月を超えない期限において村税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、村税を納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められる場合は、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、固定資産税等の減免を行う。

2 使用料等の減免措置

災害により甚大な被害を受け、通常の生活を確保することが困難となった人に対し、次の事項について、納期限の延長または減免措置をとる。

- ア 諸証明手数料
- イ 保育料
- ウ 公営住宅使用料
- エ 水道使用料

第7 援助資金の貸付等

1 災害弔慰金等の支給

村は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度の概要を広報するとともに、自然災害等により死亡した者の遺族や被災した世帯に対して、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(資料編16-5参照)に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金を支給する。

(資料編13-1「災害弔慰金・災害障害見舞金」参照)

2 災害援護資金の貸付

村は、災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い、または家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対して、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金の貸付(資料編13-2参照)を行う。

3 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、生活福祉資金(災害援護資金、住宅資金)の貸付(資料編13-3参照)を行う。

ただし、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

村は、生活福祉資金貸付制度等の概要を広報するとともに県社会福祉協議会と連携のもと、村社会福祉協議会に相談窓口を開設し、生活福祉資金貸付等の斡旋を行う。

4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

配偶者のない女子・男子であつて、現に未成年者を扶養している者またはかつて母子家庭及び父子家庭であつた者に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している未成年者または寡婦の福祉を増進するために活用する場合に対して、県が貸し付ける。(資料編13-4参照)

これは、一般的な融資制度であるが、災害の場合には据置期間を延長することができる特例措置がある。

村は、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の概要を広報するとともに県社会福祉協議会と連携のもと、村社会福祉協議会に相談窓口を開設し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付の斡旋を行う。

5 被災者生活再建支援金の支給

県は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して被災者生活再建支援金(資料編13-5参照)を支給する。

村は、被災者生活再建支援金支給制度の概要を広報するとともに、申請書類の提出窓口を開設する。また、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係わる被害の確認を行い、県(ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された(財)都道府県会館に委託)に申請書類を送付する。

県は、村から申請書類の送付があつた場合、必要に応じ調査等を行ったうえで、被災者生活再建支援法人に送付する。

被災者生活再建支援法人は、これを審査のうえ支給の可否を決定し、支援金の支給を行う。

6 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋

(1) 災害復興住宅資金

村は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復旧住宅資金融資適用災害に該当する場合は、被災者に対して当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 地すべり等関連住宅資金

住宅金融機構は、独立行政法人住宅金融機構法に該当し、地すべり等防止法または急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続が実施できるよう努める。

第8 公営住宅の建設

一定規模の災害により住宅が滅失または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、村は必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合においては、災害により滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、村及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

なお、公営住宅の建設に関する業務は、むらづくり振興課が中心となり各課、連携のもと実施する。

第9 郵政事業の特別措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を以下のとおり実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配郵便局とする。

(2) 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む。)の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に於てた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用、または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保または交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、または郵便の業務の一部を停止することがある。

第3節 被災中小企業の振興

(むらづくり振興課)

村は、県と協力し、被災した中小企業者の施設の復旧に要する事業資金等の融通が円滑に行われ、早期経営の安定と、より一層の振興が図られるよう以下の措置を講じる。

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用に必要な措置

中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

2 政府系中小企業金融機関への協力要請

株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対して要請を行う。

3 信用力の低い中小企業に対する融資の円滑化

信用力の低い中小企業に対する融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請する。

4 中小企業向け融資の特別配慮

地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮の協力を要請する。

5 中小企業信用保険法の指定に必要な措置

災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第4節 農林業者への融資

(産業建設課)

村は、県と連携し、被災農林業者に対して、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいた災害に対する特別の財政援助を活用しつつ農林業の経営の回復、安定を図る。

村は、関係団体等の協力を得て、個人に対して以下のような融資制度の情報提供に努め、必要に応じて相談窓口を設置し、被災農林業者の相談に応じる。

第1 農業災害に対する融資制度

(資料編13-6「農業災害に対する融資制度」参照)

1 (株)日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

災害により被災した農業用施設の復旧に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害等により資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融通する。

(3) 農業基盤整備資金

農地、災害により流失、埋没した農地等の復旧に要する費用を融通する。

2 経営資金等の融通(天災資金)

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。(天災資金)

第2 林業災害に対する融資制度

(資料編13-7「林業災害に対する融資制度」参照)

1 (株)日本政策金融公庫からの融資

(1) 農林漁業施設資金

災害により被災した林業用施設の復旧に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害等により資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融通する。

(3) 林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設等の復旧に要する費用を融通する。

第5節 義援金の取扱いに関する計画

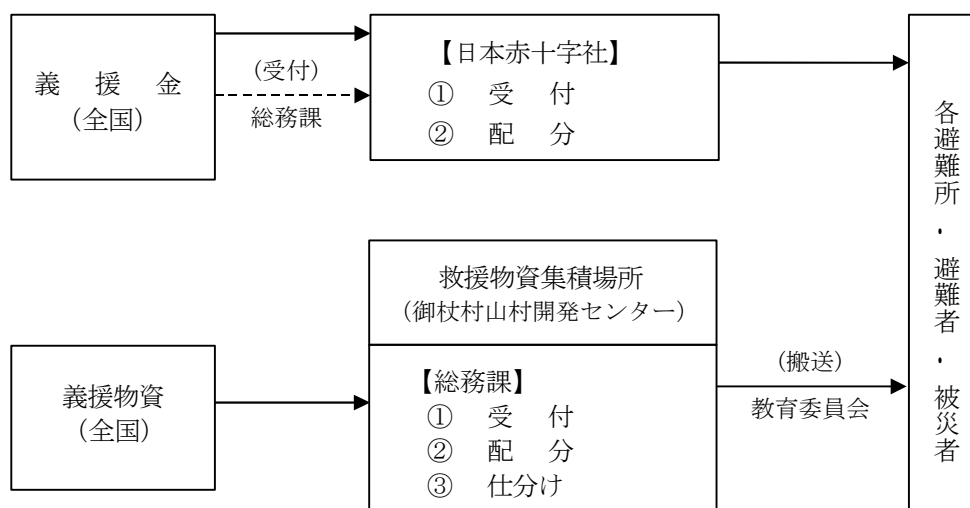
(総務課・教育委員会)

村は、災害発生時に被災者に寄贈される義援金品について、円滑に受付、保管及び配分を行うため、その取扱いの方法を以下のとおり定める。

第1 実施体制

義援金品の取扱いに関する業務の連絡窓口は総務課とし、県、日本赤十字社奈良県支部、その他関係機関との緊密な連携協力のもと実施する。

■義援金品の供給フロー



第2 義援金の募集・受付

1 義援金の募集、受付

災害時には、日本赤十字社奈良県支部により、義援金の募集や受入れ、管理が行われ、新聞社等の報道機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等を組織するなど、その連絡調整が行われる。

総務課は、日本赤十字社奈良県支部（義援金募集委員会等）が行う義援金の受入れや管理について、村が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

■日本赤十字社奈良県支部連絡窓口

- ・電話番号 0742-61-5666
- ・FAX 0742-61-5756

2 村へ届けられる義援金の受付、管理

直接、村へ届けられる義援金の受付は、総務課が行う。

義援金を受け付けた場合は、原則として日本赤十字社奈良県支部（義援金募集委員会等）へ引継ぎを行うが、必要に応じて金融機関において保管する。

なお、受付にあたっては、寄託者に対して受領書を発行するとともに授受について必要な記録を整備する。

第3 義援物資の募集、受付

1 義援物資の募集

総務課は、災害発生後、被災地の状況等から本部長が必要と認めた場合、関係機関の協力のもと義援物資の募集を行う。

その際、報道機関等を通じ以下の内容について広報を行う。

- (1) 被災地において必要とする物資
- (2) 被災地において不要である物資
- (3) 当面必要でない物資
- (4) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 生物は入れないこと
 - イ 品物はビニール袋に入れてから箱に梱包すること
 - ウ 中身がわかるように三方にラベルを貼り付けて品名、数を明記すること

2 義援物資の受付

総務課は、受付窓口を御杖村山村開発センターに設置し義援物資の受付を行う。

なお、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び近隣市町村に協力を要請する。

3 義援物資の配分

総務課は、寄せられた義援物資を速やかに配分する。配分にあたっては、被災者の状況等を十分に考慮し、公平な配分を行う。

なお、義援物資の指定避難所等への搬送については、本章第22節「食料、生活必需品の供給計画」に準ずる。

第6節 義援金品の配分

(総務課)

災害の発生に伴い、住民、他府縣市町村等から被災者あてに寄託された義援金品は、迅速かつ適切に被災者に配分する。県は、被災地の状況に応じ被災者への公平性に配慮して義援金の配分を行うため、学識経験者、義援金募集機関代表、被災地関係者、福祉団体代表等で構成する配分委員会を設置し、その事務局を担当する。

村は、本章第5節「義援金の取扱いに関する計画」等に基づき日本赤十字社奈良県支部、または配分委員会等が行う配分業務に関わり、村が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第1 義援金品の受付

総務課は、被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を役場庁舎等内に開設する。受付期間は災害発生の日から概ね1か月以内とし、必要に応じて延長する。

なお、義援金品の受付要領は以下のとおりとする。

詳細は、前節「義援金の取扱いに関する計画」に準ずる。

- (1) 受付期間は概ね災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 義援金品の募集及び住民への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等、報道機関を通じて行う。
- (3) 義援物資は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは受け付けない。

第2 義援金品の保管

総務課は、義援金品の受付に際して受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

詳細は、前節「義援金の取扱いに関する計画」に準ずる。

第3 義援金品の配分・交付

寄託を受けた義援金品の配分、交付にあたっては、県、村社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社、中央共同募金会、各報道機関及び各金融機関等との連携、協力のもと統一的な基準により義援金品の配分、交付を行うことを基本とする。

ただし、災害の規模や被災状況に応じて、村長の判断により具体的な運用を決定する。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

(各課)

村は、災害対策基本法に規定される著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、県に協力して被害の状況を速やかに調査・把握するとともに県を通じて早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

第1 激甚災害に関する調査

各課は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査する。

第2 激甚災害指定の迅速化

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めた場合、各課は、国の機関と密接な連絡のうえ、指定の迅速化を図る。

第3 激甚災害に関する財政援助措置

激甚災害に関わる財政援助措置の対象事業は、以下のとおりである。

■災害復旧事業等財政援助

区 分	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧（関連含む。）事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害法3条1項1号・2号
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧国庫負担法	激甚災害法3条1項2号
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	激甚災害法3条1項4号
農地・農業用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚災害法5条
林地荒廃防止施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	—
林道災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	激甚災害法5条
共同利用施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律3条	激甚災害法6条
森林災害復旧事業	—	激甚災害法11条の2
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法	激甚災害法3条1項5号
児童福祉施設災害復旧事業	予算補助	激甚災害法3条1項6号
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法	激甚災害法3条1項6号の2
身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法	激甚災害法3条1項7号
障害者支援施設等災害復旧事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	激甚災害法3条1項8号
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法	激甚災害法3条1項9号
感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症法	激甚災害法3条1項10号
感染症予防事業	感染症法	激甚災害法3条1項11号
堆積土砂排除事業	—	激甚災害法3条1項12・13号

区 分	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
湛水排除事業	—	激甚災害法3条1項14号、10条
天災による被害農林漁業者等に対する資金措置	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法2条	激甚災害法8条
中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法	激甚災害法12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚災害法13条
事業協同組合等施設 災害復旧事業	—	激甚災害法14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	—	株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項
公立社会教育施設災害復旧事業	—	激甚災害法16条
私立学校施設災害復旧事業	—	激甚災害法17条
水防資材費補助の特例	水防法	激甚災害法21条
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法	激甚災害法22条
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法	予算補助
し尿処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害清掃費	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	予算補助
火葬場災害復旧事業	予算補助	予算補助
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律3条、8条、10条	
防災集団移転促進事業	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特例措置等に関する法律2条、7条	
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律12条、23条	
がけ地近接危険住宅移転事業	予算補助	
自然災害防止事業	予算補助	
災害特例債	—	災害対策基本法102条1項 小災害特例債、歳入欠かん債、 災害対策債
交付税措置	災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付	

第8節 災害復旧・復興計画

(各課)

災害発生後から、被災者が速やかに再起できるよう、各種支援及び社会経済基盤の再構築を図るとともに、甚大な被害を受けた地域について、村と県が連携して復旧・復興計画を作成する。

第1 災害復興アクションモデル

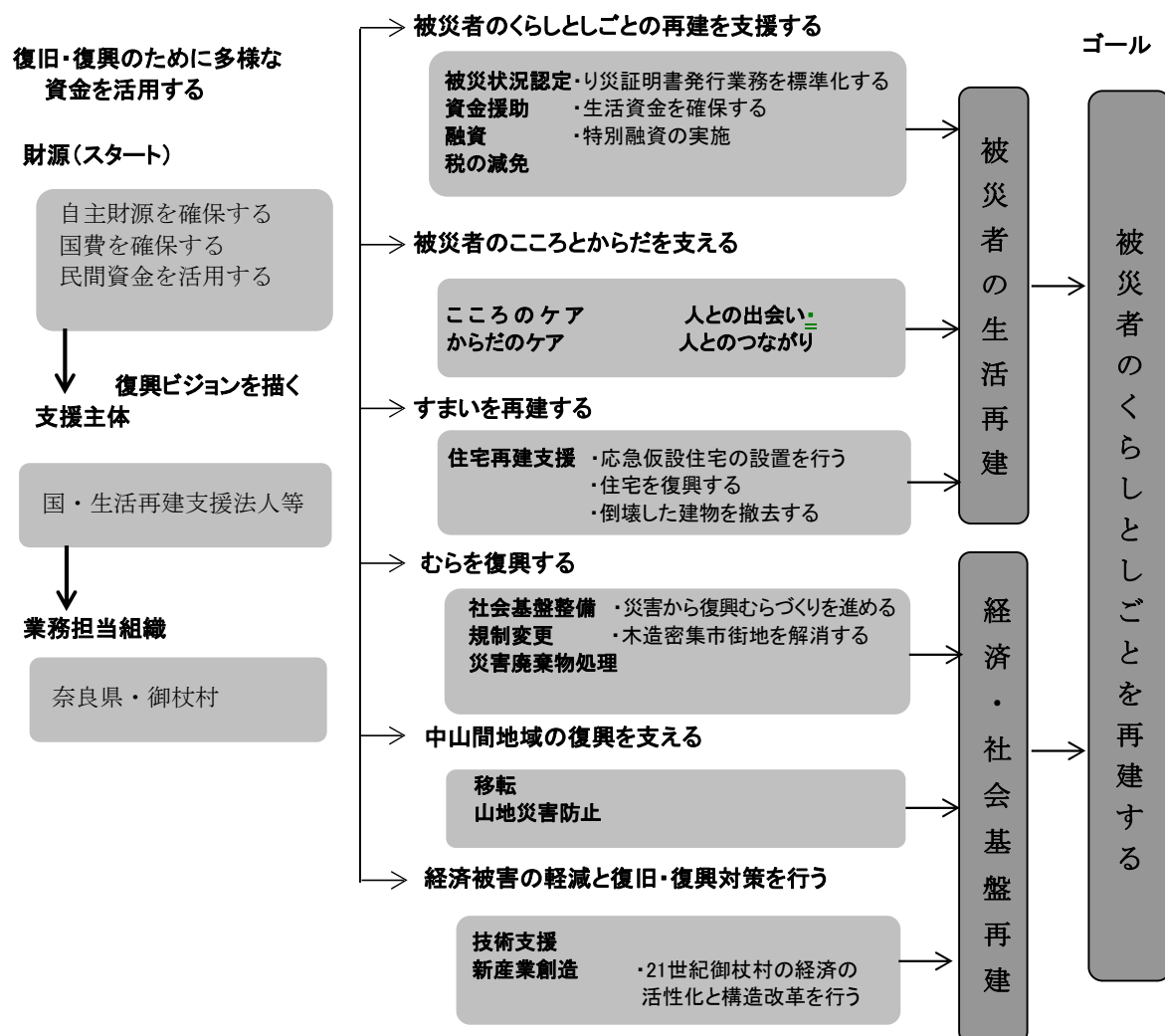
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件整備を図る。

また、村は災害により地域の社会経済活動が低下する状況などを考慮し、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すること」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してより良いものとなるよう、暮らしと環境を再建する活動のことである。

村は、県の協力を得て、復興の主役は地域の住民であるということを念頭に置き、各種の復興対策を実施する。

以下に復興の道筋を示す。(総合的な復興のアクションモデル)



第2 復興計画の策定

村は、被災地の復興に当たっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活を目指し、発災後、復興の主役である住民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

1 復興計画

村は、被災規模等に応じて必要と認められるとき、県の示す復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて復興計画を策定する。

2 事前の復興対策

災害復興は、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務の実行が必要である。村は、県と協力し、復興対策の手順の明確化や復興に必要な基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて、その状況などの把握に努める。

3 住民の合意形成

地域復興の主体は、その地域の住民であることから、村は、早期にむらづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させる。

このため、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において地域住民の参加と協力を得て行う。

また、決定事項は、速やかに公表し、周知徹底を図る。

4 技術的・財政的支援

村は、国や県その他関係機関に対し、円滑に復興対策を実施できるよう必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員の派遣を要請する。

また、村は、必要に応じ県の協力のもと国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

なお、復興財源を確保するのに必要であると認められる場合、県は、復興資金の設立について以下のとおり検討する。

- (1) 被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。
- (2) 基金が実施する事業は、財産の運用益により賄うことを原則とする。

第3 復興対策体制の整備

村は、県と協力し、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、災害の規模等に応じて適宜復興本部等の体制を確立する。

1 復興対策体制

村は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- ア 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- イ 復興計画の策定
- ウ 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達

- エ 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施または支援の要請
- オ 県の設立する復興基金への協力
- カ 復興計画の進捗管理
- キ 被災者の生活再建の支援
- ク 相談窓口等の運営
- ケ 民心安定上必要な広報
- コ その他の復興対策

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

(各課)

第1 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に関して地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、村は、平成15年12月17日に「推進地域」に指定されている。

第2 基本的な考え方

1 基本方針

本計画は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を「自助」、「共助」及び「公助」の協働により防止、軽減するため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定めたものである。

2 留意事項

本計画の策定にあたっては、南海トラフ地震の特質を考慮し、以下の点に留意した。

(1) 広域防災体制の確立

南海トラフ地震が発生した場合、広域かつ甚大な災害が発生するおそれが強いため、国や地方公共団体等が連携し、近隣府県のみならず、推進地域以外の地域も含めた広域的な防災体制を確立するとともに、個々の地域において災害発生直後は受援が困難であることを想定した「自助」、「共助」による地域防災力を向上させることが不可欠である。

(2) 計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査委員会の公表では、令和7年1月1日現在における南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、80%程度に達すると考えられているため、計画的かつ早急な予防対策が必要である。

(3) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した南海トラフ地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生する場合もあった。このため、南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、一般的な地震発生後の余震対策とともに、後発の地震対策が必要である。

第3 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱

本村の地域に係る南海トラフ地震の防災に関し、本村の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1章第2節「防災機関などの役割」の規定に基づく。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

(各課)

村は、気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生に備えて、災害応急対策を実施する。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- (1) 過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1か月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。
- (2) 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震または現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後の情報

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地

震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

（3）南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除し、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）もしくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

（3）後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

村は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認

（ア）家具等の固定

ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。

（イ）避難場所・避難経路の確認

（ウ）家族等との安否確認手段の取り決め

（エ）家庭等における備蓄の確認

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

（4）必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 村及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び住民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 村及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 村及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施にあたり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

村は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行う。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、本章第8節「地震発生時の応急対策等」により定める。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

(1) 村及び県、関係機関及び住民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努め、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得る。

(2) 住民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 村は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、住民に密接に関係のある事項について周知する。また、住民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(各課)

村は、「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について事業を推進する。

第1 奈良県地震防災緊急事業五箇年計画

村は、南海トラフ巨大地震等による広域災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 その他

上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定めてその施設等の整備促進に努める。

第4節 防災訓練計画等

(総務課・教育委員会・保健福祉課)

南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、村、県及び防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

第1 防災訓練計画

総務課及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、推進地域に係わる大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

この防災訓練は、第2章第8節「防災訓練計画」を準用するほか、以下の事項に留意する。

- (1) 村は、南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員非常参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- (2) 防災訓練は、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。
- (3) 防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- (4) 村は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- (5) 村は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実

村所管の学校、社会福祉施設等の公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならない。

このため、施設管理者は、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限とし、公共施設の機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法、その他の対策について計画を定めておき、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

(総務課・教育委員会)

村は、県その他の防災関係機関、地域の自主防災組織等と協力して、第2章第7節「防災教育計画」に基づく取組のほか、以下の南海トラフ巨大地震等の防災上必要な防災知識の普及を推進する。

第1 村職員に対する防災知識の普及

地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進めるうえで極めて重要である。

村職員に対する防災知識の普及は、第2章第7節第1「村職員に対する防災教育」を準用するほか、南海トラフ防災対策の円滑な実施を図るため、特に以下の事項を含む研修受講等を促進し、必要な防災知識の普及に努める。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に以下の点に留意したもの
 - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること
 - イ ライフラインは、府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣にない場合でも長期に渡り供給が途絶することが考えられること
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (7) 職員等が果たすべき役割
- (8) 地震対策との現在講じられている対策に関する知識
- (9) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (10) 家庭内での地震防災対策の内容

第2 住民に対する防災知識の普及

第2章第7節第2「一般住民に対する防災知識の普及」を準用するほか、南海トラフ地震に備えて、以下の事項を含むよう配慮する。

- (1) 南海トラフ地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に以下の点に留意したもの
 - ア 南海トラフ地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること
 - イ ライフラインは、府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣にない場合でも長期に渡り供給が途絶することが考えられること
- (5) 地震に関する一般的な知識
- (6) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (7) 正確な情報入手の方法

- (8) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (9) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (10) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 平常時より住民が実施可能な応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (14) 家庭内での地震防災対策の内容

第3 学校教育

第2章第7節第3「学校等における防災教育」を準用するほか、南海トラフ地震に備えて、以下の事項を含むよう配慮する。

1 教職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震に関する基本的事項
- (2) 南海トラフ地震発生時の緊急行動
- (3) 応急処置の方法
- (4) 教職員の業務分担
- (5) 児童、生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
- (6) 学校等に残留する児童、生徒等の保護方法
- (7) その他、第2章第7節第2「一般住民に対する防災知識の普及」に示す内容

2 児童・生徒等に対する教育

防災教育の内容は、以下の事項を含むよう努める。

- (1) 南海トラフ地震に関する基本的事項
- (2) 南海トラフ地震発生時の緊急行動
- (3) 応急処置の方法
- (4) 児童、生徒等の下校時等の安全確保方法
- (5) その他、本節第2「住民に対する防災知識の普及」に示す内容

第6節 地域防災力の向上に関する計画

(総務課・保健福祉課)

広域かつ甚大な被害が予想される南海トラフ地震に対処するためには、住民、企業、自主防災組織、ボランティア団体等の地域防災体制強化への主体的な参加、連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携のもと、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。このため、総務課及び保健福祉課は、第2章第9節「自主防災組織の育成に関する計画」第2章第12節「ボランティア活動支援環境整備計画」に準用する地域防災力の向上に関する計画を実施するとともに、ボランティアが円滑に活動できるよう必要な環境整備を図る。特に、以下の点に留意する。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

- (1) 南海トラフ巨大地震の特性およびその対策についての知識の普及
(他地域から奈良県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画(BCP)の作成、各種防災関係資材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が重要である。

また、地域防災力向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携等、防災活動への企業としての協力体制の確立も重要である。村は、これらの活動を推進するため、平常時から事業所等との情報交換や連携体制の強化に努める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

(各課)

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化、帰宅困難者対策、文化財保護対策等、事前の防災対策に取り組む。

第1 広域防災体制の確立

南海トラフ地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害が予想されるため、大規模災害発生時は、村のみならず近隣府県、市町村が連携して災害応急対策にあたる必要がある。

このため、村は、国、県をはじめ防災関係機関や各種関係団体等の縦横の連携体制を一層強化し、適切な災害応急活動を実施するための体制の整備に努める。

1 広域的防災対策とネットワーク化

(1) 交通状況の情報の共有化

国及び県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能となるように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路等について、通行、使用の可否や交通状況の早急な確認と情報の共有化に努める。

(2) 輸送戦略の検討

国及び県と協力し、道路等が被災した場合の輸送戦略を検討する。

(3) 防災活動拠点のネットワーク化

国及び県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進する。

2 災害用ヘリポートの整備

南海トラフ地震発生時には、道路被害や道路上の障害物等の錯乱により被災地域への救急活動、救護活動、救急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがあるため、機動性があるヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要になる。

このため、総務課は、第3章第9節「ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」に準じた災害用ヘリポートの整備を実施する。

3 自衛隊の派遣要請

総務課は、災害が発生し、村及び関係機関のみでは十分な災害応急活動が困難であり、かつ住民の生命または財産を保護するため必要と判断した場合、第3章第12節「受援体制の整備」に準じた自衛隊の災害派遣要請の申入れを行う。

第2 建築物等の耐震診断、耐震改修の促進

村は、南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される長周期地震動の構造物等に及ぼす影響についての今後の国等の研究結果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

1 住宅の耐震化促進

(1) 住民の耐震化に関する意識啓発

住宅の耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、地震に強い住宅に関する関心を高めるため、意識啓発の実施に努める。

(2) 住宅補強や建て替えの促進

耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設等、住宅補強や建て替えを促進する対策の実施に努める。

(3) 家具固定等の推進

屋内において、固定していない家具等の転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化された。村は、既存建築物の耐震性向上のため、地震知識の普及・啓発に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第3 長周期地震動対策

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期となる要素が多く含まれる。また、地震動の継続時間も長い。

このため、産業建設課は、国、県及び事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究等に可能な限り協力する。

第4 斜面崩壊、液状化対策

斜面崩壊対策は、第2章第19節「地盤災害予防計画」を準用し、迅速な実施に努める。

また、液状化の可能性のある地域や工法の啓発に努める。

第5 時間差発生による災害の拡大防止

1 連続発生を考慮した対応方針

南海トラフ地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、総務課は、県と協力して両地震が連続して発生した場合の危険性について広報するなど、住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

連続発生を考慮して、応急危険度判定は、迅速に実施する。

- ・第2章第19節「地盤災害予防計画」
- ・第3章第33節「二次災害の防止対策」

第6 相談窓口の設置

村は、南海トラフ地震の発生に備えて、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第7 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震等が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲にわたり不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になる。このため、県と連携して、帰宅困難者対策を推進する。

- (1) 県外就業率・就学率が高いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者に対して、「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。
- (2) 年間約3,300万人の観光客が奈良県を訪れることから、県は、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの指定緊急避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

【御杖村地域防災計画】

令和7年3月

〒633-1302

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地

御杖村総務課

TEL 0745-95-2001

FAX 0745-95-6800